

官報

号外 平成四年十二月一日

○第一百一十五回 衆議院会議録 第五号(一)

平成四年十二月一日(火曜日)

議事日程 第四号

平成四年十二月一日

午後二時開議

第一 大阪湾臨海地域開発整備法案(建設委員長提出)

宇宙開発委員会委員任命につき同意を求めるの件
公害健康被害補償不服審査会委員任命につき同意を求めるの件
中央更生保護審査会委員任命につき同意を求めるの件
電波監理審議会委員任命につき同意を求めるの件
日本放送協会経営委員会委員任命につき同意を求めるの件

一般職の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)
特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)
防衛庁の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)
地方交付税法等の一部を改正する法律案(内閣提出)
裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)
検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)

第四 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律案(第百二十三回国会 内閣提出)
第五 特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律案(第百二十三回国会 内閣提出)
第六 住宅金融公庫法及び北海道防寒住宅建設等促進法の一部を改正する法律案(内閣提出)
第七 著作権法の一部を改正する法律案(内閣提出)
第八 商工委員長選任の件
第九 商工委員長の選舉

日程第三 国会等の移転に関する法律案(海部俊樹君外十七名提出)

日程第四 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律案(第百二十三回国会 内閣提出)

日程第五 特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律案(第百二十三回国会 内閣提出)

日程第六 行為規範の一部を改正する規則案(議院運営委員長提出)

日程第七 行為規範の一部を改正する規則案(議院運営委員長提出)

日程第八 行為規範の一部を改正する規則案(議院運営委員長提出)

日程第九 行為規範の一部を改正する規則案(議院運営委員長提出)

日程第十 行為規範の一部を改正する規則案(議院運営委員長提出)

日程第十一 行為規範の一部を改正する規則案(議院運営委員長提出)

日程第十二 行為規範の一部を改正する規則案(議院運営委員長提出)

日程第十三 行為規範の一部を改正する規則案(議院運営委員長提出)

日程第十四 行為規範の一部を改正する規則案(議院運営委員長提出)

日程第十五 行為規範の一部を改正する規則案(議院運営委員長提出)

日程第十六 行為規範の一部を改正する規則案(議院運営委員長提出)

日程第十七 行為規範の一部を改正する規則案(議院運営委員長提出)

日程第十八 行為規範の一部を改正する規則案(議院運営委員長提出)

日程第十九 行為規範の一部を改正する規則案(議院運営委員長提出)

日程第二十 行為規範の一部を改正する規則案(議院運営委員長提出)

日程第二十一 行為規範の一部を改正する規則案(議院運営委員長提出)

日程第二十二 行為規範の一部を改正する規則案(議院運営委員長提出)

日程第二十三 行為規範の一部を改正する規則案(議院運営委員長提出)

日程第二十四 行為規範の一部を改正する規則案(議院運営委員長提出)

日程第二十五 行為規範の一部を改正する規則案(議院運営委員長提出)

日程第二十六 行為規範の一部を改正する規則案(議院運営委員長提出)

日程第二十七 行為規範の一部を改正する規則案(議院運営委員長提出)

日程第二十八 行為規範の一部を改正する規則案(議院運営委員長提出)

日程第二十九 行為規範の一部を改正する規則案(議院運営委員長提出)

日程第三十 行為規範の一部を改正する規則案(議院運営委員長提出)

日程第三十一 行為規範の一部を改正する規則案(議院運営委員長提出)

日程第三十二 行為規範の一部を改正する規則案(議院運営委員長提出)

日程第三十三 行為規範の一部を改正する規則案(議院運営委員長提出)

日程第三十四 行為規範の一部を改正する規則案(議院運営委員長提出)

日程第三十五 行為規範の一部を改正する規則案(議院運営委員長提出)

日程第三十六 行為規範の一部を改正する規則案(議院運営委員長提出)

日程第三十七 行為規範の一部を改正する規則案(議院運営委員長提出)

日程第三十八 行為規範の一部を改正する規則案(議院運営委員長提出)

日程第三十九 行為規範の一部を改正する規則案(議院運営委員長提出)

日程第四十 行為規範の一部を改正する規則案(議院運営委員長提出)

日程第四十一 行為規範の一部を改正する規則案(議院運営委員長提出)

日程第四十二 行為規範の一部を改正する規則案(議院運営委員長提出)

日程第四十三 行為規範の一部を改正する規則案(議院運営委員長提出)

日程第四十四 行為規範の一部を改正する規則案(議院運営委員長提出)

日程第四十五 行為規範の一部を改正する規則案(議院運営委員長提出)

日程第四十六 行為規範の一部を改正する規則案(議院運営委員長提出)

日程第四十七 行為規範の一部を改正する規則案(議院運営委員長提出)

日程第四十八 行為規範の一部を改正する規則案(議院運営委員長提出)

日程第四十九 行為規範の一部を改正する規則案(議院運営委員長提出)

日程第五十 行為規範の一部を改正する規則案(議院運営委員長提出)

日程第五十一 行為規範の一部を改正する規則案(議院運営委員長提出)

日程第五十二 行為規範の一部を改正する規則案(議院運営委員長提出)

日程第五十三 行為規範の一部を改正する規則案(議院運営委員長提出)

日程第五十四 行為規範の一部を改正する規則案(議院運営委員長提出)

日程第五十五 行為規範の一部を改正する規則案(議院運営委員長提出)

日程第五十六 行為規範の一部を改正する規則案(議院運営委員長提出)

日程第五十七 行為規範の一部を改正する規則案(議院運営委員長提出)

官 報 (号外)

平成四年十一月一日 衆議院会議録第五号(一)

元議員稻葉修君逝去につき弔詞贈呈の報告 平成四年度一般会計補正予算(第1号)外二案

商工委員長の選挙 宇宙開発委員会委員任命につき同意を求

二

午後九時四十三分開議

○議長(櫻内義雄君) これより会議を開きます。

よって、許可するに決しました。

商工委員長の選挙

○議長(櫻内義雄君) 御報告いたすことがあります。

永年在職議員として表彰された元議員稻葉修君は、去る八月十五日逝去されました。まことに哀悼痛惜の至りにたえません。

同君に対する弔詞は、議長において去る十一月十二日贈呈いたしました。これを朗読いたします。

〔終員起立〕

衆議院は多年憲政のために尽力し特に院議をもつてその功労を表彰されさきに文教委員長科学技術振興対策特別委員長災害対策特別委員長の要職につきまた再度国務大臣の重任にあだられた正三位勲一等栄典修君の長逝を哀悼

し ついしんで弔詞をさせげます

件

宇宙開発委員会委員任命につき同意を求めるの

〔賛成者起立〕

○議長(櫻内義雄君) お諮りいたします。商工委員長武藤山治君から、委員長を辞任いたしたいとの申し出があります。これを許可するに御異議ありませんか。

○議長(櫻内義雄君) 御異議なしと認めます。

日本放送協会経営委員会委員任命につき同意を求めるの件

労働保険審査会委員任命につき同意を求めるの件

○議長(櫻内義雄君) お詫びいたします。内閣から、

宇宙開発委員会委員に山口開生君を、公害健康被害補償不服審査会委員に中門弘君を、

○議長(櫻内義雄君) 白見庄三郎君の動議に御異議ありませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(櫻内義雄君) 御異議なしと認めます。よって、動議のとおり決しました。

議長は、商工委員長に山口鶴男君を指名いたします。

中央更生保護審査会委員に宮本美沙子君を、電波監理審議会委員に生田正輝君を、

日本放送協会経営委員会委員に石田名香雄君、緒方裕君及び樹田三郎君を、

労働保険審査会委員に小田切博文君を任命したいので、それぞれ本院の同意を得たいとの申し出があります。

まず、宇宙開発委員会委員、公害健康被害補償不服審査会委員、電波監理審議会委員及び日本放送協会経営委員会委員の任命について、申し出のとおり同意を与えるに賛成の諸君の起立を求めます。

平成四年度一般会計補正予算(第1号)
平成四年度特別会計補正予算(特第1号)
平成四年度政府関係機関補正予算(機第1号)

○議長(櫻内義雄君) 平成四年度一般会計補正予算(第1号)、平成四年度特別会計補正予算(特第1号)、平成四年度政府関係機関補正予算(機第1号)、右三案を一括して議題といたします。

○議長(櫻内義雄君) 起立多数。よって、いずれも同意を与えるに決しました。

次に、中央更生保護審査会委員及び労働保険審査会委員の任命について、申し出のとおり同意を与えるに御異議ありませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(櫻内義雄君) 御異議なしと認めます。

よって、いずれも同意を与えるに決しました。

商工委員長の選挙

○議長(櫻内義雄君) つきましては、これより商工委員長の選挙を行います。

○白見庄三郎君 商工委員長の選挙は、その手続を省略して、議長において指名されることを望みます。

○議長(櫻内義雄君) 白見庄三郎君の動議に御異議ありませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(櫻内義雄君) 御異議なしと認めます。

議長は、商工委員長に山口鶴男君を指名いたします。

○議長(櫻内義雄君) 白見庄三郎君の動議に御異議ありませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

第一に、私的使用を目的とし、政令で定めるデジタル方式の特定機器及び特定記録媒体を用いて行われる録音・録画に関して、著作権者、実演家及びレコード製作者に補償金を受ける権利を創設し、この補償金を受ける権利は、録音・録画に関しそれぞれ文化庁長官が指定する指定管理団体を通じて行使すること。

第二に、特定機器または特定記録媒体の購入者は、購入に当たり一括の補償金を支払わなければならぬこととするとともに、当該機器・記録媒体の製造業者等は、補償金の請求及び受領に関する協力しなければならないこととする。なお、当該補償金を支払った者で購入した特定機器または特定記録媒体を私的使用の目的で使用しない者は、指定管理団体に対し、その事實を証明して、補償金の返還を請求することができる。こと。

第三に、指定管理団体は、補償金の二割以内で

政令で定める割合に相当する額を、著作権及び著作隣接権の保護に関する事業などのために用いなければならないこと。

第四に、その他関係規定の整備を行うこと

などです。

なお、この法律は、公布の日から六月以内で政令で定める日から施行すること、ただし、指定管理団体等に関する規定については、公布の日から施行することとしております。

本案は、十一月六日本院に提出され、同日本委

員会に付託されたものであります。

本委員会におきましては、同月二十六日鳩山文部大臣から提案理由の説明を聴取した後、質疑に入り、参考人から意見聴取を行うなど慎重な審査を行い、同日質疑を終了し、採決の結果、本案は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

なお、本案に対し附帯決議が付されました。以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(櫻内義雄君) 採決いたしました。

本案は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(櫻内義雄君) 御異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

日程第三 国会等の移転に関する法律案(海部俊樹君外十七名提出)

○議長(櫻内義雄君) 日程第三、国会等の移転に関する法律案を議題といたします。

委員長の報告を求めます。国会等の移転に関する特別委員長村田敬次郎君。

〔本号〔二〕に掲載〕

〔村田敬次郎君登壇〕

○村田敬次郎君 ただいま議題となりました国会等の移転に関する法律案につきまして、国会等の移転に関する特別委員会における審査の経過及び

本案は、政治、経済、文化等の中核機能が東京圏に過度に集中したことにより、人口の過密、地価の高騰、生活環境の悪化、大規模災害時における危険の増大等の問題が深刻化する一方で、地方における過疎、経済的停滞、文化の画一化等の問題が生じるに至っていることにかんがみ、一極集中

を排除し、多極分散型国土の形成に資するとともに、地震等の大規模灾害に対する脆弱性を克服するため、世界都市としての東京都の整備に配慮しつつ、国会等の東京国外への移転の具体化について積極的に検討を進めようとするものであります。

その内容は、

第一に、国は、国会並びに行政及び司法に関する機能のうち中核的なものの東京圏以外の地域への移転の具体化に向けて積極的な検討を行いう責務を有すること。

第二に、国は、国会等の移転について検討を行

うた当たっては、広く国民の意見を開き、その合意形成を図ること、地方への権限の委譲の積極的推進、国による規制の合理化等行財政の改革との確に連づけること等により行うこと。

第三に、移転の対象の範囲、移転先の選定基準

等について調査審議するための機関として、総理府に国会等移転調査会を設置することとし、その組織・運営等について必要な規定を定めること

等であります。

本案は、自由民主党、日本社会党、護憲民主

会、公明党、国民会議及び民社党の四党共同によ

り今国会に提出され、十一月二十四日本委員会に付託、二十六日提出者を代表して山口鶴男君から

議員の説明を聴取した後、特に、宮澤内閣総理大臣の出席を求めて質疑を行なうなど、慎重に審査を行いました。

同日質疑を終了し、翌二十七日討論、採決の結果、本案は賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

なお、本案について、国会法第五十七条の三の規定に基づき、内閣の意見を聴取いたしましたところ、東家国土庁長官より、政府としては異存が

ない旨の意見が述べられました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(櫻内義雄君) 採決いたします。

本案の委員長の報告は可決であります。本案を

委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を

求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(櫻内義雄君) 起立多數。よって、本案は

採決いたしました。

日程第四 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律案外一案

（第百二十三回国会、内閣提出）

日程第五 特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律案（第百二十三回国会、内閣提出）

日程第六 特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律案（第百二十三回国会、内閣提出）

○議長（櫻内義雄君） 日程第四、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律案

○議長（櫻内義雄君） 日程第五、特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律案、右両案を一括して議題といたします。

委員長の報告を求めます。商工委員会理事和田貞夫君。

特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律案及び同報告書

〔本号に掲載〕

○和田貞夫君 ただいま議題となりました兩法律案につきまして、商工委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

まず、内閣提出、私的独占の禁止及び公正取引引

の確保に関する法律の一部を改正する法律案について申し上げます。

本案は、独占禁止法の違反行為に対する抑止力の強化を図るため、私的独占、不当な取引制限及び事業者団体による一定の取引分野の競争の実質的制限の違反について、事業者等に対する罰金の最高限度額を従業者等の行為者に対するものと切り離して定めることとし、現行の五百萬円から一億円に引き上げることであります。

本案は、第百二十三回国会に提出され、五月二十八日の本会議において趣旨説明及び質疑が行われた後、同日当委員会に付託され、加藤内閣官房長官から提案理由の説明を聴取し、以来、竹村幸

雄君外十名提出の私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律案とともに律の一部を改正する法律案及び同報告書

特種有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律案及び同報告書

〔和田貞夫君登壇〕

し添えます。

次に、特定有害廃棄物等の輸进出口等の規制に関する法律案について申し上げます。

有害廃棄物の越境移動については、平成元年三

月、有害廃棄物の国境を越える移動及びその処分の規制に関するバーゼル条約が採択され、本年五月に発効しているところであり、我が国としても

条約への加入及び国内法の整備が急務となつておられます。

本案は、同条約等の的確かつ円滑な実施を確保するため必要な規制措置等を講じるものであります。

第一に、特定有害廃棄物等を輸出または輸入しようとする者に、外国為替及び外国貿易管理法の規定による通商産業大臣の承認を受ける義務を課すとともに、輸出の承認に先立ち、環境の汚染を防止するため必要があると定められたものに

ついては、環境庁長官が必要な措置が講じられているかどうか確認すること、また、輸入の承認に際し、環境庁長官は事前に通商産業大臣に対し、意見を述べることができます。

以上、御報告申し上げます。（拍手）

○議長（櫻内義雄君） 両案中、日程第四につき討

論の通告があります。これを許します。吉田和子君。

〔吉田和子君登壇〕

第二に、特定有害廃棄物等の運搬または処分を行ふ者は、通商産業大臣が交付する移動書類を携帯してしなければならないものとすること、

第三に、主務大臣は、特定有害廃棄物等の輸出、輸入等が適正に行われない場合、当該特定有害廃棄物等の回収または適正な処分のための措置等をとるべきことを命ずることができることとす

る」とあります。

商工委員会では、第百二十三回国会の五月二十八日以来、内閣提出及び社会党提出の二つの独

等であります。

本案は、第百二十三回国会に提出され、当委員会に付託となり、今国会まで継続審査となつていてあります。たるものですが、十一月二十七日中村環境庁長官から提案理由の説明を聴取し、昨十一月三十

日質疑を行い、厚生、環境両委員会と連合審査を行つた後、質疑を終了し、採決の結果、全会一致をもつて原案のとおり可決すべきものと議決した次第であります。

なお、本案に対し附帯決議が付されたことを申しあげます。

次第であります。

以上、御報告申し上げます。（拍手）

○議長（櫻内義雄君） 両案中、日程第六につき討

論の通告があります。これを許します。吉田和子君。

〔吉田和子君登壇〕

○吉田和子君 私は、日本社会党・護憲民主連合を代表して、内閣提出に係る私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律案に対し、反対の討論を行います。

商工委員会では、第百二十三回国会の五月二十八日以来、内閣提出及び社会党提出の二つの独

禁法改正案について長時間にわたって並行審議を行つてまいりました。私どもは、この国会が国權

官 報 (号 外)

の最高機関であり、また唯一の立法機関であるといふ憲法の規定を踏まえ、ぜひ議員提案である社会党案についても委員会で採決を行うことを強く求めしてきたところであります。大変残念ながら実現には至りませんでした。この議員提出法案の取り扱いをめぐる問題につきましては、今後の国会改革の議論の中で積極的に取り上げてまいりたいと考えております。

さて、社会党・護憲民主連合が内閣提出の改革法案に反対する理由につきましては、以下、簡潔と申し上げます。

まず第一に、事業者等に対する罰金刑の上限の引き上げが、何の合理的根拠もなく現行の二十二倍、一億円に圧縮されたことであります。

刑事罰研究会は、法人と個人の資力格差に関する具体的試算などを踏まえ、大企業に対しても抑止力として十分な経済的打撃を与える水準として数億円という結論を導き出したのであり、その結論を取り入れがたいというのであれば、具体的に根拠を示すべきであります。しかしながら、梅澤前公取委員長並びに小堀現公取委員長は、この一億円が刑事罰研究会報告書の結論である数億円でも、大方の理解を得られる水準としては一億円が限界であるとの一点張りであります。大方の理

解とはだれの理解であるか、また、なぜ一億円が限界なのかも判然といたしませんが、このような説明では大方の国民の理解は全く得られないということを申し上げたいと思います。私どもは、法案の内容の不十分さとともに、法案提出に際しての公取委のこのような姿勢自体にも大きな疑問を抱かざるを得ないのであります。

第二に、埼玉土曜会事件に対する公取委の告発見送り問題であります。

罰金を一億円引き上げようとも、公取委が告発を行わない限り、独禁法違反行為に対しても何の抑止力にもならないということを私どもは繰り返し申し上げてまいりました。今回の事件は、当初、公取委が告発最有力事件として調査に力を入れていいながら、本年二月ごろを境にして一転消極的になり、結局告発見送りに至ったのであり、その不透明な経緯は内外の重大な関心を呼び、また、国民の公取委に対する期待を大きく裏切るものでありました。

この問題につきまして、委員会でも多くの委員が公取委の対応をただしましたが、現時点では、この告発見送り問題についての国民の疑惑が解消したとは言えないのです。九〇年六月の告発方針公表後の最初の告発事業となつたラップ事件の当事者からは、埼玉土曜会談合事件の告発

スチャードとしてラップ事件を告発したことは、公訴権の乱用であるという主張すらなされております。したがって、経済のグローバル化の時代に対応した、公正で透明感のある取引市場を目指す観点から、専属告発制度の運用の実態面を根本的に再検討しなければ、独禁法違反事件に対する刑事罰による抑止力の強化につながらないことは明白であります。

また、公取委員長と各委員は、その職権の遂行に当たって独立性と公正さを厳格に要求されております。公取委発足後数年間は、裁判官、弁護士、大学教授といった肩書きの方が任命されていましたが、近年に至っては、大蔵省を初めとする特定の行政官庁出身者によってほぼ独占されてきており、委員人事のあり方も不適切であり、検討しなければならないと考えます。(拍手)

世界経済は国境を取り去り、共生の時代を迎えています。世界各国との公正な競争を通してこそ、我が国の今後の一安定した経済発展の活力が生み出されると考えます。独占禁止政策を取り巻いています。今回の罰金引き上げ法案も、またアメリカから受けのボーナスにすぎないと批判を免れず、違反事

件に対する抑止力の強化にはつながらないと考えます。

以上の理由をもちらまして、政府案に対する私の反対討論といたします。(拍手)

○議長(櫻内義雄君) これにて討論は終局いたしました。

○議長(櫻内義雄君) これより採決に入ります。

まず、日程第四につき採決いたします。

本案の委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(櫻内義雄君) 起立多数。よつて、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

次に、日程第五につき採決いたします。

本案は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(櫻内義雄君) 御異議なしと認めます。

よつて、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

官 報 (号外)

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(櫻内義雄君) 御異議なしと認めます。 よって、日程は追加されました。

地方交付税法等の一部を改正する法律案(内閣提出)

○議長(櫻内義雄君) 地方交付税法等の一部を改正する法律案を議題といたします。

委員長の報告を求めます。地方行政委員長中島衛君。

地方交付税法等の一部を改正する法律案及び同原案のとおり可決すべきものと決しました。

次いで、採決の結果、本案は賛成多数をもって賛成、日本共産党から反対の意見がそれぞれ述べられました。

本日討論を行いましたところ、自由民主党から賛成、日本共産党から反対の意見がそれぞれ述べられました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

〔本号〔〕に掲載〕

報告書

〔中島衛君登壇〕

○議長(櫻内義雄君) 採決いたします。

本案の委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(櫻内義雄君) 起立多数。よって、本案は可決いたしました。

裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)

○議長(櫻内義雄君) 裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案、検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案、右両案を一括して議題といたします。

委員長の報告を求めます。法務委員長浜田卓一郎君。

裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)

○議長(櫻内義雄君) 起立多数。よって、本案は可決いたしました。

本案は、地方財政の状況等にかんがみ、今回の補正予算による平成四年度分の地方交付税の減額分一兆五千六百八十二億二千三百万円を交付税特別会計借入金の増額によって全額補てんし、当初予算に計上された地方交付税の総額を確保しよう

〔本号〔〕に掲載〕

○浜田卓一郎君登壇

○浜田卓一郎君登壇

内閣提出、裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案、検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案、右両案を一括議題とし、委員長の報告を求め、その審議を進められます。

本案は、十月三十日に本委員会に付託され、十一月二十六日塩川自治大臣から提案理由の説明を聴取した後、交付税特別会計の借り入れによる補てんの是非、来年度地方財政の見通し、公共事業等に係る暫定補助負担率の取り扱い等を中心に質疑が行われました。

○議長(櫻内義雄君) 自見庄三郎君の動議に御異議ありませんか。

○議長(櫻内義雄君) 御異議なしと認めます。 本日討論を行いましたところ、自由民主党から賛成、日本共産党から反対の意見がそれぞれ述べられました。

本日討論を行いましたところ、自由民主党から賛成、日本共産党から反対の意見がそれぞれ述べられました。

兩案は、一般的政府職員の給与の改善に伴い、裁判官及び検察官についても、一般政府職員の例に準じてその給与を改善する措置を講じようとするもので、その内容は次のとおりであります。

第一に、最高裁判所長官、最高裁判所判事及び高等裁判所長官の報酬並びに検事総長、次長検事及び検事長の俸給については、これに対応する内閣総理大臣その他の特別職の職員の俸給の増額に準じ、その他の裁判官の報酬並びに検察官の俸給については、これに対応する一般職の職員の俸給の増額に準じて、それぞれこれを増額することといたします。

第二に、これらの給与の改定は、平成四年四月一日にさかのばって行うこと

あります。

委員会においては、本日、両案について田原法務大臣から提案理由の説明を聴取した後、質疑を行い、これを終了し、直ちに採決を行った結果、

両案はいずれも全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(櫻内義雄君) 両案を一括して採決いたしました。

両案は委員長報告のとおり決するに御異議ありません。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(櫻内義雄君) 御異議なしと認めます。

よって、両案とも委員長報告のとおり可決いたしました。

よって、日程は追加されました。

平成三年度歳入歳出の決算上の剩余金の処理

の特別等に関する法律案(内閣提出)

日本開発銀行法の一部を改正する法律案(内閣提出)

す。

平成四年度におきましては、租税及び印紙收入

の収入実績が、当初予算に対し、大幅な減収とな

る見通しである一方、総合経済対策に関連する經

費等を計上する必要が生じております。このため

政府は、補正予算の編成に当たり、既定経費の節

減等に最大限の努力を払い、追加財政需要を極力

圧縮するとともに、建設公債の追加発行を行つこ

とにしておりますが、なお財源が不足するため、

本法律案は、臨時異例の措置として、財政法の特

例等を定めるものであります。

その内容を申し上げますと、

第一は、剩余金処理の特例についてであります。

財政法においては、各年度の歳入歳出の決算上の剩余金の二分の一を下らない金額を公債等の償還財源に充てることとされておりますが、平成三年度の剩余金については、この規定は適用しないこととしております。

第一は、一般会計における承継した債務等の償還の特例についてであります。

交付税及び譲与税配付金特別会計における借入金のうち一般会計に帰属したもの、日本国有鉄道及び日本国有鉄道清算事業団の債務で一般会計に

おいて承継したものうち平成四年度において償

還すべき金額については、それぞれその資金運用

部に対する償還を延期することができるることとし

ております。

次に、日本開発銀行法の一部を改正する法律案

について申し上げます。

本法律案は、総合経済対策を踏まえて日本開発

銀行の貸付規模の拡大等を図らうとするものであ

ります。

日本開発銀行の借り入れ等の限度額を従来の自

己資本の額の十二倍から十四倍に引き上げたこと

であります。

日本開発銀行の借り入れ等の限度額を自己資本の額の十

五倍とすることとしております。

第一は、資本金に関する規定の整備についてで

あります。

日本開発銀行第四条に、予算で定める金額の範囲内において政府による追加出資を可能にする

規定を設けることとしております。

兩法律案につきましては、十一月二十六日羽田

大臣から提案理由の説明を聴取した後、質疑

に入り、同日質疑を終了いたしました。次いで、

本日両法律案を採決いたしましたところ、いずれ

○自見庄三郎君 議事日程追加の緊急動議を提出いたします。

平成三年度歳入歳出の決算上の剩余金の処理の特例等に関する法律案及び同報告書

内閣提出 平成三年度歳入歳出の決算上の剩余金の処理の特例等に関する法律案、日本開発銀行法の一部を改正する法律案、右両案を一括議題と

し、委員長の報告を求め、その審議を進められる」とを望みます。

○議長(櫻内義雄君) 自見庄三郎君の動議に御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(櫻内義雄君) 御異議なしと認めます。

平成三年度歳入歳出の決算上の剩余金の処理の特例等に関する法律案について申し上げま

す。

官報(号外)

第四に、審査会は、審査の申し立てをされた議員等に対し勧告を行わない場合において、当該議員等の名譽を回復することが必要であると認めるときは、所要の措置を講ずるものとする」とあります。

何とぞ議員各位の御賛同をお願い申し上げます。(拍手)
以上であります。

します。

午後十時五十分散会

出席國務大臣

内閣総理大臣 宮澤 喜一君

外務大臣 渡辺美智雄君

法務大臣 田原 隆君

大蔵大臣 羽田 敬君

文部大臣 嶋山 邦夫君

厚生大臣 山下 徳夫君

農林水産大臣 田名部匡省君

通商産業大臣 渡部 恒三君

運輸大臣 奥田 敬和君

郵政大臣 渡辺 秀央君

労働大臣 近藤 鉄雄君

建設大臣 山崎 拓君

自治大臣 塩川正十郎君

国務大臣 伊江 朝雄君

国務大臣 岩崎 純三君

国務大臣 加藤 紘一君

国務大臣 谷川 寛三君

国務大臣 東家 嘉幸君

国務大臣 中村正三郎君

國務大臣 野田 繁君

○朗読を省略した議長の報告
(報告書受領)

一、去る十一月十三日、内閣から次の報告書を受領した。

国家行政組織法第二十二条第一項の規定に基づく平成四年八月七日から同年十月二十九日までの間における行政組織の新設改廃状況報告書

一、昨十一月三十日、櫻内議長は、宮澤内閣総理大臣申し出の次の者を、第百二十五回国会政府委員に任命することを承認した。

大臣申し出の次の者を、第百二十五回国会政府委員に任命することを承認した。

外務省欧亜局長事務代理 津守 滋

(政府委員承認)

(政府委員任命)

一、昨十一月三十日、宮澤内閣総理大臣から櫻内議長あて、三十日議長において承認した津守滋

を、同日第百二十五回国会政府委員に任命した旨の通知を受領した。

旨の通知を受領した。

(政府委員解任)

一、昨十一月三十日、宮澤内閣総理大臣から櫻内議長あて、同日(外務省欧亜局長)兵藤長雄の第

百二十五回国会政府委員を免じた旨の通知を受領した。

領した。

平成四年十一月一日 衆議院会議録第五号(一) 朗読を省略した議長の報告

一四

平成四年十二月一日 衆議院会議録第五号(一) 朗読を省略した議長の報告

官 報 (号 外)

官報(号外)

法律の一部を改正する法律案(阿部未喜男君外四名提出、衆法第一号) 議院運営委員会 付託	正する法律案(内閣提出第六号)
一、去る十一月二十四日、委員会に付託された議案は次のとおりである。	特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第七号)
国会等の移転に関する法律案(海部俊樹君外十七名提出、衆法第二号)	防衛庁の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第八号)
国会等の移転に関する特別委員会 付託	以上三件 内閣委員会 付託
一、去る十一月二十五日、予備審査のため参議院から送付された議案は次の委員会に付託された。	裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第九号)
高度医療福祉機器の研究開発等の促進に関する法律案(和田教美君外二名提出、參法第二号)	検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第一〇号)
(予)	以上二件 法務委員会 付託
議院における証人の宣誓及び証言等に関する法律の一部を改正する法律案(小川仁一君外四名提出、參法第三号)(予) 議院運営委員会 付託	公職選挙法の一部を改正する法律案(綿貫民輔君外九名提出、衆法第四号)
一、去る十一月二十六日、予備審査のため参議院から送付された議案は次の委員会に付託された。	(議案送付)
議院における証人の宣誓及び証言等に関する法律の一部を改正する法律案(橋本敦君提出、參法第四号)(予) 議院運営委員会 付託	一、去る十一月十八日、予備審査のため次の本院議員提出案を参議院に送付した。
議院における証人の宣誓及び証言等に関する法律の一部を改正する法律案(阿部未喜男君外四名提出)	議院における証人の宣誓及び証言等に関する法律の一部を改正する法律案(阿部未喜男君外十名提出)
一、昨十一月三十日、委員会に付託された議案は次のとおりである。	一、去る十一月二十四日、予備審査のため次の本院議員提出案を参議院に送付した。
一般職の職員の給与等に関する法律の一部を改次とのとおりである。	国会等の移転に関する法律案(海部俊樹君外十一名提出)

右によって国政に関する調査を致したいから衆議院規則第九十四条により承認を求める。

平成四年十一月二十六日
地方行政委員長 中島 衛
衆議院議長 櫻内 義雄殿

一、去る十一月二十七日、予備審査のため次の本院議員提出案を参議院に送付した。

平成四年十一月二十六日

國政調査承認要求書
(調査要求承認)
一、調査する事項
一、常任委員長から提出した次の国政調査承認要求に対し、議長は去る十一月二十六日いずれもこれを承認した。

一、調査する事項
一、地方自治に関する事項
二、地方財政に関する事項
三、警察に関する事項
四、金融に関する事項
五、証券取引に関する事項
六、外国為替に関する事項
七、国有財産に関する事項
八、専売事業に関する事項
九、印刷事業に関する事項
十、造幣事業に関する事項

二、調査の目的
一、調査の方法
右各事項について実情を調査し、その健全なる発展に資するための対策樹立

二、調査の目的
ならしめるため

三、調査の方法
小委員会の設置、関係各方面からの説明聴取及び資料の要求等

三、調査の方法
小委員会の設置、関係各方面からの説明聴取及び資料の要求等

本会期中

二、社会保障制度、医療、公衆衛生、社会福

祉及び人口問題に関する事項
二、調査の目的

右両事項について実情を調査し、対策を樹立するため

三、調査の方法

小委員会の設置、関係各方面からの説明聴取及び資料の要求等

四、調査の期間

本会期中
右によって国政に関する調査を致したいから衆議院規則第九十四条により承認を求める。

三、調査の方法

小委員会の設置、関係各方面からの説明聴取及び資料の要求等

四、調査の期間

本会期中
右によって国政に関する調査を致したいから衆議院規則第九十四条により承認を求める。

三、調査の方法

小委員会の設置、関係各方面からの説明聴取及び資料の要求等

四、調査の期間

本会期中
右によって国政に関する調査を致したいから衆議院規則第九十四条により承認を求める。

三、調査の方法

小委員会の設置、関係各方面からの説明聴取及び資料の要求等

三、調査の方法

小委員会の設置、関係各方面からの説明聴取及び資料の要求等

三、調査の方法

小委員会の設置、関係各方面からの説明聴取及び資料の要求等

三、調査の方法

小委員会の設置、関係各方面からの説明聴取及び資料の要求等

七、鉱業と一般公益との調整等に関する事項

二、調査の目的
一、日本経済の総合的基本施策の樹立並びに総合調整のため

化並びに振興に関する対策樹立のため

三、調査の方法

小委員会の設置、関係各方面からの説明聴取及び資料の要求等

四、調査の期間

本会期中
右によって国政に関する調査を致したいから衆議院規則第九十四条により承認を求める。

三、調査の方法

小委員会の設置、関係各方面からの説明聴取及び資料の要求等

四、調査の期間

本会期中
右によって国政に関する調査を致したいから衆議院規則第九十四条により承認を求める。

三、調査の方法

小委員会の設置、関係各方面からの説明聴取及び資料の要求等

二、調査の目的

右各事項について実情を調査し、対策を樹立するため

一、去る十一月十日、内閣から次の答弁書を受領した。

(答弁書受領)
衆議院議員竹内猛君提出茨城県つくば市大穂農業協同組合の組織の現状と農協合併をめぐる諸問題に関する質問に対する答弁書

した。

一、去る十一月十日、内閣から次の答弁書を受領した。

衆議院議員竹内猛君提出茨城県つくば市大穂農業協同組合の組織の現状と農協合併をめぐる諸問題に関する質問に対する答弁書

平成四年十月三十日提出

質問 第二号

平成四年十一月二十七日

茨城県つくば市大穂農業協同組合の組織の現状と農協合併をめぐる諸問題に関する質問主

意書

提出者 竹内 猛

（質問書提出）

一、去る十一月二十四日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

東海旅客鉄道株式会社所有のヘリコプターの運行等安全に関する質問主意書（沢田広君提出）

一、去る十一月二十五日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

国営母畑地区総合農地開発事業に関する質問主意書（志賀一夫君提出）

一、昨十一月三十日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

ブルトニウム輸送に関する質問主意書（小森龍邦君提出）

大穂農協は、旧町村から引き続いての組織であるが、近隣の市町村にも例えば出島村には出島村

農協・佐賀農協・志士農協・新生農協の四農協がある。石岡市には石岡市農協・三村農協・関川

農協・高浜農協の四農協が存在し、玉里村にも玉

川農協・田余農協の二農協がある。

このように一市町村に複数の農協があるが、い

ずれも、事務所、倉庫、駐車場、直売店等々、農

業協同組合法（以下「農協法」という。）に沿った施設を有している。したがって、事務所も近代的であり、活性化している。

いま、全国各地にみられるよう農協の大型合併が計画され、茨城県も全県を十八農協にしたいと活動している。

そうした動きのなかで大穂農協は、建物は古く、田舎の陋屋に看板を掲げており合併にも参加の意志もみられない。世間では大穂農協は組合の設立以来何十年も同一人が組合長をつとめ、組合の総会や、監査等農協法に基づく運営が行われているか否か質問だと聞かれているのもかわらず市も県も十分な指導、監督を行われているとは言い難い。

そこで転作等奨励補助金の交付事務、農家の貯金、販購買事業を行っている大穂農協に関して次の諸点につき質問する。

一 大穂農協はいつ組織され、その中心はだれであつたか。
二 現在までの特に十年との検査報告の概要を明らかにされたい。

三 特に昭和五十五年以降については農協法第三十五条による総会の議事録及び収支決算書等が作成、保管されているかどうか明らかにされ

たい。

四 もしも結成当時の組合長が現在も組合長として存在しているとしたら、そのような事例が全國四千を超える農協の中にあるかどうかを報告されたい。

五 組合員に対する転作等奨励補助金その他の公的助成または援助等について、どのようになっているのか。

六 大穂農協の存続に關し、行政庁として今日までの経緯に鑑み、つくば市の農協合併推進を含め、どう対応するのか。

右質問する。

内閣衆質一二五第二号
平成四年十一月十日
内閣總理大臣 宮澤 喜一

衆議院議長 横内 義雄殿
農業協同組合の現状と農協合併をめぐる諸問題に関する質問に対し、別紙答弁書を送付す
る。

衆議院議員竹内猛君提出茨城県つくば市大穂農業協同組合の組織の現状と農協合併をめぐる諸問題に関する質問に対し、別紙答弁書を送付す
る。

〔別紙〕
衆議院議員竹内猛君提出茨城県つくば市大穂農業協同組合の組織の現状と農協合併をめぐる諸問題に関する質問に対する答弁書

一についで

つくば市大穂農業協同組合（以下「大穂農協」という。）は、昭和二十三年七月三十日に設立され、設立時の理事は、荒井市郎、飯塚倉之助、大久保銀之助、片岡唯一、佐藤仁三郎、沢辺貞一郎、沢辺森之助、中川三郎、中島幸一、柳町義一及び吉原熊太郎である旨の報告を茨城県から受けている。

五について

いる。

つくば市大穂農業協同組合（以下「大穂農協」という。）は、昭和二十三年七月三十日に設立され、設立時の理事は、荒井市郎、飯塚倉之助、大久保銀之助、片岡唯一、佐藤仁三郎、沢

八百十七万五千百五十四円交付されている。

六について

茨城県において、県内の農協系統が進めている広域十八農協構想の一環として、広域合併の推進地区となっている筑波学園地域の中で大穂農協を含む農協合併が図られるよう取り組んでいく旨の報告を受けている。

一についで

大穂農協に対する検査については茨城県が行っているところであるが、農業協同組合（以下「農協」という。）に対する検査の内容を開示すことによって農協の取引内容等が外部に漏れることとなれば、農協とその取引先との信頼関係が崩れ、円滑な事業活動に支障を來すおそれがあるとともに、検査への農協の協力を得ることが困難となり、検査の円滑な執行に支障を來すこととなることから、答弁を差し控えたい。

一、去る十一月十七日、内閣から次の答弁書を受領した。

衆議院議員小森龍邦君提出検察権のあり方に關する質問に対する答弁書

平成四年十月三十日提出
質問 第一 号

検察権のあり方に關する質問主意書

提出者 小森 龍邦

一、都道府県に照会し、設立時の組合長が現在も組合長である農協が存在する旨の報告を受けて

一 東京佐川急便からの前自民党副総裁金丸信氏に対する五億円授受の事件について、検察当局

は本人を一度も検察庁において取り調べることなく上申書提出によって略式命令へと持ち込み、罰金二十万円で一応のケリがつけられた。

広く国民の反発をかって現在に至っており、過般、札幌高検検事長、佐藤道夫氏の『朝日新聞』紙における意見表明とあいまつて、政府はかかる起訴便宜主義を採用した検察当局のあり方について刑事政策上、今日いかなる所見をお持ちでいらっしゃか。

官 報 (号 外)

二 法の認める起訴便宜主義は訴訟経済の観点から、その意義が認められるものであって、しさかも検察官の恣意を許すものであつてはならない。

三 ロッキード事件、リクルート事件に続き、共和、佐川と連続する政界の腐敗と堕落を防止するという意味でも政治改革が国民世論となっている今日、自民党竹下派六十数名の代議士及びその候補に配付されたとする五億円の行くえについては、刑事政策上からも当然追及されるべきであったが、いかなる理由により捜査を打ち切らうとされたのか質したい。

四 その六十数名のものの大半は、政治資金

規正法のいわゆる量的制限(百五十万円)を超えるものと想定されるが、その刑事責任を免責しようと考えねばならなかつたいきさつについても質したい。

五 当然にも、金丸氏及び六十数名の大半の関係者には、法の厳正な適用からすれば脱税という法違反が存在すると思われるが、なぜ不問に付そうとしたか質したい。

六 今回の佐川急便にかかる事件は、金丸氏とその周辺の問題にとどまらない。自民党新潟県連と金子前知事に対しても世論は厳しく注目している。

三億円のうち、金子前知事に渡った一億円を除いて、捜査の徹底を期さないのは前記起訴便宜主義によるものであろうが、検察側の恣意によるものでないことの説明がつくのか承りたい。

七 今回の金丸・五億円事件に関連して、自民党政権と右翼、暴力団との関係が取りざたされているが、政治改革をめざすという宮澤政権は、これらの一連の事態に対し、いかなる所見をお持ちでいらっしゃか。

右質問する。

内閣衆質一二五第一号
平成四年十一月十七日
内閣総理大臣 宮澤 喜一
衆議院議員 小森龍邦君提出検察権のあり方に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕
衆議院議員 小森龍邦君提出検察権のあり方に
に関する質問に対する答弁書

一について

金丸信前衆議院議員(以下「金丸前議員」という。)に対する政治資金規正法(昭和二十三年法律第百九十四号)違反事件(以下「本件」という。)

については、検察当局において、東京佐川急便株式会社元代表取締役渡邊廣康(以下「渡邊元社長」という。)らに対する一連の特別背任事件の捜査の過程で、渡邊元社長から金丸前議員に対し五億円の献金がなされた事実を把握し、その真相を解明するため、金丸前議員の秘書ら関係者多數の取調べを行なうなど、必要な捜査を進めるとともに、金丸前議員に対して出頭の上取調べに応ずるよう求めたところ、金丸前議員から、同法第二十二条の二第三項に違反して寄附を受けたことを認める上申書が提出され、それまでに収集した証拠と併せると、違反の事実を認定

するに十分であると思料されたことから、略式手続によることについて異議のない旨の書面を徴した上、罰則(同法第二十六条第二号)の法定裁判所に公訴を提起し略式命令を請求したものである。

ところで、検察官は、刑事案件について、その真相を解明して刑事責任を確定するため、法の定めるところにのっとて必要な捜査を行なうと証拠により犯罪の嫌疑が十分認められたものについて、罰則の法定刑の枠内でその犯情に応じ、公訴を提起するか否かを決定する職責とはその職責と権限を適正に行使したものであると考えている。

なお、起訴便宜主義とは、犯罪の嫌疑が十分であると認められる事案であつても、犯人の性格、年齢及び境遇、犯罪の輕重及び情状並びに犯罪後の状況により訴追を必要としないときは、公訴を提起しないことができるとする制度であり(刑事訴訟法(昭和二十三年法律第百三十号)第二百四十八条)、具体的事件の捜査処理に当たつて、被疑者の取調べを行うか否かや公訴を提起する場合に略式命令を請求するか否かという事柄と関係するものではないが、御質問

官 報 (号 外)

の趣旨が、検察官に与えられた犯罪捜査や公訴の提起に係る権限の行使に適切を欠くものがあつたとするものであるとすれば、前記のとおり、検察当局は、本件において、その権限を適正に行使したものであると考えている。

二について

検察官がその権限を行使するに当たって、その恣意によりこれを濫用するようなことが許されないことは言うまでもないが、本件において、検察当局はこれを適正に行使したものであつて、恣意的な取扱いをしたものではなく、また、検察当局が金丸前議員本人を検察庁において取り調べなかつたことや、公訴を提起するに際し略式命令を請求したことが起訴便宜主義と關係のないものであることは、一についてにおいて述べたとおりである。

三から五までについて

検察当局においては、本件の処理を行つた平成四年九月二十八日の段階において、本件五億円の收支に関して、それまでに収集された証拠関係を踏まえ必要な検討を行つたが、起訴した事件以外に金丸前議員の余罪として訴追すべき犯罪の嫌疑が認められるものは確認できなかつたものである。なお、御指摘の五億円の行方に關しては、その後、金丸前議員及びその分配を

受けたと取りざなされている約六十名に対する

政治資金規正法違反及び所得税法（昭和四十年法律第三十三号）違反の告発を受けて、検察當局において、これまでの検査結果を踏まえつづき続々検査を行つてゐるところであり、

必要に応じて国税當局とも連絡を取るなどして、適切な処理がなさるものと考えている。

六について

平成元年に行われた新潟県知事選挙においては、検察當局における検査の結果、金子清前新潟県知事（以下「金子前知事」という。）陣営等に三億円の献金がなされた事実が判明し、そのうち金子前知事陣営に献金された一億円に関して、金子前知事の後援政治団体の收支報告書につき、政治資金規正法の収支報告書虚偽記入罪（同法第二十五条第一項）の嫌疑が十分認められたので、金子前知事外二名を新潟地方裁判所に公判請求したところであり、残り二億円についても、必要な検査を行つたが、同法違反等の嫌疑ありとして訴追するに足る事実は確認できなかつたものである。

七について

政治家が暴力団とかかわりを持つべきでないことは言うまでもないことであり、政治家一人

たることが必要と考えている。

国民の政治に対する信頼を回復するためには、同時に、制度面の見直しも必要であり、政

治資金の透明性の確保、政策を中心とした選挙の実現など抜本的な政治改革に向けて、全力を尽くして取り組んでまいりたい。

（答弁通知書受領）

一、去る十一月十日、内閣から、衆議院議員小森龍邦君提出検察権のあり方に関する質問に対して、質問事項について検討する必要があり、これに日時を要するため、平成四年十一月十八日までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。

一、去る十一月十七日、内閣から、衆議院議員松浦利尚君提出渡邊廣康・東京佐川急便元社長から金丸信前衆議院議員への五億円献金に係る政治資金規正法違反事件に関する質問に對して、質問事項について検討する必要があり、これに日時を要するため、平成四年十二月二日までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。

一、去る十一月十七日、内閣から、衆議院議員松浦利尚君提出国政調査権と守秘義務等との関係に関する質問に對して、質問事項について検討する必要があり、これに日時を要するため、平

成四年十一月一日までに答弁する旨の国会法第

七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。

衆議院会議録第三号中止誤

一 二 三 四 五	不動産所得税 不動産取得税	正 解明は 全面的 残念です。 総理は、
九 八 七 六 五	段行誤 全国的 残念です。 総理は、	正 解明は 全面的 残念です。 総理は、

官 報 (号 外)

平成四年十一月一日 衆議院會議錄第五号(一)

明治二十五年三月三十日
第三種郵便物可

官報

号外 平成四年十一月一日

○平成四年度一般会計補正予算 第五号(一)

[本部工務室]

平成四年度一般会計補正予算(第一号)

大臣は賛成を以て可。

平成四年十一月一日

大臣は賛成を以て可。

平成4年度一般会計補正予算

第1条 計定の平成4年度歳入歳出予算総額を下記のとおり補正し、「甲号歳入歳出予算補正」に掲げるとおりとする。

区分	平成4年度成 立予算額(千円)	補 正 額		改平成4年度 予算額(千円)
		追加額(千円)	修正減少額(千円)	
歳 入	72,218,011,260	5,170,666,826 △ 5,809,007,020 △	728,340,194	71,489,671,066
歳 出	72,218,011,260	2,497,940,311 △ 3,228,280,505 △	728,340,194	71,489,671,066

第2条 「財政法」第11条の3の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費の追加は、「丙号繰越明許費補正」に掲げるとおりとする。
 第3条 「財政法」第15条第1項に定める「国債負担行為補正」に掲げるとおりとする。
 第4条 「財政法」第28条の規定による「歳入予算補正明細書」、各省各府の「予定経費補正要求書」、「織越明許費補正要求書」及び「国債・借入金の現在高及び償還年次表に關する補正調書」は、別に添附する。
 第5条 平成4年度一般会計予算繰則第6条第1項に定める「財政法」第4条第1項ただし書の規定により平成4年度において公債を発行することができる限度額「280,000,000千円」を「9,538,000,000千円」に改める。
 第6条 平成4年度一般会計予算総則第7条の公共事業費の範囲の表中

総理府	総理本府	航空機管理施設費、総理大臣官邸基盤施設整備費
警察庁	警察庁	警察庁(通信施設整備費に限る。)、船舶建造費、

平成四年十一月一日 柴田謹介(代) 平成四年十一月一日 柴田謹介(代) 平成四年十一月一日 柴田謹介(代)

科学技術省	環境省	沖縄開発庁	国土厅	北海道開発厅
科学技術研究所施設費	環境保全施設整備費補助金に限る。)、自然公園等施設整備費、環境厅研究所施設費 冲縄開発庁(沖縄振興特別事業費補助金に限 る)、沖縄教育振興事業費、沖縄保健衛生施設 整備費、沖縄開拓事業費、農林漁業用揮发油稅 財源身嘗沖縄道等整備事業費、沖縄治水事業 工事諸費、沖縄道路事業工事諸費、沖縄港湾空 港整備事業工事諸費、沖縄公園事業工事諸費、 沖縄農業生産基盤整備事業工事諸費、沖縄特定 開發事業推進調査費	国土厅(防災基地建設モデル事業費等補助金及 び田園都市等地域個性形成事業費補助金に限 る)、振興山林開発総合特別事業費、小笠原諸 島振興開発事業費(小笠原諸島振興開発事業費 補助に限る)、離島振興特別事業費、離島振興 事業費、農村総合整備計画調査費、農林漁業用 揮發油稅財源身嘗離島農道等整備事業費、水質 調査発事業費、國土総合開發事業調整費	警察厅施設費、都道府県警察費補助(都道府県 警察施設整備費補助金に限る。) 北海道治水事業費、北海道急傾斜地崩壊対策事 業費、北海道治山事業費、北海道海岸事業費、 北海道道路事業費、北海道道路整備事 業費、北海道港湾港空港整備事業工事諸費、 北海道住宅建設等事業費、北海道都市計画事業 費、北海道公園事業工事諸費、北海道離島施 設整備事業費、北海道農業生産基盤整備事 業工事諸費、北海道造林事業費、北海道林道事業 費、北海道沿岸漁場整備開拓事業費、北海道離 島簡易水道等施設整備費、北海道災害復旧事業 等工事諸費、農林漁業用揮發油稅財源身嘗北 海道等整備事業費、北海道特定開拓事業推進 調査費	警察厅施設費、都道府県警察費補助(都道府県 警察施設整備費補助金に限る。) 北海道治水事業費、北海道急傾斜地崩壊対策事 業費、北海道治山事業費、北海道海岸事業費、 北海道道路事業費、北海道道路整備事 業費、北海道港湾港空港整備事業工事諸費、 北海道住宅建設等事業費、北海道都市計画事業 費、北海道公園事業工事諸費、北海道離島施 設整備事業費、北海道農業生産基盤整備事 業工事諸費、北海道造林事業費、北海道林道事業 費、北海道沿岸漁場整備開拓事業費、北海道離 島簡易水道等施設整備費、北海道災害復旧事業 等工事諸費、農林漁業用揮發油稅財源身嘗北 海道等整備事業費、北海道特定開拓事業推進 調査費

(外) 告白

運輸本省試験研究機 海上保安庁 気象庁	防災事業費、新幹線鉄道整備事業費、港湾施設災害復旧事業費、港湾災害復旧事業工事諸費、港湾施設災害復旧事業費、港湾施設研究機運輸本省試験研究所施設費
運輸本省試験研究機 海上保安庁 気象庁	防災事業費、新幹線鉄道整備事業費、港湾施設災害復旧事業費、港湾災害復旧事業工事諸費、港湾施設災害復旧事業費、港湾施設研究機運輸本省試験研究所施設費

運輸省	運輸本省	運輸本省(総光基盤施設整備費助成金に限る)、鉄道整備基金助成費(地方鉄道新線建設費等補助金、整備新幹線建設推進準備事業費補助金、地下高速鉄道建設費補助金及び幹線鉄道活性化事業費補助金に限る)、海岸事業費、海岸事業工事諸費、港湾事業費、空港整備事業費、鉄道防災事業費、新幹線鉄道整備事業費、港湾施設災害復旧事業費、港湾災害復旧事業工事諸費、港湾施設災害復旧事業費
-----	------	--

運輸本省試験研究機 海上保安庁 気象庁	運輸本省試験研究機運輸本省試験研究所施設費
運輸本省試験研究機 海上保安庁 気象庁	運輸本省試験研究機運輸本省試験研究所施設費

支

支

支

に改める。
第7条 平成4年度一般会計予算総則第11条第1項の表中、日本国有鉄道清算事業団の発行する日本国有鉄道清算事業団債券及び借入金に係る債務につき政府が保証ができる金額の限度「1,297,000,000千円」を「1,447,400,000千円」に改める。

甲号 戻入戻出予算補正

主 席	管 部	款	項	補 正 領			
				追 加 領(千円)	修 正 減 少 領(千円)	差 引 領(千円)	額
總 理 府	雜 収 入	納 付 金	雜 納 付 金	2,769,110	0	2,769,110	
大 藏 省	租 稅 及 印 紙 収 入	租 稅	雜 納 付 金	1,018,000,000	△ 5,391,000,000	△ 4,873,000,000	2,769,110
		所 法 人 稅		1,018,000,000	△ 5,891,000,000	△ 4,873,000,000	2,769,110
		法 人 特 別 稅		524,000,000	△ 2,453,000,000	△ 1,989,000,000	0
		相 稅		0	△ 3,141,000,000	△ 3,141,000,000	0
				494,000,000	△ 63,000,000	△ 63,000,000	0
							494,000,000

官 報 号 (外)

有価証券取引税	0	△ 234,000,000	△ 234,000,000
納付金	286,854,920	△ 8,002,674	278,852,246
日本銀行納付金	284,000,000	0	284,000,000
貴賃回収準備資金受入	2,854,920	△ 8,002,674	△ 5,147,754
公債金	0	△ 8,002,674	△ 8,002,674
公債金	2,854,920	0	2,854,920
前年度剰余金受入	2,256,000,000	0	2,256,000,000
前年度剰余金受入	2,256,000,000	0	2,256,000,000
前年度剰余金受入	2,256,000,000	0	2,256,000,000
計	1,586,012,377	0	1,586,012,377
	1,586,012,377	0	1,586,012,377
	1,586,012,377	0	1,586,012,377
厚生省	2,256,000,000	△ 5,398,002,674	△ 752,135,377
雑 収 入	3,280,642	0	3,280,642
諸 収 入	3,280,642	0	3,280,642
農林水産省	3,280,642	0	3,280,642
雑 収 入	1,579,475	0	1,579,475
諸 収 入	1,579,475	0	1,579,475
運輸省	1,579,475	0	1,579,475
雑 収 入	192,415	0	192,415
諸 収 入	192,415	0	192,415
建設省	192,415	0	192,415
雑 収 入	15,977,897	△ 4,346	15,973,541

(外) 報 告

所 管	組 織	項	補 正			諸 収 入	諸 支 出
			追 加 額(千円)	修 正 減 少 額(千円)	差 引 額(千円)		
國 會	衆 議 院	衆 議 院 費	0	△ 118,192	△ 118,192	15,977,887	△ 4,346
	參 議 院	參 議 院 費	0	△ 980	△ 980	15,977,887	0
	參 議 院 施 設 費	計	0	△ 119,172	△ 119,172	0	△ 4,346
	參 議 院 施 設 費	計	0	△ 72,591	△ 72,591	0	△ 4,346
	參 議 院 施 設 費	計	0	△ 1,547	△ 1,547	0	△ 4,346
	參 議 院 施 設 費	計	0	△ 74,138	△ 74,138	0	△ 4,346
	參 議 院 施 設 費	計	0	△ 112,166	△ 112,166	0	△ 4,346
	參 議 院 施 設 費	計	0	△ 1,346	△ 1,346	0	△ 4,346
	參 議 院 施 設 費	計	0	△ 113,512	△ 113,512	0	△ 4,346
	參 議 院 施 設 費	計	0	△ 661	△ 661	0	△ 4,346
	參 議 院 施 設 費	計	0	△ 450	△ 450	0	△ 4,346
	參 議 院 施 設 費	計	0	△ 307,933	△ 307,933	0	△ 4,346
裁 判 所	最 高 裁 判	所	0	△ 161,689	△ 161,689	15,973,541	△ 4,346
	最 下 裁 判	所	0	△ 341,393	△ 341,393	15,977,887	0
	裁 判 所 施 設 費	計	2,540,233	△ 13,250	2,526,983	0	△ 4,346
	裁 判 所 施 設 費	計	2,540,233	△ 516,332	2,023,901	0	△ 4,346
	檢 察 審 查 會	檢 察 審 查 會	0	△ 2,163	△ 2,163	0	△ 4,346
	檢 察 審 查 會	檢 察 審 查 會	2,540,233	△ 518,495	2,021,738	0	△ 4,346
	檢 察 審 查 會	檢 察 審 查 會	檢 察 審 查 會	檢 察 審 查 會	檢 察 審 查 會	檢 察 審 查 會	檢 察 審 查 會

外 報 (号)

総務省

北海道開発庁	府費支給事業費	212,201	△	305,755	△	93,554
北海道開発調査部	國庫支給事業費	0	△	51,369	△	51,369
北海道開発監督部	國庫支給事業費	0	△	5,667	△	5,667
北海道開発事業指導部	國庫支給事業費	0	△	184,446	△	184,446
北海道急傾斜地崩壊対策事業	國庫支給事業費	0	△	38,841	△	38,841
北海道治水事業	國庫支給事業費	0	△	101,778	△	101,778
北海道海岸事業	國庫支給事業費	0	△	38,413	△	38,413
北海道道路整備事業	國庫支給事業費	0	△	46,282	△	46,282
北海道港湾事業	國庫支給事業費	0	△	11,727	△	11,727
北海道空港整備事業	國庫支給事業費	0	△	37,279	△	37,279
北海道道路整備工事諸費	20,860,556	0		20,860,556		
北海道港湾施設費	248,000	0		248,000		
北海道海沿事業費	2,622,000	△		2,618,500		
北海道農業生産基盤整備事業費	1,093,993	0		1,093,993		
北海道農業生産基盤整備事業費	2,191	△		9,095		
北海道道路整備事業工事諸費	48,327,716	0		48,327,716		
北海道港湾施設費	6,284	△		55,399	△	29,615
北海道港湾事業費	7,020,014	0		7,020,014		
北海道空港整備事業費	7,237,577	0		7,237,577		
北海道住宅建設等事業費	863,053	△		92		362,961
北海道公園事業工事諸費	1,456	△		10,382	△	8,926
北海道農村整備事業費	4,879,000	0		4,879,000		
北海道農業生産基盤整備事業費	9,801,858	0		9,801,858		
北海道農村整備事業費	142	△		168	△	21
北海道農村整備事業費	7,000	0		7,000		
北海道農業生産基盤整備事業費	15,593,069	0		15,593,069		
北海道農村整備事業費	8,702,000	0		8,702,000		

(号外) 報官

北海道農地等保全管理事業費 北海道農業生産基盤整備事業 等工事諸費	764,986	0	764,986
北海道造林事業費	334,000	0	334,000
北海道沿岸漁場整備開発事業費	1,069,000	0	1,069,000
北海道災害復旧事業等工事諸費	1,151,000	0	1,151,000
計	270,656	0	270,656
防衛本庁	130,357,496	△	130,190,572
防衛本部	31,177,448	△	30,715,762
武器車両等購入費	0	△	371,077
航空機購入費	0	△	10,762
艦船建造費	0	△	410
装備品等整備諸費	0	△	4,075,762
施設整備等附帯事業費	0	△	434,376
研究開発費	0	△	1,304,376
計	31,177,448	△	24,429,000
防衛施設庁	162,901	△	111,380
防衛施設調達労務管理費	1,585,551	△	1,584,172
施設運営等関連諸費	0	△	140,155
提供施設移設整備費	0	△	4,053
計	1,748,452	△	1,551,344
経済企画庁	120,000	△	172,604
経済研究費	0	△	52,604
計	120,000	△	18,293
科学技術庁	0	△	18,293
科学技術振興調査費	0	△	70,897
科学技術振興調査費	0	△	174,408
科学技術振興調査費	0	△	174,408
科学技術振興調査費	0	△	6,428,663
海洋開發及地球科学技术調査研究促進費	9,654,610	△	3,225,947
原子力平和利用研究促進費	2,123,274	△	299,311
科学技術振興調査費	2,749,716	△	3,252,885
科学技術振興調査費	0	△	1,823,963
科学技術振興調査費	0	△	503,169

外号(報官)

國立機關原子力試驗研究費	0	△	104,558
放射能調査研究費	0	△	25,640
科學技術廳試驗研究所	0	△	525,821
科學技術廳試驗研究所施設費	3,724,613	△	12,369
計	18,252,213	△	8,170,939
環境廳	0	△	266,875
環境廳	0	△	266,875
環境保全綜合調查研究促進調查費	0	△	5,450
國立機關公害防止等試驗研究費	0	△	95,141
地球環境研究綜合推進調查費	0	△	95,000
公害防止等調查研究費	0	△	62,017
自然公園等管理費	0	△	46,040
自然公園等施設整備費	2,152,464	△	2,117
環境廳研究施設費	0	△	123,837
環境廳研究所施設費	726,462	△	135
計	2,878,926	△	696,612
沖繩振興開拓計劃調查費	647,877	△	60,394
沖繩教育振興事業費	0	△	10,000
沖繩保健衛生諸費	247,422	△	0
沖繩保健衛生指導監督費	0	△	2,158
沖繩農業振興費	0	△	150
沖繩開發事業指導監督費	0	△	3,263
沖繩開發事業費	0	△	2,158
沖繩治水事業工事諸費	0	△	3,263
沖繩道路事業工事諸費	0	△	3,263
沖繩港湾空港整備事業工事諸費	31,094,865	△	31,094,845
沖繩公園事業工事諸費	2,098	△	1,401
沖繩農業生產基盤整備事業工事諸費	2,580	△	1,877
沖繩公園事業工事諸費	6,518	△	2,098
沖繩農業生產基盤整備事業工事諸費	1,467	△	680
計	4,981	△	3,931
	32,007,818		31,922,446
	85,372		85,372

(外)号報

國 土 庁		國 土 庁		國 土 庁	
地域活性化施策推進費	1,276,448	△	272,131	△	1,004,317
災害対策総合推進調整費	0	△	100,000	△	100,000
立川広域防災基地整備費	0	△	17,540	△	17,540
第四次全國総合開発計画推進調査費	200,104	0	0	200,104	25,000
國 土 調 査 費	25,000	△	25,000	△	25,000
振興山村開拓総合特別事業費	0	△	234,428	△	234,428
小笠原諸島振興開拓事業費	8,000	△	0	8,000	8,000
離島振興事業費	310,136	△	3,105	307,031	27,844,150
水資源開発事業費	27,845,650	△	1,500	12,796,974	12,796,974
國土総合開発事業調整費	12,796,974	0	0	750,000	750,000
計	760,000	0	0	42,533,608	42,533,608
總理府所管補正額合計	43,187,312	△	653,704	250,894,263	270,728,715
法務省	法務本省	法務本省	法務本省	法務本省	法務本省
省費賃費	0	△	171,570	△	171,570
外國人登録事務	0	△	35,688	△	35,688
法務省施設費	78,764	△	51,778	26,986	4,218,116
計	4,237,446	△	19,350	4,037,844	4,037,844
法務総合研究所	4,316,230	△	278,386	15,193	15,193
国連犯罪防止アジア地域研修協力費	0	△	7,831	△	7,831
計	0	△	23,024	△	23,024
法務官局署費	0	△	160,974	△	160,974
法務官局署費	0	△	193,844	△	193,844
法務官局署費	0	△	162,156	△	162,156
法務官局署費	0	△	356,000	△	356,000
法務官局署費	0	△	222,342	△	1,505,571
總 正 官 署	1,727,913	△			

官 報 (号 外)

官 報 (号 外)

平成四年十二月一日 衆議院会議録第五号(一) 平成四年度一般会計補正予算(第1号)及び同報告書

三六

(外) 報 單

青英事業費	8,957	△	292,440	△	284,083
私立学校助成料	1,288,740	△	2,384,493	△	1,086,763
学振興料	1,458	△	3,273,933	△	3,272,475
南極地域調査事業費	0	△	2,220	△	2,220
体育振興費	4,777,131	△	225,132	△	4,551,999
国立学校運営費	10,466,879	△	11,466,894	△	1,010,015
国立学校船舶建造及施設費	74,799,584	△	112,480	△	74,687,104
計	157,400,472	△	20,221,778	△	137,268,694
文部本省所轄機関					
文部本省所轄研究所施設費	0	△	51,121	△	51,121
文部本省所轄研究所施設費	366,471	△	7,007	△	359,464
日本学士院	0	△	48,615	△	48,615
國立社会教育施設運営費	0	△	143,492	△	143,492
國立社会教育施設整備費	2,271,442	△	10,179	△	2,261,263
計	2,657,913	△	260,414	△	2,377,499
文化化					
文化化	436,790	△	80,282	△	356,508
文化化	0	△	333	△	333
文化化	0	△	318,331	△	318,331
文化財保存事業	0	△	110,328	△	110,328
文化財保存事業	0	△	94,450	△	94,450
文化財保存事業	1,606,949	△	308	△	1,606,541
文化財保存事業	0	△	102,286	△	102,286
文化財保存事業	863,637	△	168	△	856,474
文化化	0	△	46,072	△	46,072
文化化	922,000	△	1,307	△	920,693
文化化	0	△	18,154	△	18,154
文化化	3,322,276	△	772,014	△	2,550,262
計	163,450,661	△	21,254,206	△	142,196,455
文部省所管補正額合計					

官 報 (号外)

厚生省	厚生本省	厚生本省	厚生本省	厚生本省
省費	厚生統計調査	厚生統計調査	厚生統計調査	厚生統計調査
費	科 學 研 究	科 學 研 究	科 學 研 究	科 學 研 究
費	保 健衛 生 諸			
費	保 健衛 生 施設整備費			
費	核 爆 障 害 対 策	核 爆 障 害 対 策	核 爆 障 害 対 策	核 爆 障 害 対 策
費	精 神 保 健	精 神 保 健	精 神 保 健	精 神 保 健
費	國立病院及療養所經營費	國立病院及療養所經營費	國立病院及療養所經營費	國立病院及療養所經營費
費	國立病院及療養所施設費	國立病院及療養所施設費	國立病院及療養所施設費	國立病院及療養所施設費
費	身 体 障 害 者 保 護	身 体 障 害 者 保 護	身 体 障 害 者 保 護	身 体 障 害 者 保 護
費	老 人 福 祉	老 人 福 祉	老 人 福 祉	老 人 福 祉
費	婦 人 保 護	婦 人 保 護	婦 人 保 護	婦 人 保 護
費	社 会 福 祉 諸	社 会 福 祉 諸	社 会 福 祉 諸	社 会 福 祉 諸
費	特 別 兒 童 扶 振 手 当 給 付 諸	特 別 兒 童 扶 振 手 当 給 付 諸	特 別 兒 童 扶 振 手 当 給 付 諸	特 別 兒 童 扶 振 手 当 給 付 諸
費	兒 童 扶 振 手 当 給 付 諸	兒 童 扶 振 手 当 給 付 諸	兒 童 扶 振 手 当 給 付 諸	兒 童 扶 振 手 当 給 付 諸
費	社 会 保 險 国 庫 負 担 金	社 会 保 險 国 庫 負 担 金	社 会 保 險 国 庫 負 担 金	社 会 保 險 国 庫 負 担 金
費	厚 生 年 金 基 金 連 合 会 等 期 成 費	厚 生 年 金 基 金 連 合 会 等 期 成 費	厚 生 年 金 基 金 連 合 会 等 期 成 費	厚 生 年 金 基 金 連 合 会 等 期 成 費
費	國 民 健 康 保 險 助 成 費	國 民 健 康 保 險 助 成 費	國 民 健 康 保 險 助 成 費	國 民 健 康 保 險 助 成 費
費	國 民 年 金 国 庫 負 担 金	國 民 年 金 国 庫 負 担 金	國 民 年 金 国 庫 負 担 金	國 民 年 金 国 庫 負 担 金
費	道 旅 及 留 守 家 族 等 援 護 費	道 旅 及 留 守 家 族 等 援 護 費	道 旅 及 留 守 家 族 等 援 護 費	道 旅 及 留 守 家 族 等 援 護 費
費	環 境 衛 生 施 設 整 備 費	環 境 衛 生 施 設 整 備 費	環 境 衛 生 施 設 整 備 費	環 境 衛 生 施 設 整 備 費
費	農 業 者 年 金 實 施 費	農 業 者 年 金 實 施 費	農 業 者 年 金 實 施 費	農 業 者 年 金 實 施 費
費	國 民 年 金 基 金 等 助 成 費	國 民 年 金 基 金 等 助 成 費	國 民 年 金 基 金 等 助 成 費	國 民 年 金 基 金 等 助 成 費
計	125,399,647	△	58,104,741	72,294,906

官 告 局 (外)

厚生本省試験研究機關	厚生本省試験研究所	0	△	187,777	△	187,777
血清等製造及検定費	0	△	3,616	△	3,616	
厚生本省試験研究所施設費	639,284	△	202	△	639,082	
計	639,284	△	191,595	△	447,689	
檢査所	檢査所	13,620	△	45,214	△	31,594
國立らい療養所	國立らい療養所運営費	179,530	△	20,630	△	158,900
國立らい療養所施設費	1,115,650	△	4,081	△	1,111,619	
計	1,295,180	△	24,661	△	1,270,519	
國立更生援護機関	國立更生援護所運営費	52,389	△	56,763	△	4,394
國立更生援護所施設費	5,101,590	△	977	△	5,100,613	
計	5,153,969	△	57,740	△	5,056,219	
地方医務局	地方医務局	0	△	4,024	△	4,024
麻薬取締官事務所	3,839	△	16,720	△	12,881	
厚生省所管補正額合計	132,505,529	△	53,444,685	△	79,000,834	
農林水産省	農林水産本省	0	△	269,990	△	269,990
農林水産本省施設費	0	△	283	△	283	
農林漁業金融業保険費	8,000,000	△	1,729,276	△	6,270,724	
農業保險	0	△	93,973	△	93,973	
農林漁業統計情報費	0	△	288,364	△	288,364	
農業振興	6,499,364	△	610,082	△	5,889,282	
農業構造改善対策費	14,519,000	△	117,438	△	14,401,567	
農業者年金等実施費	3,404	△	633,186	△	629,782	
農業園芸振興	8,696,000	△	582,947	△	8,103,053	
水田農業確立対策費	12,273,595	△	1,557,501	△	10,716,095	
農業改良普及対策費	0	△	11,938,580	△	11,938,580	
畜産振興	0	△	4,072	△	201,451	
		0	△	417,770	△	417,770

(外) 報 告

牛肉等國稅財源畜產振興費	0	△	452,323
飼料需給安定費	0	△	300,000
食品流通等対策費	2,059,346	△	287,834
卸売市場施設整備費	3,400,000	0	3,400,000
漁業生産基盤整備事業等指導監督費	9,846	△	10,955
海岸事業費	1,502,804	0	19,069
農業生産基盤整備事業費	46,970,092	△	29,149
牛肉等國稅財源農業生產基盤整備事業費	180,000	0	180,000
農村整備事業費	93,435,000	0	93,435,000
農地等保全管理事業費	8,731,534	△	972
農業施設災害復旧事業費	42,877,861	0	42,877,861
農業施設災害開連事業費	3,896,000	0	3,896,000
計	252,588,019	△	19,470,538
農林水產技術會議	0	△	6,574
農林水產技術振興費	10,818	△	6,574
農林水產業技術振興施設費	5,306,203	△	574,062
農林水產本省試驗研究機関	5,317,021	△	2,531
農林水產本省検査指導機関	0	△	553,167
農林水產本省試驗研究所	0	△	296,975
農林水產本省検査指導所施設費	0	△	5,308,672
農林水產本省試験研究機関	0	△	4,733,854
農林水產本省検査指導機関	0	△	296,975
計	296,975	△	171,274
地方農政局	0	△	171,274
地方農政局施設費	0	△	1,476
海岸事業工事諸費	0	△	1,476
地すべり対策事業工事諸費	0	△	172,750
計	172,750	△	172,750
地方農政局	0	△	70,025
地方農政局施設費	0	△	143
海岸事業工事諸費	0	△	143
地すべり対策事業工事諸費	0	△	743
計	73,529	△	2,148
	470	△	73,059
	0	△	3,198

官 報 (号 外)

(外) 報 告

北海道さく・まつふ化場 計	0	△	23,499	△	23,499
農林水産省所管補正額合計	56,649,489	△	4,450,057	△	52,199,432
通商産業省 通商産業本省	410,799,999	△	25,985,578	△	384,818,421
通商産業本省施設費	6,227,283	△	1,009,276	0	5,218,007
商工鉱業統計調査費	201,539	△	15,779	△	15,779
中小商工業等統計調査費	0	△	19,379	△	19,379
経済協力費	0	△	1,028,998	△	1,028,998
工業再配置促進対策費	0	△	2,190	△	2,190
電子計算機産業振興対策費	0	△	19,216	△	19,216
情報処理振興対策費	1,200,000	△	57,072	△	1,142,928
航空機開発促進費	0	△	103,706	△	103,706
織維工業構造改善対策費	0	△	13,920	△	13,920
工業用水道事業費	2,266,087	0	2,266,087	0	2,266,087
計	9,894,909	△	2,269,536	△	7,625,373
通商産業検査所	0	△	23,020	△	23,020
工業技術研究所	0	△	8,369	△	8,369
鉄工業技術振興費	3,231,764	△	443,360	△	2,788,404
大型工業技術研究開発費	0	△	28,751	△	28,751
エネルギー技術研究開発費	0	△	44,976	△	44,976
工業技術院試験研究所	0	△	369,514	△	369,514
工業技術院試験研究所施設費	9,619,736	△	3,420	△	9,616,306
計	12,851,500	△	898,400	△	11,953,100
資源エネルギー庁	0	△	6,005	△	6,005
工ネルギー対策費	0	△	56,017	△	56,017
地下資源対策費	0	△	130,756	△	130,756
計	192,778	△	192,778	△	192,778

(外) 報 面

中小企業庁		中小企業費		中小企業対策費		計	
通商産業局	通商産業局	通商産業統計調査費	142,366	エネルギー対策費	0	△	14,486
鉱山保安監督官署	鉱山保安監督官署	鉱山保安監督官署	0	△	0	△	1,486
通商産業省所管補正額合計	49,088,775	△	13,505,200	△	35,583,575	△	16,249,020
運輸省	運輸本省	運輸本省	30,000	概光事業費	143,429	△	118,429
			0	△	35,741	△	35,741
		鐵道整備基金助成費	12,169,376	△	1,088,326	△	11,081,050
		海運助成費	0	△	922	△	922
		造船業整備対策費	0	△	28,680	△	28,680
		港湾等事業指導監督費	0	△	10,745	△	10,745
		海岸事業費	5,071,888	△	0	△	5,071,888
		海岸事業工事諸費用	112	△	329	△	217
		港湾事業費	36,917,000	△	14,212	△	36,902,788
		空港整備事業費	4,554,800	△	16,909	△	4,537,981
		新幹線鐵道整備事業費	7,500,000	△	0	△	7,500,000
		港湾施設災害復旧事業費	5,881,000	△	0	△	5,881,000
		港湾災害復旧事業工事諸費用	0	△	24	△	24
		港湾施設災害関連事業費	815,000	△	0	△	315,000
運輸本省試験研究機関	計	計	72,439,276	△	1,344,317	△	71,094,959
運輸本省試験研究所	運輸本省試験研究所	運輸本省試験研究所	0	△	57,595	△	57,595
	運輸本省試験研究所施設費	運輸本省試験研究所施設費	306,817	△	476	△	306,341
	計	計	306,817	△	58,071	△	248,746
運輸本省教育機関	学校及訓練所	学校及訓練所	0	△	262,149	△	262,149

(外) 報 告 官

郵政省	郵政本省	省費	102,750	△	96,924	5,826	0	102,750	△	96,924	5,826	0	102,750	△	96,924	5,826	0	102,750	△	96,924	5,826	0	102,750	△	96,924	5,826	0
通信総合研究所	通信総合研究所	電氣通信監理施設費	38,256	△	30	30	0	38,256	△	30	30	0	38,256	△	30	30	0	38,256	△	30	30	0	38,256	△	30	30	0
通信総合研究所	通信総合研究所	通信総合研究所施設費	4,144,750	△	0	0	0	4,144,750	△	0	0	0	4,144,750	△	0	0	0	4,144,750	△	0	0	0	4,144,750	△	0	0	0
計	計	計	4,178,006	△	85,643	4,092,363	0	4,178,006	△	85,643	4,092,363	0	4,178,006	△	85,643	4,092,363	0	4,178,006	△	85,643	4,092,363	0	4,178,006	△	85,643	4,092,363	0
地方電氣通信監理局	地方電氣通信監理局	地方電氣通信監理局	119,997	△	62,710	57,287	0	119,997	△	62,710	57,287	0	119,997	△	62,710	57,287	0	119,997	△	62,710	57,287	0	119,997	△	62,710	57,287	0
郵政省所管補正額	郵政本省	省費	36,455	△	605	35,850	0	36,455	△	605	35,850	0	36,455	△	605	35,850	0	36,455	△	605	35,850	0	36,455	△	605	35,850	0
運輸省所管補正額	運輸省	省費	0	△	776	776	0	0	△	776	776	0	0	△	776	776	0	0	△	776	776	0	0	△	776	776	0
運輸省所管補正額合計	運輸省	省費	76,150,667	△	3,926,264	72,224,403	0	76,150,667	△	3,926,264	72,224,403	0	76,150,667	△	3,926,264	72,224,403	0	76,150,667	△	3,926,264	72,224,403	0	76,150,667	△	3,926,264	72,224,403	0

官 報 (号 外)

勞 動 省 労 動 本 省	省 費 費	勞 動 統 計 調 査 事 業 費	勞 動 統 計 調 査 事 業 費
勞 動 本 省 研究機 関 開 會	勞 動 本 省 研究所	失 業 對 業 業 費	失 業 對 業 業 費
中 央 労 動 委 員 會	中 央 労 動 委 員 會	職 業 標 指 換 對 業 業 費	職 業 標 指 換 對 業 業 費
勞 動 保 護 官 命	勞 動 保 護 官 命	職 業 標 指 換 對 業 業 費	職 業 標 指 換 對 業 業 費
職 業 標 指 換 對 業 業 費	職 業 標 指 換 對 業 業 費	雇 用 保 險 國 庫 負 担 金	雇 用 保 險 國 庫 負 担 金
計	計	計	計
0	0	28,221,649	28,221,649
△	△	6,790	6,790
0	0	20,374	20,374
0	0	64,315	64,315
0	0	2,175	2,175
0	0	66,490	66,490
0	0	149,806	83,655
233,461	233,461	28,465,109	28,231,648
△	△	△	△
職 業 安 定 官 命	職 業 安 定 官 命	計	計
建 設 省 所 管	建 設 省 所 管	計	計
勞 動 本 省	勞 動 本 省	計	計
建 設 本 省	建 設 本 省	計	計
省 費 費	省 費 費	計	計
廳 廳 廳	廳 廳 廳	計	計
官 命 命 命	官 命 命 命	計	計
土 地 区 面 整 理 組 合 貸 付	土 地 区 面 整 球 組 合 貸 付	計	計
河 川 管 理	河 川 管 理	計	計
建 設 事 業 指 導 監 督 費	建 設 事 業 指 導 監 督 費	計	計
治 水 事 業 費	急 機 料 地 附 燒 火 等 事 業 費	計	計
海 岸 事 業	海 岸 事 業	計	計
道 路 整 備 事 業	道 路 整 備 事 業	計	計
住 宅 建 設 等 事 業	住 宅 建 設 等 事 業	計	計
住 宅 对 策 諸 業 費	住 宅 对 策 諸 業 費	計	計
都 市 計 画 事 業 費	都 市 計 画 事 業 費	計	計
河 川 等 灾 害 復 旧 事 業 等 工 事 費	河 川 等 灾 害 復 旧 事 業 等 工 事 費	計	計
0	0	627,140	627,140

(外) 報 画

國 土 地 球 院	都 市 災 害 復 旧 事 業 費	454,000	0	454,000
	河 川 等 災 害 関 連 事 業 費	49,550,879	0	49,550,879
	計	1,212,14,145	△	865,754
國 土 地 球 院 施 設 費	國 土 地 球 院	68,949	△	253,854
	國 土 地 球 院 施 設 費	360,000	0	360,000
	計	428,949	△	253,854
建設本省試驗研究機關	建設本省試驗研究所施設費	0	△	66,912
	建設本省試驗研究所施設費	690,000	0	690,000
	計	690,000	△	66,912
地 方 建 設 局	地 方 建 設 局	190,579	△	20,240
	道路災害復旧事業工事諸費	29,599	△	0
	公 園 事 業 工 事 諸 費	543	△	2,630
建 設 省 所 管 补 正 額 合 計	計	220,728	△	22,870
		1,213,453,820	△	1,149,390
		1,212,304,430		
自 治 省	自 治 本 省	25,044	△	237,021
	自 議 院 議 員 通 常 選 擇 勤 推 進 費	0	△	386
	地 方 交 付 稅 交 付 金 費	54,177,171	△	1,622,400,000
地 方 優 元 利 助 成 金 費	地 方 優 元 利 助 成 金 費	0	△	311,343
	地 方 公 営 企 業 助 成 費	0	△	35,000
	計	△ 1,622,983,750		△ 1,568,781,535
消 防 厅	消 防 厅	5,049	△	42,293
	消 防 防 灾 施 設 等 整 備 費	0	△	37,244
	消 防 研 究 所	110,000	△	894,138
自 治 省 所 管 补 正 額 合 計	計	115,049	△	948,058
		54,317,264	△	833,009
		54,317,264	△	1,569,614,544
藏 出、補 正 額 総 計		2,497,940,311	△ 3,226,280,505	△ 728,340,194

丙号 緊急明評費補正

所 管	組 織	事 項	所 管	組 織	事 項
総 理 府	國 土 庁	(項) 國 土 庁のうち 雲仙岳噴火災害特別対策 事業費補助金(集合避難 施設整備事業費補助金に 附る)	自 治 省	通 商 産 業 局	(項) 通 商 産 業 局のうち 施 設 整 備 費
通 商 産 業 省	通 商 産 業 本 省	(項) 通商産業本省施設費			(項) 消 防 研 究 所のうち 施 設 整 備 費

丁号 國庫債務負担行為補正

所 管	組 織	事 項	限 度 額 (千円)	行 為 年 度	國 庫 の 負 担 と な る 年 度	事 由
總 理 府	總 理 本 府	迎賓館施設の整備	303,932	平成 4 年度	平成 4 年度及 び平成 5 年度	迎賓館施設の整備には、多くの日数を要するものがあるため
	北海道開発庁	急傾斜地崩壊対策事 業費補助	90,000	平成 4 年度	平成 5 年度	急傾斜地崩壊対策事業には、その事業を円滑に実施するため、あ らかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要する ものがあるため
	直轄海岸保全施設整 備事業		35,000	平成 4 年度	平成 5 年度	胆振海岸の海岸保全施設の新設工事には、多くの日数を要するも のがあるため
	海岸保全施設整備事 業費補助		778,610	平成 4 年度	平成 4 年度及 び平成 5 年度	海岸保全施設整備事業には、その事業を円滑に実施するため、あ らかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要する ものがあるため
	直轄漁港修築事業		1,532,000	平成 4 年度	平成 4 年度及 び平成 5 年度	熊石漁港ほか 8 渔港の修築事業では、多くの日数を要するもの があるため
	漁港修築費補助		1,806,000	平成 4 年度	平成 4 年度及 び平成 5 年度	漁港施設整備事業には、その事業を円滑に実施するため、あらか じめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するもの があるため
	公営住宅建設等事業 費補助		既 定	30,974,000	平成 4 年度	平成 4 年度以 降 3 年度以内

(外) 報 告

追 加	706,000	平成 4 年度	平成 4 年度 及 び平成 5 年度	公営住宅建設等事業には、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を要するものがあるため
改 定	31,380,000	—	—	住宅宅地開発公共施設整備促進事業には、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行ふことを要するものがあるため
改 定	173,000	平成 4 年度	平成 5 年度	ことを要するものがあるため
国営公園整備	496,000	平成 4 年度	平成 5 年度	滝野すずらん丘陵公園の施設の整備には、多くの日数を要するものがあるため
公園事業費補助	380,000	平成 4 年度	平成 5 年度以内 降4箇年度以内	公園事業には、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するものがあるため
改 定	1,200,000	同	—	下水道事業には、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行ふことを要するものがあるため
改 定	1,580,000	—	—	下水道事業には、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行ふことを要するものがあるため
下水道事業費補助	4,950,000	平成 4 年度	平成 4 年度 及 び平成 5 年度	下水道事業には、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行ふことを要するものがあるため
かんがい排水事業費 補助	323,000	平成 4 年度	平成 5 年度	かんがい排水事業には、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行ふことを要するものがあるため
圃場整備事業費補助	371,000	平成 4 年度	平成 4 年度 及 び平成 5 年度	圃場整備事業には、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行ふことを要するものがあるため
諸土地改良事業費補助	529,000	平成 4 年度	平成 5 年度	諸土地改良事業には、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行ふことを要するものがあるため
畠地帶総合土地改良 事業費補助	3,009,000	平成 4 年度	平成 4 年度 及 び平成 5 年度	畠地帶総合土地改良事業には、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行ふことを要するものがあるため

農用地開発事業費補助	1,974,000	平成 4 年度	平成 4 年度及び平成 5 年度	農用地開発事業には、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するものがあるため
農用地整備公団事業費補助	1,047,000	平成 4 年度	平成 5 年度	農用地整備公団事業には、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するものがあるため
農道整備事業費補助	633,000	平成 4 年度	平成 4 年度及び平成 5 年度	農道整備事業には、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するものがあるため
農村総合整備事業費補助	50,000	平成 4 年度	平成 5 年度	農村総合整備事業には、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するものがあるため
農地防災事業費補助	295,000	平成 4 年度	平成 4 年度及び平成 5 年度	農地防災事業には、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行なうことを要するものがあるため
林道事業費補助	583,000	平成 4 年度	平成 5 年度	林道事業には、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行なうことを要するものがあるため
林業地域総合整備事業費補助	33,000	平成 4 年度	平成 5 年度	林業地域総合整備事業には、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行なうことを要するものがあるため
沿岸漁場整備開発事業費補助	689,000	平成 4 年度	平成 4 年度及び平成 5 年度	沿岸漁場整備開発事業には、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行なうことを要するものがあるため
農林漁業用揮発油税財源整備農道整備事業費補助	1,108,000	平成 4 年度	平成 5 年度	農林漁業用揮発油税財源整備農道整備事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行なうことを要するため
公立学校施設整備費補助	784,273	平成 4 年度	平成 4 年度及び平成 5 年度	公立学校施設整備事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行なうことを要するため
既定追加定額	447,801	同	同	
	1,232,074	—	—	

(外) 諸 旨

海岸事業費補助	305,700	平成 4 年度	平成 4 年度及び平成 5 年度	海岸事業には、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するものがあるた め
漁港修繕費補助	729,000	平成 4 年度	平成 4 年度及び平成 5 年度	漁港施設整備事業には、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するもの があるため
水道用水供給施設整備費補助	300,000	平成 4 年度	平成 5 年度	水道用水供給施設整備事業には、その事業を円滑に実施するた め、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを 要するものがあるため
公園事業費補助	40,000	平成 4 年度	平成 5 年度	公園事業には、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその 事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するものがあるた め
下水道事業費補助	946,000	平成 4 年度	平成 5 年度以降 4箇年度以内	下水道事業には、その事業を円滑に実施するため、あらかじめそ の事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するものがある ため
農業生産基盤整備事業費補助	805,000	平成 4 年度	平成 5 年度	農業生産基盤整備事業には、その事業を円滑に実施するため、あ らかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要する ものがあるため
農村整備事業費補助	265,000	平成 4 年度	平成 4 年度及び平成 5 年度	農村整備事業には、その事業を円滑に実施するため、あらかじめ その事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するものがあ るため
農地等保全管理事業費補助	50,000	平成 4 年度	平成 5 年度	農地等保全管理事業については、その事業を円滑に実施するた め、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを 要するため
林道事業費補助	43,000	平成 4 年度	平成 5 年度	林道事業には、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその 事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するものがあるた め
沿岸漁場整備開発事業費補助	30,000	平成 4 年度	平成 5 年度	沿岸漁場整備開発事業には、その事業を円滑に実施するため、あ らかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要する ものがあるため
海岸事業費補助	686,550	平成 4 年度	平成 4 年度及び平成 5 年度	海岸事業には、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその 事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するものがあるた め

漁港修築費補助	3,497,000	平成 4 年度	平成 4 年度及 び平成 5 年度	漁港施設整備事業には、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するものがあるため
農業生産基盤整備事業費補助	802,000	平成 4 年度	平成 4 年度及 び平成 5 年度	農業生産基盤整備事業には、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するものがあるため
農村整備事業費補助	345,000	平成 4 年度	平成 4 年度及 び平成 5 年度	農村整備事業には、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行なうことを要するものがあるため
農地等保全管理事業費補助	222,000	平成 4 年度	平成 4 年度及 び平成 5 年度	農地等保全管理事業には、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行なうことを要するものがあるため
林道事業費補助	148,000	平成 4 年度	平成 4 年度及 び平成 5 年度	林道事業には、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行なうことを要するものがあるため
森林漁業用機器充油税財源身替農道整備事業費補助	197,000	平成 4 年度	平成 5 年度	森林漁業用機器充油税財源身替農道整備事業について、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するものがあるため
法務省施設整備既定	5,334,189	平成 4 年度	平成 4 年度及 び平成 5 年度	法務省施設整備既定
追 改	3,981,192	同	同	千葉刑務所ほか 9 件の建設には、多くの日数を要するため
公立学校施設整備費補助既定	9,265,381	—	—	公立学校施設整備事業には、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行なうことを要するものがあるため
追 改	6,970,000	平成 4 年度	平成 4 年度及 び平成 5 年度	公立学校施設整備事業には、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行なうことを要するものがあるため
公立社会教育施設整備費補助	9,722,000	同	—	
	16,682,000	—	—	

(外)助(報)書

既 定	751,000	平成 4 年度	平成 4 年度及 び平成 5 年度	
追 改	395,500 1,146,500	同 —	同 —	公立学校施設整備費 食料租
公立学校施設整備費 食料租	23,810,000	平成 4 年度	平成 4 年度及 び平成 5 年度	公立学校施設整備事業には、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を負担する旨の決定を行うことを要するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行なうことを要するため
社会体育施設整備費 補助	12,195,000 36,005,000	同 —	同 —	社会体育施設整備事業には、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を負担する旨の決定を行うことを要するため
社会体育施設整備費 補助	8,812,300	平成 4 年度	平成 4 年度以 降 3 年度以内	社会体育施設整備事業には、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するため
水道広域化施設整備 費補助	8,516,000 17,328,100	同 —	同 —	水道広域化施設整備事業には、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するため
廃棄物処理施設整備 費補助	6,315,000	平成 4 年度	平成 4 年度及 び平成 5 年度	廃棄物処理施設整備事業には、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するため
農林水産省	6,145,000	平成 4 年度	平成 4 年度及 び平成 5 年度	廃棄物処理施設整備事業には、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するため
農林水産本省	193,000	平成 4 年度	平成 5 年度	海岸保全施設整備事業には、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するため
海岸環境整備事業費 補助	17,000	平成 4 年度	平成 5 年度	海岸環境整備事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するため

(外) 報

かんがい排水事業費 補助	4,274,000	平成 4 年度	平成 4 年度及 び平成 5 年度	かんがい排水事業には、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するものがあるため
圃場整備事業費補助	9,343,000	平成 4 年度	平成 4 年度及 び平成 5 年度	圃場整備事業には、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するものがあるため
諸土地改良事業費補 助	2,674,000	平成 4 年度	平成 4 年度及 び平成 5 年度	諸土地改良事業には、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行なうことを要するものがあるため
畑地帯総合土地改良 事業費補助	1,463,000	平成 4 年度	平成 5 年度	畑地帯総合土地改良事業には、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行なうことを要するものがあるため
農用地開発事業費補 助	2,108,000	平成 4 年度	平成 4 年度及 び平成 5 年度	農用地開発事業には、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行なうことを要するものがあるため
農用地整備公団事業 費補助	1,323,000	平成 4 年度	平成 4 年度及 び平成 5 年度	農用地整備公団事業には、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行なうことを要するものがあるため
農道整備事業費補助	6,880,000	平成 4 年度	平成 4 年度以 降 3 箇年度以内	農道整備事業には、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行なうことを要するものがあるため
農業集落排水事業費 補助	5,615,000	平成 4 年度	平成 4 年度及 び平成 5 年度	農業集落排水事業には、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行なうことを要するものがあるため
農村総合整備事業費 補助	8,389,000	平成 4 年度	平成 4 年度及 び平成 5 年度	農村総合整備事業には、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行なうことを要するものがあるため
直轄地すべり対策事 業	既 定	440,000	平成 4 年度以 降 3 箇年度以内	

(外)報面

	追加定改	平成4年度	平成5年度	
農地防災事業費補助	2,928,000	平成4年度	平成4年度及び平成5年度	板倉地区ほか1地区の地すべり対策工事には、多くの日数を要するものがあるため
農地保全事業費補助	1,532,000	平成4年度	平成4年度及び平成5年度	農地防災事業には、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するものがあるため
公害対策事業費補助	1,101,000	平成4年度	平成4年度及び平成5年度	農地保全事業には、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行なうことを要するものがあるため
農林漁業用揮発油税財源整備事業費補助	2,858,000	平成4年度	平成5年度	公害対策事業には、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行なうことを要するものがあるため
林道事業費補助	5,054,000	平成4年度	平成4年度及び平成5年度	農林漁業用揮発油税財源整備事業について、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するため
林業地域総合整備事業費補助	200,000	平成4年度	平成5年度	林道事業には、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行なうことを要するものがあるため
大規模林業園開拓造林事業費補助	2,593,000	平成4年度	平成4年度及び平成5年度	林業地域総合整備事業には、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行なうことを要するものがあるため
海岸保全施設整備事業費補助	467,000	平成4年度	平成4年度及び平成5年度	大規模林業園開拓造林事業には、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行なうことを要するものがあるため
海岸環境整備事業費補助	165,000	平成4年度	平成4年度及び平成5年度	海岸保全施設整備事業には、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行なうことを要するものがあるため
公有地造成護岸等整備事業費補助	12,000	平成4年度	平成5年度	海岸環境整備事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行なうことを要するため

(外) 報 告

運輸省	運輸本省	漁港修繕費補助	6,089,000	平成 4 年度
		漁港環境整備事業費 補助	848,000	平成 4 年度
		沿岸漁場整備開発事 業費補助	949,000	平成 4 年度
		直轄海岸保全施設整 備事業	265,000	平成 4 年度
		海岸保全施設整備事 業費補助	838,000	平成 4 年度
		追加定額	1,444,500	同
		追加改定	2,282,500	—
		海岸環境整備事業費 補助	538,000	平成 4 年度
海上保安庁	小型巡視船代船建造	既定	1,635,160	平成 4 年度
		追加定額	1,592,266	平成 4 年度及 び平成 5 年度
		追加改定	3,227,426	同
		小型巡視艇代船建造	563,882	平成 4 年度
建設省	建設本省	既定	19,668,000	平成 4 年度
				平成 4 年度以 降 3 餘年度以内

漁港施設整備事業には、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するものがあるため、漁港環境整備事業には、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するものがあるため、沿岸漁場整備開発事業には、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するものがあるため、直轄海岸保全施設の新設及び改良工事には、多くの日数を要するものがあるため、金石港海岸の海岸保全施設の新設及び改良工事には、多くの日数を要するものがあるため。

				官庁施設の營繕工事には、多くの日数を要するものがあるため
追加	既定	23,247,000	平成 4 年度	平成 4 年度及び平成 5 年度
改定	既定	—	—	—
急傾斜地崩壊対策事業費補助	既定	740,000	平成 4 年度	平成 4 年度及び平成 5 年度
雪崩対策事業費補助	既定	2,145,500	同	平成 4 年度及び平成 5 年度
改定	既定	2,885,500	—	平成 4 年度及び平成 5 年度
直轄海岸保全施設整備事業	既定	347,500	平成 4 年度	平成 4 年度及び平成 5 年度
改定	既定	215,000	同	平成 4 年度及び平成 5 年度
海岸保全施設整備事業費補助	既定	562,500	—	平成 4 年度及び平成 5 年度
海岸環境整備事業費	既定	730,100	平成 4 年度	平成 4 年度及び平成 5 年度
海岸環境整備事業費補助	既定	1,350,900	平成 4 年度	平成 4 年度及び平成 5 年度
公営住宅建設等事業費補助	既定	98,000	平成 4 年度	平成 4 年度及び平成 5 年度
公営住宅建設等事業費補助	既定	221,231,000	平成 4 年度	平成 4 年度及び平成 5 年度
改定	既定	23,847,000	同	公営住宅建設等事業には、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するものがあるため
住宅地区改良事業費	既定	245,078,000	—	かじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するものがあるため

官 報 (号 外)

平成四年度一般会計補正予算(第1号)に関する報告書

一 極正予算の要旨

本補正予算は、当初予算作成後に生じた事由により、歳出面において、総合経済対策を実施するための一般公共事業関係費及び中小企業等特別対策費等の追加のほか、給与改善費、義務的経費、住宅・都市整備公団補給金等、その他の経費等の追加を行う一方、既定経費の節減、地方交付税交付金及び予備費の減額を行うほか、臨時異例の措置として、一般会計において承継した債務等の資金運用部に対する償還の延期による国債費の減額を行い、歳入面において、租税及印紙収入の減収等を見込むとともに、前年度剰余金の受入れで前年度純剰余金を臨時異例の措置として全額充当し、あわせて公債金の増額を行うなど所要の補正措置を講ずるものである。

なお、公共事業等について、所要の国庫債務負担行為の追加を行うこととしている。

本補正の結果、平成四年度一般会計歳入歳出予算は次のとおりとなる。(原則として単位未満四捨五入)

歳入	歳出
当初	当初
補正追加	補正減少
△	△
計	計
歳入	歳出
1 稟税及印紙収入	七一、二二八、〇一一百万円
2 雑収入	五、一七〇、六六七百万円
3 公債金	五、八九九、〇〇七百万円
4 前年度剰余金受入	七一、四八九、六七一百万円
計	△
歳入	歳出
1 公共事業等の追加	七一、二二八、〇一一百万円
(1) 一般公共事業関係費	二、四九七、九四〇百万円
(2) 災害復旧等事業費	三、二二六、二八〇百万円
(3) その他施設費等	七一、四八九、六七一百万円
計	△
歳出	歳入
1 公共事業等の追加	四、八七三、〇〇〇百万円
2 雑収入	三〇一、六四七百万円
3 公債金	二、二五六、〇〇〇百万円
4 前年度剰余金受入	一、五八六、〇一二百万円
計	△
歳出	歳入
1 公共事業等の追加	一、九六一、二六四百万円
2 中小企業等特別対策費	一、三〇〇、〇〇〇百万円
3 その他施設費等	三七二、二一五百万円
4 前年度剰余金受入	二九〇、〇四九百万円
計	△

二 義務的経費の追加

5 住宅・都市整備公団補給金等
6 地方交付税交付金
7 その他の経費
(1) 國際分担金及び拠出金
(2) 國債整理基金特別会計へ繰入
(3) 産業投資特別会計へ繰入
(4) 國際漁業再編対策費
(5) 水田農業確立対策費
(6) その他

三 給与改善費

一〇三、一一一百万円
三二、三六〇百万円
一五六、九三五百万円
五四、一七七百万円
一〇〇、五八八百万円
三四、七九一百万円
六、〇二五百万円
一五、〇五二百万円
一六、三四六百万円
一二、二七四百万円
一六、一〇一百万円
八九五、二八九百万円
△

四 既定経費の節減

9 一般会計において承継した債務等の資金運用部に対する償還の延期による国債費の減額
10 地方交付税交付金の減額
11 予備費の減額
計

五五八、五九一百万円
一、六二二、四〇〇百万円
一五〇、〇〇〇百万円
七二八、三四〇百万円
△

二 極正予算の可決理由

本補正予算は、当初予算作成後に生じた事由に基づき、特に緊要となつた事項について補正措置を講じたものであり、妥当なものと認め、可決すべきものと譲決した次第である。
なお、日本共産党の児玉健次君外一名提出の「平成四年度一般会計補正予算(第1号)、平成四年度特別会計補正予算(特第1号)及び平成四年度政府関係機関補正予算(機第1号)につき撤回のうえ編成替えを求める動議」は、否決された。

右報告する。

平成四年十一月一日

衆議院議長 櫻内 義雄殿

平成四年度特別会計補正予算(特第1号)

右
国会に提出する。
平成四年十月三十日

予算委員長 高鳥 修

内閣総理大臣 宮澤 喜一

(外) 号印

平成4年度特別会計補正予算

予算総則補正

第1条 次に掲げる各特別会計の平成4年度歳入歳出予算補正是、「甲号歳入歳出予算補正」に掲げる
とおりとする。

總理府、大蔵省及び
自治省所管

大蔵省所管

文部省所管

厚生省所管

農林水産省所管

運輸省所管

郵政省所管

労働省所管

建設省所管

都開発省所管

通水省所管

電力省所管

運輸省所管

郵便省所管

空港整備省所管

鐵道省所管

労働省所管

教育省所管

厚生省所管

農林省所管

通商省所管

財務省所管

内閣省所管

文部省所管

厚生省所管

農林省所管

通商省所管

財務省所管

内閣省所管

文部省所管

厚生省所管

農林省所管

通商省所管

國立学校	「國立学校特別会計法」	75,900,000千円
國立病院	「國立病院特別会計法」第8条の2 第2項	34,700,000 病院勘定 16,100,000
國有林野事業	「國有林野事業特別会計法」及び 「國有林野事業改善特別措置法」第 4条第4項	國有林野事業 260,700,000 勘定
國營土地改良事業	「國營土地改良事業特別会計法」第 14条第2項	105,000,000
空港整備	「空港整備特別会計法」第7条第2 項	149,500,000
郵政事業	「郵政事業特別会計法」第16条第3 項	321,200,000
郵便貯金	「郵便貯金特別会計法」第12条の2 第4項	金融自由化対 4,750,000,000 策特別勘定
都市開発金融通	「都市開発金融通特別会計法」	77,900,000

交付税及び譲与税配付金

「交付税及び譲与税配付金特別会
計法」

交付税及び譲与税配付金特別会
計法
2,185,900,828千円
予定

特定国有財産整備

「特定国有財産整備特別会計法」第
11条第2項

152,500,000
152,500,000

國立学校

「國立学校特別会計法」第7条第2
項及び附則第8項

88,700,000
88,700,000

國立病院

「國立病院特別会計法」第8条の2
第2項

43,300,000
病院勘定
16,700,000

國有林野事業

「國有林野事業特別会計法」第5条
第2項及び「國有林野事業改善特
別措置法」第4条第4項

207,900,000
國有林野事業
勘定

國营土地改良事業

「國营土地改良事業特別会計法」第
14条第2項

115,200,000
115,200,000

空港整備

「空港整備特別会計法」第7条第2
項

151,500,000
151,500,000

郵政事業

「郵政事業特別会計法」第16条第3
項

331,900,000
331,900,000

第2条 各特別会計において、「財政法」第15条第1項の規定により平成4年度において国が債務を負
担する行為の追加は、「丁号国庫債務負担行為補正」に掲げるとおりとする。

第3条 「財政法」第28条及び各特別会計法の規定による各特別会計の「歳入歳出予算補正予定計算書」

及び「国庫債務負担行為補正要求書」は、別に添附する。

第4条 平成4年度特別会計予算総則第8条及び第9条を次のとおり改める。

「第8条及び第9条 削除」

第5条 平成4年度特別会計予算総則第10条の各特別会計の借入金の限度額の表中

交付税及び譲与税配付金	「交付税及び譲与税配付金特別会 計法」	617,678,000千円
特定国有財産整備	「特定国有財産整備特別会計法」第 11条第2項	46,600,000

官 報 (号 外)

郵便貯金	「郵便貯金特別会計法」第12条の2 第4項	金融自由化対 5,400,000,000千円
道路整備	「道路整備特別会計法」第10条第2項	63,500,000
都市開発資金金融通	「都市開発資金金融通特別会計法」第12条第2項	92,900,000

に改める。

第6表 平成4年度特別会計予算総則第11条第1項の各特別会計の一時借入金等の最高額の表中

郵政事業	「郵政事業特別会計法」第17条第2項	243,000,000千円
郵政事業 項目	「郵政事業特別会計法」第17条第2項	242,000,000千円

ପ୍ରକାଶକ

第1条 年度別会計予算基準則第14条第1項の各特別会計の収入収出手取額の預り金額の表中

國債整理基金、一時借入金又は短
期預貸業、利子及び書引料

等に必要な経費

支出に奔てるための佛会計からの

支入金の増加

株式売払いによる収入の増加に必要な経費

四

國債整理基金

期証券の償還金、利息、手数料並等に必要な額を算定する。

卷之三

受入金の増加

卷之三

平成4年度特別会計予算案則第10条第1項の款に記載するものと同一の額とする。

金運用部資金の一般会計において新たに発行される平成4年度の国債に対する運用「500,000,000

門を1,300,000円+門に改め、同額たなし書を削り、同額の義中

1 特定国有財産整備特別会計	46,600,000千円	0千円
2 國立学校特別会計	75,900,000	0
3 國立病院特別会計	50,800,000	0
4 國有林野事業特別会計	260,700,000	0
5 國營土地改良事業特別会計	105,000,000	0
6 空港整備特別会計	149,500,000	0
7 郵政事業特別会計	0	78,900,000
8 郵便貯金特別会計	4,750,000,000	0
9 都市開発資金金融運特別会計	77,900,000	0
(政府関係機関)		
10 国民金融公庫	2,175,100,000千円	278,900,000千円
11 住宅金融公庫	6,384,400,000	94,100,000
12 農林漁業金融公庫	419,000,000	48,000,000
13 中小企業金融公庫	1,546,000,000	495,500,000
14 北海道東北開発公庫	118,800,000	64,000,000
15 環境再生金融公庫	283,300,000	0
16 冲縄振興開発金融公庫	143,500,000	30,000,000
17 日本開発銀行	1,456,700,000	80,300,000
18 日本輸出入銀行	1,295,700,000	59,300,000
(公団、事業団等)		
19 日本道路公団	1,102,700,000	1,075,000,000
20 森林開発公団	19,200,000	0
21 船舶整備公団	50,800,000	2,500,000
22 首都高速道路公団	132,600,000	276,000,000
23 水資源開発公団	50,600,000	40,500,000

(外) 報

24 版神高速道路公団	125,700,000千円	247,000,000千円
25 日本鉄道建設公団	55,200,000	20,000,000
26 新東京国際空港公団	15,900,000	47,500,000
27 石油公団	149,500,000	11,700,000
28 本州四国連絡橋公団	63,600,000	145,000,000
29 農用地整備公団	11,500,000	0
30 地域振興整備公団	63,800,000	8,000,000
31 住宅・都市整備公団	764,500,000	171,000,000
32 労働福祉事業団	18,200,000	0
33 履用促進事業団	26,500,000	7,700,000
34 年金福祉事業団	4,624,600,000	0
35 簡易保険福祉事業団	0	1,400,100,000
36 金属鉱業事業団	14,500,000	0
37 公害防止事業団	78,300,000	0
38 中小企業事業団	32,000,000	5,500,000
39 社会福祉・医療事業団	224,100,000	0
40 日本国鉄道清算事業団	1,042,000,000	55,000,000
41 日本下水道事業団	12,900,000	2,000,000
42 帝都高速度交通營団	28,400,000	21,100,000
43 日本育英会	37,600,000	0
44 海外経済協力基金	711,900,000	37,100,000
45 鉄道整備基金	242,800,000	11,400,000
46 日本私学振興財団	12,300,000	12,400,000
47 電源開発株式会社	85,400,000	19,000,000
48 商工組合中央金庫	60,100,000	0
(地方公共団体)		

49 地方公共団体	3,685,000,000千円	1,210,000,000千円
1 特定国有財産整備特別会計	152,500,000千円	0千円
2 国立学校特別会計	88,700,000	0
3 国立病院特別会計	60,000,000	0
4 国有林野事業特別会計	287,900,000	0
5 國營土地改良事業特別会計	115,200,000	0
6 空港整備特別会計	151,500,000	0
7 郵政事業特別会計	0	90,600,000
8 駐便貯金特別会計	5,400,000,000	0
9 道路整備特別会計	63,500,000	0
10 都市開発資金金融通特別会計	92,900,000	0
(政府関係機関)		
11 国民金融公庫	2,600,100,000	203,900,000
12 住宅金融公庫	6,384,400,000	94,100,000
13 農林漁業金融公庫	419,000,000	48,000,000
14 中小企業金融公庫	1,781,000,000	410,500,000
15 北海道東北開発公庫	118,800,000	64,000,000
16 環境衛生金融公庫	393,300,000	0
17 沖縄振興開発金融公庫	194,500,000	30,000,000
18 日本開發銀行	2,156,700,000	80,300,000
19 日本輸出入銀行	1,340,700,000	44,800,000
(公団、事業団等)		
20 日本道路公團	1,177,700,000	1,000,000,000
21 森林開発公團	22,100,000	0

(外)助 球

22 船舶整備公団	77,300,000千円	2,500,000千円
23 首都高速道路公団	132,600,000	276,000,000
24 水資源開発公団	58,700,000	40,500,000
25 版神高速道路公団	125,700,000	247,000,000
26 日本鉄道建設公団	55,200,000	20,000,000
27 新東京国際空港公団	15,900,000	47,500,000
28 石油公団	149,500,000	11,700,000
29 本州四国連絡橋公団	66,600,000	145,000,000
30 農用地整備公団	12,300,000	0
31 地域振興整備公団	68,800,000	8,000,000
32 住宅・都市整備公団	784,500,000	151,000,000
33 労働福祉事業団	18,200,000	0
34 就用促進事業団	26,500,000	7,700,000
35 年金福祉事業団	4,824,600,000	0
36 簡易保険福祉事業団	0	1,670,100,000
37 金属鉱業事業団	14,500,000	0

2 平成4年度特別会計予算總則第19条第2項の資金及び積立金の長期運用予定額の規定中、「第10号から第49号まで」「第11号から第50号まで」に改める。

甲号 歳入歳出予算補正

所 営	特 別 会 計	款	項	補 正 額		
				追 加 額(千円)	修 正 減 少 額(千円)	差 引 額(千円)
総理府、大蔵省及び自治省 税金	交付税及び譲与税配付金 交付税及び譲与税配付金	入 他会計より受入	一般会計より受入	54,177,171	△1,622,400,000	△1,568,222,829
		借 入 金		54,177,171	△1,622,400,000	△1,568,222,829

外号(報恤)

歳入補正額		金	借	歳入補正額	金	貸
事業費		1,622,400,000	△ 1,622,400,000	0	1,568,222,829	0
歳入	歳出					
他会計より受入	他会計より受入	6,151,484	△ 1,274,470,101	0	△ 1,274,470,101	△ 1,263,318,617
公債金	公債金	941,746,672	△ 1,087,043	0	940,659,629	△ 1,263,318,617
資産処分収入	株式売却収入	0	△ 579,999,721	0	579,999,721	△ 579,999,721
配当金収入	配当金収入	3,500,000	△ 3,500,000	0	3,500,000	△ 3,500,000
運用収入	運用収入	5,493,880	0	0	5,493,880	5,493,880
前年度剰余金受入	前年度剰余金受入	0	△ 906,194,970	0	△ 906,194,970	△ 906,194,970
繰り戻入	繰り戻入	236,431	△ 236,431	0	236,431	△ 236,431
歳入補正額	歳入補正額	957,128,467	△ 2,761,751,935	0	△ 1,804,623,368	△ 1,804,623,368
事業投資歳入	国債整理基金支出	50,841,887	△ 1,855,465,255	0	△ 1,804,623,368	0
歳入	他会計より受入	15,052,000	0	15,052,000	15,052,000	0

官 報 (号外)

厚 生 省		厚 生 保 險		健 康 括 定		成 出 补 正 額	
大 学 附 屬 病 院 所 費 費 使	8,711,205	△	205,921	3,425,584			
研 究 施 設 整 備 費 使	719,924	△	3,124,767	△	2,404,843		
特 别 施 設 整 備 費 使	86,319,978	△	111,982	86,207,196			
船 舶 建 造 費 使	0	△	18,218	△	18,218		
98,056,463	△	11,597,532		86,458,871			
保 險 取 入		保 險 支 出		保 險 取 入		保 險 支 出	
保 險 料 収 入	47,188,869	△	436,264	46,752,605			
一 般 会 計 上 り 受 入	45,224,900	0	0	45,224,900			
日 履 挑 出 金 収 入	1,963,969	0	0	1,963,969			
運 用 取 入	0	△	436,264	△	436,264		
借 錢 収 入	0	△	5,116,309	△	5,116,309		
借 錢 支 出	0	△	5,116,309	△	5,116,309		
入 金 収 入	800,349	△	1,931,726	△	1,931,726		
入 金 支 出	800,349	△	1,931,726	△	1,931,726		
歲 入 补 正 額	47,989,218	△	7,487,410	40,501,808			
保 險 給 付 費 使	23,642,232	0	0	23,642,232			
老 人 保 錢 挑 出 金 使	0	△	18,288,849	△	18,288,849		
退 職 者 給 付 挑 出 金 使	0	△	11,395,064	△	11,395,064		
保 隹 施 設 費 等 補 助 費 使	4,289,121	0	0	4,289,121			
事業運営安定資金へ繰入金使	44,201,983	0	0	44,201,983			
借 入 金 債 還 金 使	0	△	1,931,726	△	1,931,726		
借 諸 支 出	0	△	15,889	△	15,889		
歲 出 补 正 額	72,193,336	△	31,631,528	40,501,808			

(号外) 報 告

年 金 勘 定 出	福社施設費等業務勘定へ繰入	2,639,892	0	2,639,892
業 務 勘 定 入	他会計より受入	554,388	△	617,891
業 務 勘 定 出	一般会計より受入	554,388	△	617,891
他 勘 定 出	6,929,013	0	0	6,929,013
他 勘 定 入	他勘定より受入	6,929,013	△	6,929,013
業 務 勘 定 入	歳入補正額	7,483,401	△	617,891
業 務 勘 定 出	歳費費	554,388	△	616,395
業 務 勘 定 入	施設整備費	0	△	1,066
業 務 勘 定 出	健保施設費	181,583	0	181,583
業 務 勘 定 入	福祉施設費	6,747,430	0	6,747,430
業 務 勘 定 出	歳出補正額	7,483,401	△	617,891
業 務 勘 定 入	一般会計より受入	0	△	780,039
業 務 勘 定 出	一般会計より受入	0	△	780,039
業 務 勘 定 入	維持取入	36,417	0	36,417
業 務 勘 定 出	維持取入	36,417	0	36,417
前 年 度 利 余 金 受 入	前年度利余金受入	761,725	0	761,725
前 年 度 利 余 金 受 入	前年度利余金受入	761,725	0	761,725
歳 入 補 正 額	歳入補正額	788,142	△	780,039
歳 出 補 正 額	歳出補正額	0	△	30,524
歳 出 補 正 額	歳出補正額	36,417	△	30,524
歳 出 補 正 額	歳出補正額	36,417	△	5,893

官 報 (号外)

國立病院 歳入		他会計より受入		一般会計より受入		△		754,292		11,323,514	
病院勘定		借入金		借入金		△		754,292		11,323,514	
歳入補正額		歳入補正額		歳入補正額		△		754,292		18,923,514	
歳出補正額		歳出補正額		歳出補正額		△		754,292		19,923,514	
疗養所勘定		疗養所勘定		疗養所経営費		△		674,493		674,493	
歳入		歳入		歳入		△		45,937		45,937	
歳出		歳出		歳出		△		38,862		20,643,944	
他会計より受入		他会計より受入		他会計より受入		△		499,927		6,452,791	
歳入		歳入		歳入		△		499,927		6,452,791	
歳出		歳出		歳出		△		0		600,000	
疗養所経営費		疗養所経営費		疗養所経営費		△		499,927		7,052,791	
歳入補正額		歳入補正額		歳入補正額		△		0		439,016	
歳出補正額		歳出補正額		歳出補正額		△		0		42,423	
国民年金勘定		国民年金勘定		国民年金勘定		△		7,532,718		18,488	
歳出		歳出		歳出		△		7,532,718		7,534,230	
福社施設費等業務勘定へ繰入		福社施設費等業務勘定へ繰入		福社施設費等業務勘定へ繰入		△		7,052,791		538,695	
国民年金		国民年金		国民年金		△		0		538,695	

(外) 報 告 書

業務勘定入		業務勘定出		農林水産省	
歳入	歳出	歳入	歳出	国有林野事業	国有林野事業
他会計より受入		一般会計より受入		0	△ 235,173
他勘定より受入		国民年金勘定より受入		0	△ 235,173
歳入補正額		業務施設福祉		538,695	△ 538,695
		取扱備設施		538,695	△ 538,695
		費賃費		0	△ 235,060
		賃貸費		0	△ 113
		補正額		538,695	△ 538,695
				235,173	303,522
国有林野事業勘定入		国有林野事業収入		0	△ 30,261,477
歳入		業務収入		0	△ 30,261,477
		林野等売払代入		0	△ 14,083,282
		取扱		0	△ 14,083,282
他会計より受入		入代入		0	△ 16,000,000
		△		0	△ 16,000,000
他会計より受入		6,036,000		△ 178,195	△ 178,195
		△		0	△ 178,195
他会計より受入		6,036,000		2,580	6,033,420
		△		0	△ 6,033,420
他勘定より受入		0		2,580	2,580
		△		0	△ 2,580
借入金		12,530		12,530	12,530
		△		0	△ 12,530
治山勘定より受入		12,530		12,530	12,530
		△		0	△ 12,530
借入金		37,200,000		37,200,000	37,200,000
		△		0	△ 37,200,000
歳入補正額		43,236,000		12,959,413	12,959,413
		△		0	△ 12,959,413
歳入		13,243,182		△ 283,769	12,959,413
歳出					

(外号) 報告書

治山勘定		他会計より受入		一般会計より受入		29,202,294		△ 21,544		29,180,750	
地方公共団体工事費負担金収入		地方公共団体工事費負担金収入		657,060		657,060		△ 2,303		2,303	
地方公共団体工事費負担金収入		地方公共団体工事費負担金収入		657,060		657,060		△ 2,303		654,757	
地方公共団体工事費負担金収入		地方公共団体工事費負担金収入		654,757		654,757		△ 2,303		654,757	
歳入補正額		歳入補正額		29,859,354		29,859,354		△ 23,847		29,835,507	
出		出		26,704,824		26,704,824		0		26,704,824	
北海道治山事業費		北海道治山事業費		2,633,732		2,633,732		0		2,633,732	
離島治山事業費		離島治山事業費		316,987		316,987		0		316,987	
沖縄治山事業費		沖縄治山事業費		86,000		86,000		0		86,000	
治山事業工事諸費用		治山事業工事諸費用		117,811		117,811		△ 23,847		93,964	
歳出補正額		歳出補正額		29,859,354		29,859,354		△ 23,847		29,835,507	
国営土地改良事業		他会計より受入		29,968,589		29,968,589		△ 31,209		29,937,380	
歳入		歳入		10,200,000		10,200,000		△ 0		31,209	
借入金		借入金		10,200,000		10,200,000		0		10,200,000	
土地改良事業費負担金等収入		土地改良事業費負担金等収入		42,600		42,600		△ 396		42,204	
歳入補正額		歳入補正額		40,211,189		40,211,189		△ 31,605		40,179,584	
土地改良事業費		土地改良事業費		25,571,946		25,571,946		0		25,571,946	
北海道土地改良事業費		北海道土地改良事業費		13,735,089		13,735,089		0		13,735,089	
離島土地改良事業費		離島土地改良事業費		249,948		249,948		0		249,948	
農業用施設災害復旧事業費		農業用施設災害復旧事業費		538,223		538,223		0		538,223	
土地改良事業工事諸費用		土地改良事業工事諸費用		7,310		7,310		△ 43,983		△ 36,678	

(号)外報面

運輸省港湾整備勘定		國債整理基金特別会計へ繰入		126,051	
歳出	補正額	40,223,567	△	0	126,051
港湾整備勘定入					
他会計より受入		53,862,798	△	16,224	53,846,574
他勘定より受入		53,862,798	△	16,224	53,846,574
他勘定より受入		470	△	1,693	1,223
他会計より受入		470	△	1,693	1,223
港湾管理者工事費負担金收入		14,321,315	△	8,000	14,313,315
港湾管理者工事費負担金收入		14,321,315	△	8,000	14,313,315
償還金收入		8,000	0	0	8,000
償還金收入		8,000	0	0	8,000
受託工事納付金收入		554,120	0	0	554,120
受託工事納付金收入		554,120	0	0	554,120
歳入補正額		68,746,703	△	25,917	68,720,786
港湾事業費		47,230,526	0	0	47,230,526
北海道港湾事業費		8,527,829	0	0	8,527,829
離島港湾事業費		5,710,671	0	0	5,710,671
沖縄港湾事業費		4,985,352	0	0	4,985,352
埠頭整備等資金貸付金		1,642,000	0	0	1,642,000
北海道埠頭整備資金貸付金		80,000	0	0	80,000
受託工事費		554,120	0	0	554,120
港湾事業等工事諸費用		8,205	△	25,917	17,712
産業投資特別会計へ繰入		8,000	0	0	8,000
歳出補正額		68,746,703	△	25,917	68,720,786

(外) 報 告

特定港湾施設工事勘定 歳入		他会計より受入			
		一般会計より受入	555,000	△	414
港湾管理者工事費負担金收入		649,000	△	414	554,586
受益者工事費負担金收入		644,000	△	409	648,581
受益者工事費負担金收入		644,000	△	409	648,581
歳入補正額		1,848,000	△	870	642,130
歳出補正額		1,247,530	0	0	1,247,530
工事請負港湾整備勘定へ繰入		600,000	0	0	600,000
歳出補正額		470	△	1,693	1,223
歳出補正額		1,848,000	△	1,693	1,846,307
空港整備入他会計より受入		5,199,953	△	17,101	5,182,852
地方公共団体工事費負担金收入		618,620	△	443	618,177
地方公共団体工事費負担金收入		618,620	△	443	618,177
借入金		2,000,000	0	2,000,000	2,000,000
歳入補正額		7,818,573	△	17,544	7,801,029
空港整備事業費		7,007,273	0	0	7,007,273
北海道空港整備事業費		420,953	0	0	420,953
離島空港整備事業費		129,000	0	0	129,000
沖縄空港整備事業費		153,000	0	0	153,000

勞動省勞動保險災勘定期

郵政事業特別会計へ繰入
簡易保険福祉事業団出資金

2,017,335
17,351,652
19,388,987

官 報 (号 外)

労働福祉事業費		3,049,424	0	0	3,049,424			
労働福祉事業団出資		9,571,097	0	0	9,571,097			
歳出、補正額		12,620,521	0	0	12,620,521			
歳	出							
歳	入	保	險	収	入			
歳	出	雇	用	勘	定			
歳	入	整	備	建	設			
歳	入	他	会	計	よ			
歳	入	借	入	受	り			
歳	入	借	入	入	入			
歳	入	地方	公共	團	体工事費負担金收			
歳	入	地方	公共	團	体工事費負担金收			
歳	入	歳	入	歳	入			
道	路	事	業	費	399,449,685			
北	海	道	道	路	事	業	費	55,660,716
街	路	事	業	費	70,179,000	0		
北	海	道	街	路	事	業	費	5,468,000

(外) 報 表

離島道路事業費 沖縄道路事業費 日本道路公団等事業助成費 有料道路整備等資金貸付金 道路事業工事諸費用 道 路 事 業 工 事 諸 務	5,306,000 15,989,420 1,685,000 585,000 204,315 0	0 0 0 0 0 △	5,306,000 15,989,420 1,685,000 585,000 110,373 5,650
治 水 勘 定			
歳出補正額	554,537,136	△	99,592
歳入補正額	554,437,544	△	
他会計より受入	145,483,289	△	51,751
一般会計より受入	145,483,289	△	51,751
他勘定より受入	3,856	△	21,282
特定多目的ダム建設工事勘定 より受入	3,856	△	21,282
地方公共団体工事費負担金収入	39,908,870	△	30,105
地方公共団体工事費負担金収入	39,908,870	△	30,105
電気事業者等工事費負担金収入	2,389,718	△	2,747
電気事業者等工事費負担金収入	2,389,718	△	2,747
歳入補正額	187,785,743	△	105,886
河川事業費 北海道河川事業費 河川総合開発事業費 北海道河川総合開発事業費 水資源開発公団交付金 砂防事業費	101,883,055 17,889,081 17,440,287 140,958 9,214,591 35,158,440	0 0 0 0 0 0	101,883,055 17,889,081 17,440,287 140,958 9,214,591 35,158,440
歳出			

官 報 (号 外)

北海道砂防事業費 離島治水事業費 沖縄治水事業費 治水事業工事諸費 事業費						
1,877,624 711,650 2,821,936 649,041 0						
特定多目的ダム建設工事 歳	入					
他会計より受入		29,417,521	△	11,902	29,405,619	
一般会計より受入		29,417,521	△	11,902	29,405,619	
地方公共団体工事費負担金収入		10,401,031	△	4,609	10,396,422	
電気事業者等工事費負担金収入		10,401,031	△	4,609	10,396,422	
電気事業者等工事費負担金収入		9,837,807	△	4,771	9,833,036	
電気事業者等工事費負担金収入		9,837,807	△	4,771	9,833,036	
歳入補正額		49,656,359	△	24,282	49,635,077	
多目的ダム建設事業費 北海道多目的ダム建設事業費 沖縄多目的ダム建設事業費 工事諸費等治水勘定へ繰入		42,233,645 6,918,853 500,000 3,855	0 0 0 △	21,282	42,233,645 6,918,853 500,000 17,426	
歳出補正額		49,656,359	△	21,282	49,635,077	
都市開発資金融通 歳	入	借入金			15,000,000	
都市開発資金貸付金 歳	出	借入金			15,000,000	
					15,000,000	
					15,000,000	
					15,000,000	

卷之三

所管	特別会計	事業項目	限度額 (円)	行為年度	国庫の負担額 となる年度	事由
大蔵省及び建設省	特定国有財産整備	特定施設整備	124,179,426	平成4年度	平成4年度以降3箇年度以内	特定国有財産整備計画による庁舎等その他の施設の整備には、多くの日数を要するものがあるため
文部省	国立学校実習船建造	追加定造	31,161,316 155,340,742	同 —	同 —	大島商船高等専門学校における実習船の代船建造には、多くの日数を要するため
厚生省	国立病院病院勘定	施設整備	1,684,000	平成4年度	平成4年度及び平成5年度	
農林水産省	国有林野事業治山勘定	施設整備既追改	618,000 1,049,067 1,667,067	平成4年度 同 —	平成4年度及び平成5年度 同 —	国立病院の施設整備には、多くの日数を要するものがあるため
	国有林野内直轄治山事業直轄地すべり防止事業	施設整備既追改	34,923,466 18,302,589 53,226,055	平成4年度 同 —	平成4年度及び平成5年度 同 —	鬼怒川地区ほか6地区の荒廃山地の復旧工事には、多くの日数を要するものがあるため 青森管林局ほか7管林局の国有林野内の荒廃山地の復旧工事には、多くの日数を要するものがあるため 磐井川地区ほか7地区の地すべり防止工事には、多くの日数を要するものがあるため
	治山事業費補助	直轄治山事業	463,000	平成4年度	平成4年度及び平成5年度	治山事業には、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するものがあるため

(外) 舞 台

地すべり防止事業費 補助	1,331,000	平成 4 年度	平成 4 年度及 び平成 5 年度	地すべり防止事業には、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するものがあるため
北海道直轄治山事業 輔治山事業	120,000	平成 4 年度	平成 5 年度	石狩川地区ほか1地区の荒廃山地の復旧工事には、多くの日数を要するものがあるため
北海道直轄治山事業 輔治山事業内直 轄治山事業	840,000	平成 4 年度	平成 4 年度及 び平成 5 年度	北海道省林局の国有林野内の荒廃山地の復旧工事には、多くの日数を要するものがあるため
北海道治山事業費補 助	905,000	平成 4 年度	平成 4 年度及 び平成 5 年度	治山事業では、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するものがあるため
離島治山事業費補助	170,000	平成 4 年度	平成 4 年度及 び平成 5 年度	治山事業には、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するものがあるため
沖縄治山事業費補助	96,000	平成 4 年度	平成 5 年度	治山事業には、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するものがあるため
国営土地改良事 業	65,000	平成 4 年度	平成 5 年度	浅瀬石川農業水利左 岸内ダム左岸内ダム左 岸付普道第三期 建設工事
津陸北部農業水利除 鹽機設備建設工事	100,000	平成 4 年度	平成 5 年度	津陸北部農業水利事業下車力機場除鹽機設備の建設工事には、多くの日数を要するため
津陸北部農業水利鹽 害葉若宮機場除鹽 機設備建設工事	100,000	平成 4 年度	平成 6 年度	津陸北部農業水利事業若宮機場除鹽機設備の建設工事には、多くの日数を要するため
大崎西部農業水利第 2号幹線用水路第1工 区建設工事	150,000	平成 4 年度	平成 6 年度	大崎西部農業水利事業第2号幹線用水路第1工区の建設工事には、多くの日数を要するため
大崎西部農業水利第 2号幹線用水路第2工 区建設工事	100,000	平成 4 年度	平成 5 年度	大崎西部農業水利事業第2号幹線用水路第2工区の建設工事には、多くの日数を要するため

(外)報面

盛岡南部農業水利事業鹿巣本堰用水路第2工区建設工事	130,000	平成 4 年度	平成 4 年度及び平成 5 年度	盛岡南部農業水利事業鹿巣本堰用水路第2工区の建設工事には、多くの日数を要するため
盛岡南部農業水利事業鹿巣本堰用水路第3工区建設工事	150,000	平成 4 年度	平成 5 年度	盛岡南部農業水利事業鹿巣本堰用水路第3工区の建設工事には、多くの日数を要するため
山王海(二期)農業ダム第2号付普通道路第1工区建設工事	180,000	平成 4 年度	平成 4 年度及び平成 5 年度	山王海(二期)農業水利事業山王海ダム第2号付普通道路第1工区の建設工事には、多くの日数を要するため
山王海(二期)農業ダム第2号付普通道路第2工区建設工事	170,000	平成 4 年度	平成 4 年度及び平成 5 年度	山王海(二期)農業水利事業山王海ダム第2号付普通道路第2工区の建設工事には、多くの日数を要するため
山王海(二期)農業ダム付普通道路第2工区建設工事	100,000	平成 4 年度	平成 5 年度	山王海(二期)農業水利事業山王海ダム付普通道路の建設工事には、多くの日数を要するため
山王海(二期)農業ダム付普通道路の建設工事	50,000	平成 4 年度	平成 5 年度	山王海(二期)農業水利事業山王海ダム付普通道路の建設工事には、多くの日数を要するため
鳴瀬川(一期)農業水利事業二ッ石ダム工事用道路第1工区建設工事	100,000	平成 4 年度	平成 4 年度及び平成 5 年度	鳴瀬川(一期)農業水利事業二ッ石ダム工事用道路第1工区の建設工事には、多くの日数を要するため
鳴瀬川(一期)農業水利事業二ッ石ダム工事用道路第2工区建設工事	150,000	平成 4 年度	平成 5 年度	鳴瀬川(一期)農業水利事業二ッ石ダム工事用道路第2工区の建設工事には、多くの日数を要するため
牧之原農業水利事業5号ファームボンド建設工事	150,000	平成 5 年度	日数を要するため	牧之原農業水利事業5号ファームボンドの建設工事には、多くの日数を要するため
牧之原農業水利事業中央幹線水路鬼女新田第2工区建設工事	85,000	平成 4 年度	平成 4 年度及び平成 5 年度	牧之原農業水利事業中央幹線水路鬼女新田第2工区の建設工事には、多くの日数を要するため
牧之原農業水利事業中央幹線水路国道150号横断工建設工事	80,000	平成 4 年度	平成 5 年度	牧之原農業水利事業中央幹線水路国道150号横断工の建設工事には、多くの日数を要するため

官 報 (号 外)

80,000	平成 4 年度	平成 4 年度 及 び平成 5 年度	牧之原農業水利事業中央幹線水路比木第 2 工区の建設工事には、多くの日数を要するため
65,000	平成 4 年度	平成 4 年度 及 び平成 5 年度	牧之原農業水利事業中央幹線水路白羽第 2 工区の建設工事には、多くの日数を要するため
55,000	平成 4 年度	平成 5 年度	牧之原農業水利事業中央幹線水路白羽第 3 工区の建設工事には、多くの日数を要するため
55,000	平成 4 年度	平成 5 年度	赤城西麓農業水利事業第 1 号幹線水路第 8 工区その 4 の建設工事には、多くの日数を要するため
150,000	平成 4 年度	平成 5 年度	赤城西麓農業水利事業第 1 号幹線水路第 8 工区その 4 の建設工事には、多くの日数を要するため
300,000	平成 4 年度	平成 5 年度	赤城西麓農業水利事業大通川放水路の建設工事及びこれに附帯する工事には、多くの日数を要するため
110,000	平成 4 年度	平成 5 年度	信濃川下流農業水利事業右岸幹線用水路下条川水管橋上部工の建設工事には、多くの日数を要するため
100,000	平成 4 年度	平成 5 年度	信濃川下流農業水利事業右岸幹線用水路下条川水管橋左岸下部工の建設工事及びこれに附帯する工事には、多くの日数を要するため
277,000	平成 4 年度	平成 4 年度 及 び平成 5 年度	豊川総合用水農業水利事業大島ダム・板排水路の建設工事には、多くの日数を要するため
200,000	平成 4 年度	平成 4 年度 及 び平成 5 年度	豊川総合用水農業水利事業寒狭川頭首工取水施設の建設工事には、多くの日数を要するため
100,000	平成 4 年度	平成 4 年度 及 び平成 5 年度	豊川総合用水農業水利事業吉ヶ池調整池左岸排水路の建設工事には、多くの日数を要するため

(外取) 計上

尾張西部(特定工事日光川)農業水利事業日光川河口排水機場養床 利事業日光川河口排水機場除塵 設備工事	445,000	平成 4 年度	平成 4 年度及び平成 5 年度	尾張西部(特定工事日光川)農業水利事業日光川河口排水機場養床の建設工事には、多くの日数を要するため
尾張西部(特定工事日光川)光川河口排水機場除塵 利事業日光川河口排水機場除塵 設備工事	100,000	平成 4 年度	平成 5 年度	尾張西部(特定工事日光川)農業水利事業日光川河口排水機場除塵の建設工事には、多くの日数を要するため
長良川用排水農業水利事業中江揚水機場ボンプ設備の建設工事 利事業ボンプ設備建設	250,000	平成 4 年度	平成 4 年度及び平成 5 年度	長良川用排水農業水利事業中江揚水機場ボンプ設備の建設工事には、多くの日数を要するため
長良川用排水農業水利事業新大江揚水機場ボンプ設備の建設工事 利事業ボンプ設備建設	100,000	平成 4 年度	平成 4 年度及び平成 5 年度	長良川用排水農業水利事業新大江揚水機場ボンプ設備の建設工事には、多くの日数を要するため
南紀用排水農業水利事業岩代揚水機場ボンプ設備建設工事 利事業岩代揚水機場ボンプ設備建設	80,000	平成 4 年度	平成 5 年度	南紀用排水農業水利事業岩代揚水機場ボンプ設備の建設工事には、多くの日数を要するため
児島湾周辺農業水利事業丙川排水機場の建設工事 利事業丙川排水機場建設	150,000	平成 4 年度	平成 5 年度	児島湾周辺農業水利事業丙川排水機場の建設工事には、多くの日数を要するため
児島湾周辺農業水利事業岩代揚水機場ボンプ設備の建設工事 利事業岩代揚水機場ボンプ設備建設	300,000	平成 4 年度	平成 5 年度	児島湾周辺農業水利事業丙川排水機場ボンプ設備の建設工事には、多くの日数を要するため
道前道後平野(一期)農業水利事業用道路 利事業ダム管理用道路の建設工事	100,000	平成 4 年度	平成 5 年度	道前道後平野(一期)農業水利事業丙川排水機場ボンプ設備の建設工事には、多くの日数を要するため
大淀川右岸(特定工事)農業水利事業天神ダム原石山工事 利事業天神ダム原石山工事	150,000	平成 4 年度	平成 5 年度	道前道後平野(一期)農業水利事業天神ダム原石山工事用道路の建設工事には、多くの日数を要するため
筑後川中流農業水利事業床島大刀洗幹線用水路建設工事 利事業床島大刀洗幹線用水路建設工事	100,000	平成 4 年度	平成 4 年度及び平成 5 年度	筑後川中流農業水利事業天神ダム原石山工事用道路の建設工事には、多くの日数を要するため
曾於東部農業水利事業吉谷ファームポンドの建設工事 利事業吉谷ファームポンド建設工事	200,000	平成 4 年度	平成 5 年度	曾於東部農業水利事業吉谷ファームポンドの建設工事には、多くの日数を要するため

(外) 号(報) 印

曾於東部農業水利事業弓場ヶ尾支線水路第1工区施設 水路第1工区施設	125,000	平成 4 年度	平成 4 年度及び平成 5 年度	曾於東部農業水利事業弓場ヶ尾支線水路第1工区の建設工事には、多くの日数を要するため
曾於東部農業水利事業弓場ヶ尾支線水路第2工区施設 水路第2工区施設	200,000	平成 4 年度	平成 4 年度及び平成 5 年度	曾於東部農業水利事業弓場ヶ尾支線水路第2工区の建設工事には、多くの日数を要するため
曾於南部(一期)農業水利事業木之内ダム第2号管理用道路 建設工事	150,000	平成 4 年度	平成 4 年度及び平成 5 年度	都城盆地農業水利事業木之内ダム第2号管理用道路の建設工事及びこれに附帯する工事には、多くの日数を要するため
曾於南部(一期)農業水利事業野方導水路の建設工事	150,000	平成 4 年度	平成 5 年度	曾於南部(一期)農業水利事業木之内ダム第2号管理用道路の建設工事及びこれに附帯する工事には、多くの日数を要するため
上場(二期)農業水利事業藤ノ平ダム工事	150,000	平成 4 年度	平成 5 年度	上場(二期)農業水利事業藤ノ平ダム工事には、多くの日数を要するため
国営総合農地防災事業 吉野川下流域農地防災事業第十幹線水路建設工事	200,000	平成 4 年度	平成 5 年度	吉野川下流域農地防災事業第十幹線水路の建設工事には、多くの日数を要するため
国営農用地再編開拓 苗場農地整備事業午肥原第一工区そその1の区画整理工事	250,000	平成 4 年度	平成 5 年度	苗場農地整備事業午肥原第一工区そその1の区画整理工事には、多くの日数を要するため
藤沢開拓建設事業千松調整池工事用道路建設工事	150,000	平成 4 年度	平成 5 年度	藤沢開拓建設事業千松調整池工事用道路の建設工事には、多くの日数を要するため
八戸平原開拓建設事業左岸幹線道路その4建設工事	60,000	平成 4 年度	平成 5 年度	八戸平原開拓建設事業左岸幹線道路その4の建設工事には、多くの日数を要するため
八戸平原開拓建設事業左岸幹線道路その4建設工事	40,000	平成 4 年度	平成 5 年度	八戸平原開拓建設事業左岸幹線道路その4の建設工事には、多くの日数を要するため
郡山東部開拓建設事業農地開発第12工区その12造成工事	50,000	平成 4 年度	平成 5 年度	郡山東部開拓建設事業農地開発第12工区その12の造成工事には、多くの日数を要するため

(外) 報 告

五戸合地開拓建設事業1号幹線道路その3の建設工事	平成 5 年度	78,000	平成 4 年度
五戸合地開拓建設事業1号幹線道路その4の建設工事	平成 5 年度	72,000	平成 4 年度
五戸合地開拓建設事業1号幹線道路その4の建設工事	平成 5 年度	120,000	平成 4 年度
鳥海南麓開拓建設事業農地開発山橋工区その4の造成工事	平成 5 年度	80,000	平成 4 年度
鳥海南麓開拓建設事業農地開発山橋工区その5の造成工事	平成 5 年度	300,000	平成 4 年度
鳥海南麓開拓建設事業農地開発仙之入団地その3の造成工事	平成 5 年度	250,000	平成 4 年度
鳥海南麓開拓建設事業農地開発大姫団地その2の造成工事	平成 5 年度	250,000	平成 4 年度
鳥海南麓開拓建設事業農地開発大姫団地その3の造成工事	平成 5 年度	200,000	平成 4 年度
鳥海南麓開拓建設事業農地開発門貝団地その3の造成工事	平成 5 年度	150,000	平成 4 年度
鳥海南麓開拓建設事業農地開発千俣1—2団地その2の造成工事	平成 5 年度	100,000	平成 4 年度
鳥海南麓開拓建設事業農地開発門貝団地その7の造成工事	平成 5 年度	120,000	平成 4 年度
飛騨東部第一開拓事業農地開発宮之前団地その4の造成工事	平成 5 年度	40,000	平成 4 年度
飛騨東部第一開拓事業農地開発矢林団地その3の造成工事	平成 5 年度		

五戸合地開拓建設事業1号幹線道路その3の建設工事には、多くの日数を要するため

五戸合地開拓建設事業1号幹線道路その4の建設工事には、多くの日数を要するため

鳥海南麓開拓建設事業農地開発山橋工区その4の造成工事には、多くの日数を要するため

鳥海南麓開拓建設事業農地開発仙之入団地その3の造成工事には、多くの日数を要するため

鳥海南麓開拓建設事業農地開発大姫団地その2の造成工事には、多くの日数を要するため

鳥海南麓開拓建設事業農地開発大姫団地その3の造成工事には、多くの日数を要するため

鳥海南麓開拓建設事業農地開発門貝団地その3の造成工事には、多くの日数を要するため

鳥海南麓開拓建設事業農地開発千俣1—2団地その2の造成工事には、多くの日数を要するため

鳥海南麓開拓建設事業農地開発門貝団地その7の造成工事には、多くの日数を要するため

飛騨東部第一開拓建設事業農地開発宮之前団地その4の造成工事には、多くの日数を要するため

飛騨東部第一開拓建設事業農地開発矢林団地その3の造成工事には、多くの日数を要するため

(外) 報 告

五条吉野開拓建設事業付替村道構築上部工建設工事	120,000	平成 4 年度	平成 4 年度及び平成 5 年度	五条吉野開拓建設事業付替村道構築上部工の建設工事には、多くの日数を要するため
大和高原南部開拓建設事業農地開発千森団地その5造成工事	160,000	平成 4 年度	平成 4 年度及び平成 5 年度	大和高原南部開拓建設事業農地開発千森団地その5の造成工事には、多くの日数を要するため
大和高原南部開拓建設事業農地開発千森団地その6造成工事	240,000	平成 4 年度	平成 5 年度	大和高原南部開拓建設事業農地開発千森団地その6造成工事には、多くの日数を要するため
丹後東部開拓建設事業農地開発黒部団地その1造成工事	200,000	平成 4 年度	平成 5 年度	丹後東部開拓建設事業農地開発黒部団地その1造成工事には、多くの日数を要するため
丹後東部開拓建設事業農地開発黒部団地その6造成工事	160,000	平成 4 年度	平成 5 年度	丹後東部開拓建設事業農地開発黒部団地その6造成工事には、多くの日数を要するため
丹後東部開拓建設事業農地開発谷田団地その6造成工事	150,000	平成 4 年度	平成 5 年度	丹後東部開拓建設事業農地開発谷田団地その6造成工事には、多くの日数を要するため
丹後西部開拓建設事業農地開発谷田団地造成工事	150,000	平成 4 年度	平成 5 年度	丹後西部開拓建設事業農地開発谷田団地造成工事には、多くの日数を要するため
機田開拓建設事業1号ファームボンド管理用道路建設工事	100,000	平成 4 年度	平成 5 年度及び平成 5 年度	機田開拓建設事業1号ファームボンド管理用道路の建設工事及びこれに附帯する工事には、多くの日数を要するため
肝属南部開拓建設事業農地開発宿利原団地その3造成工事	310,000	平成 4 年度	平成 5 年度	肝属南部開拓建設事業農地開発宿利原団地その3造成工事には、多くの日数を要するため
北海道国営かんかい排水事業	280,000	平成 4 年度	平成 5 年度	北海道国営かんかい排水事業付替村道構築上部工の建設工事には、多くの日数を要するため
雨竈川中央農業水利事業美葉牛幹線用水路第1工区建設工事	170,000	平成 4 年度	平成 5 年度	雨竈川中央農業水利事業美葉牛幹線用水路第1工区の建設工事には、多くの日数を要するため
雨竈川中央農業水利事業美葉牛幹線用水路第2工区建設工事				雨竈川中央農業水利事業美葉牛幹線用水路第2工区の建設工事には、多くの日数を要するため
北空知農業水利事業北幹線用水路建設工事				北空知農業水利事業北幹線用水路の建設工事には、多くの日数を要するため

(外) 報 告

北空知農業水利事業深川幹線用排水路建設工事	100,000	平成 4 年度	平成 5 年度	北空知農業水利事業深川幹線用排水路の建設工事には、多くの日数を要するため
北空知農業水利事業空知幹線用排水路第三期建設工事	70,000	平成 4 年度	平成 5 年度	北空知農業水利事業空知幹線用排水路の第三期建設工事には、多くの日数を要するため
北空知農業水利事業第五期建設工事	160,000	平成 4 年度	平成 5 年度	音江山農業水利事業エルムダムの第五期建設工事には、多くの日数を要するため
北空知農業水利事業光珠内調整池第五期建設工事	180,000	平成 4 年度	平成 5 年度	音江山農業水利事業エルムダムの第五期建設工事には、多くの日数を要するため
北空知中央農業水利事業光珠内調整池第五期その2建設工事	140,000	平成 4 年度	平成 5 年度	空知中央農業水利事業光珠内調整池の第五期その2建設工事には、多くの日数を要するため
北空知中央農業水利事業2号川排水路建設工事	110,000	平成 4 年度	平成 4 年度及び平成 5 年度	空知中央農業水利事業2号川排水路の建設工事には、多くの日数を要するため
高岡シップ農業水利事業水路建設工事	270,000	平成 4 年度	平成 5 年度	高岡シップ農業水利事業水路建設工事には、多くの日数を要するため
道央農業水利事業西1線排水路建設工事	150,000	平成 4 年度	平成 5 年度	道央農業水利事業西1線排水路の建設工事には、多くの日数を要するため
道央農業水利事業建設工事	100,000	平成 4 年度	平成 5 年度	道央農業水利事業長沼幹線用排水路の建設工事には、多くの日数を要するため
南美原農業水利事業南美原排水機場建設工事	300,000	平成 4 年度	平成 5 年度	南美原農業水利事業南美原排水機場の建設工事には、多くの日数を要するため
様津中央農業水利事業八幡揚水機場建設工事	100,000	平成 4 年度	平成 4 年度及び平成 5 年度	様津中央農業水利事業八幡揚水機場その1の建設工事には、多くの日数を要するため
様津中央農業水利事業八幡揚水機場その2建設工事	340,000	平成 4 年度	平成 5 年度	様津中央農業水利事業八幡揚水機場その2の建設工事には、多くの日数を要するため
ネシコシ農業水利事業支線排水路建設工事	140,000	平成 4 年度	平成 5 年度	ネシコシ農業水利事業支線排水路の建設工事には、多くの日数を要するため

新潟農業水利事業長都沼幹線道路建設工事	140,000	平成 4 年度	平成 5 年度	ネシコシ農業水利事業長都沼幹線道路の建設工事には、多くの日数を要するため
柳戸農業水利事業下總富幹線用排水路第4期建設工事	80,000	平成 4 年度	平成 5 年度	柳戸農業水利事業下總富幹線用排水路の第四期建設工事には、多くの日数を要するため
新雨竜(-一期)農業水利事業中島排水路第1工区建設工事	180,000	平成 4 年度	平成 5 年度	新雨竜(-一期)農業水利事業中島排水路第1工区の建設工事には、多くの日数を要するため
新雨竜(-一期)農業水利事業中島排水路第2工区建設工事	120,000	平成 4 年度	平成 5 年度	新雨竜(-一期)農業水利事業中島排水路第2工区の建設工事には、多くの日数を要するため
新雨竜(-一期)農業水利事業基線排水路建設工事	150,000	平成 4 年度	平成 5 年度	新雨竜(-一期)農業水利事業基線排水路の建設工事には、多くの日数を要するため
新雨竜(-一期)農業水利事業中島排水機場建設工事	100,000	平成 4 年度	平成 4 年度及び平成 5 年度	新雨竜(-一期)農業水利事業中島排水機場の建設工事には、多くの日数を要するため
共和ダム第六期建設工事	510,000	平成 4 年度	平成 4 年度及び平成 5 年度	共和農業水利事業共和ダムの第六期建設工事には、多くの日数を要するため
共和農業水利事業神水用排水路第二期建設工事	100,000	平成 4 年度	平成 5 年度	共和農業水利事業神水用排水路の第二期建設工事には、多くの日数を要するため
北後志農業水利事業厚沢ファームボンド建設工事	100,000	平成 4 年度	平成 5 年度	北後志農業水利事業厚沢ファームボンドの建設工事には、多くの日数を要するため
厚沢部川農業水利事業第5期事業建設工事	400,000	平成 4 年度	平成 5 年度	厚沢部川農業水利事業厚沢ファームボンドの第五期建設工事には、多くの日数を要するため
知内農業水利事業1号幹線道路建設工事	140,000	平成 4 年度	平成 5 年度	知内農業水利事業1号幹線道路の建設工事には、多くの日数を要するため
知内農業水利事業上畠幹線用排水路第一期建設工事	100,000	平成 4 年度	平成 5 年度	知内農業水利事業上畠幹線用排水路の第二期建設工事には、多くの日数を要するため
早来農業水利事業瑞穂ダム第三期建設工事	290,000	平成 4 年度	平成 5 年度	早来農業水利事業瑞穂ダムの第三期建設工事には、多くの日数を要するため

早来農業水利事業 瑞穂ダム取水設備 建設工事	150,000	平成 4 年度	平成 4 年度 及 び平成 5 年度	早来農業水利事業瑞穂ダム取水設備の建設工事には、多くの日数 を要するため
大原農業水利事業 大原送水路建設工 事	60,000	平成 4 年度	平成 5 年度	大原農業水利事業大原送水路の建設工事には、多くの日数を要す るため
安平川(一期)農業 水利事業安平ダム 付替道路建設工事	190,000	平成 4 年度	平成 5 年度	安平川(一期)農業水利事業安平ダム付替道路の建設工事には、多 くの日数を要するため
新富農業水利事業 昆布排水路建設工 事	80,000	平成 4 年度	平成 5 年度	新富農業水利事業昆布排水路の建設工事には、多くの日数を要す るため
共栄近文農業水利 事業丸山調整池建 設工事	400,000	平成 4 年度	平成 5 年度	共栄近文農業水利事業丸山調整池の建設工事には、多くの日数を 要するため
ベーパン農業水利 事業ベーパンダム 第八期建設工事	320,000	平成 4 年度	平成 5 年度	ベーパン農業水利事業ベーパンダムの第八期建設工事には、多く の日数を要するため
ベーパン農業水利 事業ベーパンダム 管理施設建設工事	250,000	平成 4 年度	平成 4 年度 及 び平成 5 年度	ベーパン農業水利事業ベーパンダム管理施設の建設工事には、多 くの日数を要するため
神居農業水利事業 神居ダム第三期建 設工事	240,000	平成 4 年度	平成 5 年度	神居農業水利事業神居ダムの第三期建設工事には、多くの日数を 要するため
神居農業水利事業 神居導水路第3工区 建設工事	100,000	平成 4 年度	平成 5 年度	神居農業水利事業神居導水路第3工区の建設工事には、多くの日 数を要するため
フライ農業水利水 路隧道建設工事	250,000	平成 4 年度	平成 5 年度	フライ農業水利事業西部幹線用水路隧道の建設工事には、多く の日数を要するため
吉前農業水利事業 昭和排水路建設工 事	130,000	平成 4 年度	平成 5 年度	吉前農業水利事業昭和排水路の建設工事には、多くの日数を要す るため
吉前(二期)農業水 利事業吉前ダム建 設工事	250,000	平成 4 年度	平成 5 年度	吉前(二期)農業水利事業吉前ダムの建設工事には、多くの日数を 要するため
利事業吉前林道建 設工事	70,000	平成 4 年度	平成 5 年度	吉前(二期)農業水利事業吉前ダムはお付替林道の建設工事に は、多くの日数を要するため

(外) 報 告

農業排水渠幹線用排水路 建設工事	120,000	平成 4 年度	平成 5 年度	女満別農業水利事業幹線用排水路の建設工事には、多くの日数を要するため
北紋農業水利事業 奥部排水路建設工事	110,000	平成 4 年度	平成 5 年度	北紋農業水利事業奥部排水路の建設工事には、多くの日数を要するため
雄武中央(-一期)農業水利事業雄武ダム付替道路建設工事	80,000	平成 4 年度	平成 5 年度	雄武中央(-一期)農業水利事業雄武ダム付替道路の建設工事には、多くの日数を要するため
網走川下流農業水利事業 豊住排水機場建設工事	100,000	平成 4 年度	平成 4 年度及び平成 5 年度	網走川下流農業水利事業豊住排水機場の建設工事には、多くの日数を要するため
網走川下流農業水利事業 ホンダポンプ設備建設工事	240,000	平成 4 年度	平成 5 年度	網走川下流農業水利事業ホンダポンプ設備の建設工事には、多くの日数を要するため
上湧別農業水利事業 第 2 号送水路建設工事	70,000	平成 4 年度	平成 5 年度	上湧別農業水利事業第 2 号送水路の建設工事には、多くの日数を要するため
芽室農業水利事業 第二期建設工事	300,000	平成 4 年度	平成 5 年度	芽室農業水利事業第二期建設工事には、多くの日数を要するため
芽室農業水利事業 美生ダム取水設備建設工事	100,000	平成 4 年度	平成 5 年度	芽室農業水利事業美生ダム取水設備の第二期建設工事には、多くの日数を要するため
芽室農業水利事業 第三期建設工事	100,000	平成 4 年度	平成 5 年度	芽室農業水利事業第三期建設工事には、多くの日数を要するため
芽室農業水利事業 美生送水幹線用排水路 建設工事	100,000	平成 4 年度	平成 5 年度	芽室農業水利事業美生送水幹線用排水路の第二期建設工事には、多くの日数を要するため
桜木農業水利事業 第三期排水路第三期 建設工事	100,000	平成 4 年度	平成 5 年度	桜木農業水利事業第三期排水路の第三期建設工事には、多くの日数を要するため
十勝川左岸農業水 利事業中熊牛第一 用水路第二期建設 工事	130,000	平成 4 年度	平成 5 年度	十勝川左岸農業水利事業中熊牛第一用水路の第二期建設工事には、多くの日数を要するため
十勝川左岸農業水 利事業美基第 1 用 排水路建設工事	70,000	平成 4 年度	平成 5 年度	十勝川左岸農業水利事業美基第 1 用水路の建設工事には、多くの日数を要するため
十勝川左岸農業水 利事業松沢第 1 用 排水路建設工事	70,000	平成 4 年度	平成 5 年度	十勝川左岸農業水利事業松沢第 1 用水路の建設工事には、多くの日数を要するため

(外) 司

札内川第一(一期)農業水利事業南常盤ファームボンド建設工事 内排水路第二期建設工事	200,000	平成 4 年度	平成 4 年度及び平成 5 年度	札内川第一(一期)農業水利事業南常盤ファームボンドの建設工事には、多くの日数を要するため
札内川第一(一期)農業水利事業上札内排水路の第二期建設工事に は、多くの日数を要するため	160,000	平成 4 年度	平成 5 年度	
畑地総合土地改良 パイロット事業	100,000	平成 4 年度	平成 5 年度	駒ヶ岳農業水利事業農地開発その 4 の造成工事には、多くの日数を要するため
駒ヶ岳農業水利事業農地開発その 4 造成工事	220,000	平成 4 年度	平成 5 年度	駒ヶ岳農業水利事業農地開発その 4 の造成工事には、多くの日数を要するため
しづがわ農業上富良野幹線道路第五期建設工事	200,000	平成 4 年度	平成 5 年度	しづがわ農業上富良野幹線道路の第五期建設工事には、多くの日数を要するため
しづがわ農業水利事業農地開発その 12 造成工事	150,000	平成 4 年度	平成 5 年度	しづがわ農業水利事業農地開発その 12 の造成工事には、多くの日数を要するため
しづがわ農業水利事業農地開発その 13 造成工事	140,000	平成 4 年度	平成 5 年度	しづがわ農業水利事業農地開発その 13 の造成工事には、多くの日数を要するため
しづがわ農業水利幹線用水路その 1 建設工事	140,000	平成 4 年度	平成 5 年度	しづがわ農業上南送水幹線用水路その 1 の建設工事には、多くの日数を要するため
しづがわ農業水利幹線用水路その 2 建設工事	100,000	平成 4 年度	平成 5 年度	しづがわ農業上南送水幹線用水路その 2 の建設工事には、多くの日数を要するため
北見農業水利事業北陽系統用水路第四期建設工事	200,000	平成 4 年度	平成 5 年度	しづがわ農業水利事業北陽系統用水路の第四期建設工事には、多くの日数を要するため
西網走農業水利事業内ダム第五期建設工事	500,000	平成 4 年度及び平成 5 年度		西網走農業水利事業内ダムの第五期建設工事には、多くの日数を要するため

(外) 報 告

斜里農業水利事業 斜里農業水利事業 朱円東配水主幹線 用水路建設工事	1,670,000	平成 4 年度	平成 5 年度	斜里西部農業水利事業堤ダムの建設工事には、多くの日数を要するため
御影農業水利事業 御影農業水利事業 第24号道路建設工事	150,000	平成 4 年度	平成 5 年度	斜里農業水利事業朱円東配水主幹線用水路の建設工事には、多くの日数を要するため
御影農業水利事業 御影農業水利事業 第30号道路建設工事	100,000	平成 4 年度	平成 5 年度	御影農業水利事業朱円東配水主幹線用水路の建設工事には、多くの日数を要するため
御影農業水利事業 御影農業水利事業 大和支線排水路建設工事	70,000	平成 4 年度	平成 5 年度	御影農業水利事業第30号道路の建設工事には、多くの日数を要するため
御影農業水利事業 御影農業水利事業 農地開発その7造成工事	60,000	平成 4 年度	平成 5 年度	御影農業水利事業大和支線排水路の建設工事には、多くの日数を要するため
北海道国営農用地再 編開発事業	50,000	平成 4 年度	平成 5 年度	御影農業水利事業農地開発その7の造成工事には、多くの日数を要するため
南幌加内開拓建設 事業農地開発その 5造成工事	40,000	平成 4 年度	平成 5 年度	南幌加内開拓建設事業農地開発その5の造成工事には、多くの日数を要するため
南幌加内開拓建設 事業雑用排水施設 建設工事	150,000	平成 4 年度	平成 5 年度	南幌加内開拓建設事業農地開発その5の造成工事には、多くの日数を要するため
北雨開拓建設事業 農地開發その9造 成工事	210,000	平成 4 年度	平成 5 年度	北雨開拓建設事業農地開発その9の造成工事には、多くの日数を要するため
栗沢東部開拓建設 事業農地開発その 7造成工事	60,000	平成 4 年度	平成 5 年度	栗沢東部開拓建設事業農地開発その7の造成工事には、多くの日数を要するため
ワイス開拓建設事 業第4号幹線道路 その1建設工事	60,000	平成 4 年度	平成 5 年度	ワイス開拓建設事業第4号幹線道路その1の建設工事には、多くの日数を要するため
ワイス開拓建設事 業第4号幹線道路 その2建設工事	60,000	平成 4 年度	平成 5 年度	ワイス開拓建設事業第4号幹線道路その2の建設工事には、多くの日数を要するため
ワイス開拓建設事 業第19号支線道路 建設工事	60,000	平成 4 年度	平成 5 年度	ワイス開拓建設事業第19号支線道路の建設工事には、多くの日数を要するため

(外) 報 加

羊蹄北部開拓建設事業農地開発その8造成工事	150,000	平成 4 年度	平成 5 年度	羊蹄北部開拓建設事業農地開発その8の造成工事には、多くの日数を要するため
羊蹄北部開拓建設事業農地開発その9造成工事	50,000	平成 4 年度	平成 5 年度	羊蹄北部開拓建設事業農地開発その9の造成工事には、多くの日数を要するため
相和開拓建設事業農地開発その6造成工事	110,000	平成 4 年度	平成 5 年度	相和開拓建設事業農地開発その6の造成工事には、多くの日数を要するため
五里沢開拓建設事業雑用水利施設建設工事	70,000	平成 4 年度	平成 5 年度	五里沢開拓建設事業雑用水利施設建設工事には、多くの日数を要するため
五里沢開拓建設事業幹線道路その3建設工事	50,000	平成 4 年度	平成 5 年度	五里沢開拓建設事業幹線道路その3の建設工事には、多くの日数を要するため
今金東部開拓建設事業雑用水利施設建設工事	100,000	平成 4 年度	平成 5 年度	今金東部開拓建設事業幹線道路その3の建設工事には、多くの日数を要するため
七飯開拓建設事業幹線道路その5建設工事	100,000	平成 4 年度	平成 5 年度	七飯開拓建設事業幹線道路その5の建設工事には、多くの日数を要するため
八雲開拓建設事業幹線道路その6建設工事	200,000	平成 4 年度	平成 5 年度	七飯開拓建設事業幹線道路その6の建設工事には、多くの日数を要するため
春日開拓建設事業幹線道路第1号建設工事	80,000	平成 4 年度	平成 5 年度	八雲開拓建設事業幹線道路その6の建設工事には、多くの日数を要するため
春日開拓建設事業幹線道路第2号建設工事	120,000	平成 4 年度	平成 5 年度	春日開拓建設事業第1号幹線道路の建設工事には、多くの日数を要するため
大壯開拓建設事業農地開発その7造成工事	60,000	平成 4 年度	平成 5 年度	春日開拓建設事業第2号幹線道路の建設工事には、多くの日数を要するため
大壯開拓建設事業農地開発その8造成工事	190,000	平成 4 年度	平成 5 年度	大壯開拓建設事業農地開発その7の造成工事には、多くの日数を要するため
豊丘開拓建設事業農地開発その6造成工事	130,000	平成 4 年度	平成 5 年度	大壯開拓建設事業農地開発その8の造成工事には、多くの日数を要するため
豊丘開拓建設事業農地開発その6造成工事	160,000	平成 4 年度	平成 5 年度	豊丘開拓建設事業農地開発その6の造成工事には、多くの日数を要するため

(外) 報助(助)

当麻開拓建設事業農地開発その11造成工事	100,000	平成 4 年度	平成 5 年度	当麻開拓建設事業農地開発その11の造成工事には、多くの日数を要するため
剣淵東部開拓建設事業農地開発その11造成工事	100,000	平成 4 年度	平成 5 年度	剣淵東部開拓建設事業農地開発その11の造成工事には、多くの日数を要するため
剣淵東部開拓建設事業農地開発その12造成工事	80,000	平成 4 年度	平成 5 年度	剣淵東部開拓建設事業農地開発その12の造成工事には、多くの日数を要するため
美瑛東部開拓建設事業農地開発その3造成工事	100,000	平成 4 年度	平成 5 年度	美瑛東部開拓建設事業農地開発その3の造成工事には、多くの日数を要するため
富良野東部開拓建設事業農地開発その4造成工事	190,000	平成 4 年度	平成 5 年度	富良野東部開拓建設事業農地開発その4の造成工事には、多くの日数を要するため
富良野東部開拓建設事業農地開発その5造成工事	130,000	平成 4 年度	平成 5 年度	富良野東部開拓建設事業農地開発その5の造成工事には、多くの日数を要するため
サロベツ第1開拓事業農地開発その5造成工事	50,000	平成 4 年度	平成 5 年度	サロベツ第1開拓建設事業農地開発その5の造成工事には、多くの日数を要するため
建設事業第2号幹線道路建設工事	70,000	平成 4 年度	平成 5 年度	サロベツ第1開拓建設事業第2号幹線道路の建設工事には、多くの日数を要するため
幌延開拓建設事業農地開発その2造成工事	55,000	平成 4 年度	平成 5 年度	幌延開拓建設事業農地開発その2の造成工事には、多くの日数を要するため
幌延中央開拓建設事業農地開発その6造成工事	40,000	平成 4 年度	平成 5 年度	幌延中央開拓建設事業農地開発その6の造成工事には、多くの日数を要するため
枝幸南部開拓建設事業支線用水路その7建設工事	80,000	平成 4 年度	平成 5 年度	枝幸南部開拓建設事業支線用水路その7の建設工事には、多くの日数を要するため
枝幸南部開拓建設事業農地開発その5造成工事	50,000	平成 4 年度	平成 5 年度	枝幸南部開拓建設事業農地開発その5の造成工事には、多くの日数を要するため
枝幸南部開拓建設事業第3号幹線道路建設工事	50,000	平成 4 年度	平成 5 年度	枝幸南部開拓建設事業第3号幹線道路の建設工事には、多くの日数を要するため
豊富開拓建設事業第1号幹線道路その2建設工事	50,000	平成 4 年度	平成 5 年度	豊富開拓建設事業第1号幹線道路その2の建設工事には、多くの日数を要するため

(外郎)報

浜頓別開拓建設事業第10号支線道路建設工事	50,000	平成 4 年度	平成 5 年度	浜頓別開拓建設事業第10号支線道路の建設工事には、多くの日数を要するため
浜頓別開拓建設事業農地開発その5の造成工事	50,000	平成 4 年度	平成 5 年度	浜頓別開拓建設事業農地開発その5の造成工事には、多くの日数を要するため
東豊富開拓建設事業農地開発その6の造成工事	60,000	平成 4 年度	平成 5 年度	東豊富開拓建設事業農地開発その6の造成工事には、多くの日数を要するため
東豊富開拓建設事業農地開発その6の造成工事	180,000	平成 4 年度	平成 5 年度	南天北開拓建設事業農地開発その1の造成工事には、多くの日数を要するため
南天北開拓建設事業農地開発その1の造成工事	90,000	平成 4 年度	平成 5 年度	南天北開拓建設事業農地開発その4の造成工事には、多くの日数を要するため
海上開拓建設事業農地開発その4の造成工事	80,000	平成 4 年度	平成 5 年度	海上開拓建設事業農地開発その2の造成工事には、多くの日数を要するため
海上開拓建設事業農地開発その2の造成工事	130,000	平成 4 年度	平成 5 年度	海上開拓建設事業用水路その2の建設工事には、多くの日数を要するため
海上開拓建設事業農地開発その7の造成工事	90,000	平成 4 年度	平成 5 年度	海上開拓建設事業農地開発その7の造成工事には、多くの日数を要するため
海上開拓建設事業農地開発その7の造成工事	70,000	平成 4 年度	平成 5 年度	海上開拓建設事業農地開発その7の造成工事には、多くの日数を要するため
千草開拓建設事業農地開発その7の造成工事	210,000	平成 4 年度	平成 5 年度	千草開拓建設事業農地開発その7の造成工事には、多くの日数を要するため
千草開拓建設事業農地開発その7の造成工事	170,000	平成 4 年度	平成 5 年度	北雄武開拓建設事業幹線道路の建設工事には、多くの日数を要するため
北雄武開拓建設事業幹線道路建設工事	70,000	平成 4 年度	平成 5 年度	北雄武開拓建設事業幹線道路の建設工事には、多くの日数を要するため
北雄武開拓建設事業農地開発その5の造成工事	200,000	平成 4 年度	平成 5 年度	北雄武開拓建設事業農地開発その5の造成工事には、多くの日数を要するため
常盤開拓建設事業農地開発その1の造成工事	110,000	平成 4 年度	平成 5 年度	常盤開拓建設事業農地開発その1の造成工事には、多くの日数を要するため
常盤開拓建設事業農地開発その6の造成工事				北門開拓建設事業農地開発その6の造成工事には、多くの日数を要するため

(外) 報 告

業 務 量	80,000	平成 4 年度	平成 5 年度	北門開拓建設事業幹線道路その3の建設工事には、多くの日数を要するため
設工事	80,000	平成 4 年度	平成 5 年度	北門開拓建設事業第38号支線道路の建設工事には、多くの日数を要するため
北門開拓建設事業第38号支線道路建設工事	80,000	平成 4 年度	平成 5 年度	相模開拓建設事業農地開発その7の造成工事には、多くの日数を要するため
相模開拓建設事業農地開発その7造成工事	60,000	平成 4 年度	平成 5 年度	相模開拓建設事業第8号支線道路の建設工事には、多くの日数を要するため
相模開拓建設事業第8号支線道路建設工事	102,000	平成 4 年度	平成 5 年度	西別開拓建設事業農地開発その6の造成工事には、多くの日数を要するため
西別開拓建設事業農地開発その6造成工事	83,000	平成 4 年度	平成 5 年度	西別開拓建設事業第5号支線道路の建設工事には、多くの日数を要するため
西別開拓建設事業第5号支線道路建設工事	180,000	平成 4 年度	平成 5 年度	茶安別開拓建設事業農地開発その2の造成工事には、多くの日数を要するため
茶安別開拓建設事業農地開発その2造成工事	100,000	平成 4 年度	平成 5 年度	磯分内開拓建設事業第3号幹線道路その4建設工事には、多くの日数を要するため
磯分内開拓建設事業第3号幹線道路その4建設工事	50,000	平成 4 年度	平成 5 年度	磯分内開拓建設事業第4号支線道路の建設工事には、多くの日数を要するため
磯分内開拓建設事業第4号支線道路建設工事	40,000	平成 4 年度	平成 5 年度	磯分内開拓建設事業第4号支線道路の建設工事には、多くの日数を要するため
磯分内開拓建設事業第4号支線道路建設工事	60,000	平成 4 年度	平成 5 年度	茶安別開拓建設事業農地開発その5の造成工事には、多くの日数を要するため
茶安別開拓建設事業農地開発その5造成工事	100,000	平成 4 年度	平成 5 年度	茶安別開拓建設事業第5号支線道路の建設工事には、多くの日数を要するため
茶安別開拓建設事業第5号支線道路建設工事	100,000	平成 4 年度	平成 5 年度	茶安別開拓建設事業農地開発その2の造成工事には、多くの日数を要するため
茶安別開拓建設事業農地開発その2造成工事	100,000	平成 4 年度	平成 5 年度	茶安別開拓建設事業第5号支線道路の建設工事には、多くの日数を要するため
茶安別開拓建設事業第5号支線道路建設工事	100,000	平成 4 年度	平成 5 年度	茶安別開拓建設事業農地開発その1の造成工事には、多くの日数を要するため
茶安別開拓建設事業農地開発その1造成工事	70,000	平成 4 年度	平成 5 年度	茶安別開拓建設事業農地開発その1の造成工事には、多くの日数を要するため

(外) 報 告

		平成 4 年度	平成 5 年度	
農地開拓建設事業 農地開発その1造成 完成工事	50,000	平成 4 年度	平成 5 年度	萩野開拓建設事業農地開発その1の造成工事には、多くの日数を要するため
沖縄国営かんがい排水事業 宮古農業水利事業東山1—5号支線水路建設工事	130,000	平成 4 年度	平成 5 年度	宮古農業水利事業東山1—5号支線水路の建設工事には、多くの日数を要するため
宮古農業水利事業ビンフ岳送水路建設工事	110,000	平成 4 年度	平成 5 年度	宮古農業水利事業ビンフ岳送水路の建設工事には、多くの日数を要するため
運輸省 港湾整備				
直轄港湾改修事業 既 定	9,696,420	平成 4 年度	平成 4 年度及び平成 5 年度	新潟港ほか28港の改修工事には、多くの日数を要するものがあるため
追 加 定	14,704,000	同	同	その事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するものがあるため
港湾改修事業費補助 現 定	24,400,420	—	—	
港湾改修事業費補助 追 加 定	4,872,600	平成 4 年度	平成 4 年度以内	港湾改修事業には、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行なうことを要するものがあるため
港湾環境整備事業費 補助	8,826,150	同	平成 4 年度以内	港湾環境整備事業には、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行なうことを要するものがあるため
北海道直轄港湾改修事業 離島直轄港湾改修事業 離島港湾改修事業費	9,745,000	平成 4 年度	平成 4 年度及び平成 5 年度	室蘭港ほか20港の改修工事には、多くの日数を要するものがあるため
	281,200	平成 4 年度	平成 4 年度及び平成 5 年度	福江港ほか1港の改修工事には、多くの日数を要するものがあるため
	2,383,620	平成 4 年度	平成 4 年度及び平成 5 年度	港湾改修事業には、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行なうことを要するものがあるため

(外) 報 告

沖縄直轄港湾改修事業 既 定	1,854,000	平成 4 年度	平成 4 年度及 び平成 5 年度	
追 加 定 価	1,015,000	同	同	
沖縄港湾改修事業費 補助	2,869,000	—	—	
沖縄港湾環境整備事業費 補助	2,480,283	平成 4 年度	平成 4 年度以 降 5箇年度以内	中城湾港ほか1港の改修工事には、多くの日数を要するものがあ るため
沖縄港湾環境整備事業 既 定	89,000	平成 4 年度	平成 5 年度	港湾改修事業には、その事業を円滑に実施するため、あらかじめ その事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するものがあ るため
港湾整備関係受託工事 既 定	11,942,980	平成 4 年度	平成 4 年度以 降 3箇年度以内	港湾環境整備事業には、その事業を円滑に実施するため、あらか じめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するもの があるため
追 加 定 価	1,898,418	同	平成 4 年度及 び平成 5 年度	四日市港管理組合等からの委託に係る四日市港等の廢棄物立體 岸等の改修工事には、多くの日数を要するものがあるため
特定港湾施設工事勘定 常陸那珂港整備工事	13,841,398	—	—	
エネルギー港湾施設工事 常陸那珂港整備工事	650,000	平成 4 年度	平成 5 年度	常陸那珂港におけるエネルギー港湾施設の改修工事には、多くの 日数を要するものがあるため
空港整備				
空港整備 既 定	60,516,000	平成 4 年度	平成 4 年度以 降 3箇年度以内	東京国際空港ほか4空港及び美保飛行場の整備には、多くの日数 を要するものがあるため
追 加 定 価	6,920,000	同	平成 4 年度及 び平成 5 年度	
空港整備事業費補助 改 定	67,436,000	—	—	空港整備事業については、その事業を円滑に実施するため、あら かじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するた め
	50,000	平成 4 年度	平成 5 年度	

(外) 報 電

北海道空港整備事業費補助	既 定	965,800	平成 4 年度	平成 4 年度及び平成 5 年度
	追 加 改 定	491,000	平成 4 年度	平成 5 年度
		1,456,300	—	—
北海道空港整備事業費補助	既 定	1,011,000	平成 4 年度	平成 5 年度以内 降 4 箇年度以内
	追 加 改 定	400,000	同	平成 5 年度
		1,411,000	—	—
離島空港整備事業費		155,000	平成 4 年度	平成 5 年度
沖縄空港整備事業費補助		90,000	平成 4 年度	平成 5 年度
郵政省郵政事業局舎等施設整備	既 定	216,447,903	平成 4 年度	平成 4 年度以内 降 3 箇年度以内
	追 加 改 定	17,205,566	同	同
		233,653,469	—	—
簡易生命保険	既 定	10,453,030	平成 4 年度	平成 4 年度及 び平成 5 年度
	追 加 改 定	4,442,020	平成 4 年度	平成 4 年度及 び平成 5 年度
		14,895,050	—	—

簡易生命保険事業団における施設の整備の資金に充てるための国
の出資については、その整備に多くの日数を要するものがあるの
で、あらかじめこれに係る出資契約を結ぶ必要があるため

(外) 報 告

労働省	労働保険 労災勘定	労働福祉事業団出資 既定	8,257,625	平成 4 年度	平成 4 年度及び平成 5 年度	
		追加定資	4,358,389	同	同	
		追加定資	12,615,994	—	—	
雇用勘定	雇用促進事業団出資 既定	40,856,078	平成 4 年度	平成 4 年度以降 3箇年度以内	同	
	追加定資	10,268,388	同	同	—	
	追加定資	51,124,461	—	—	—	
建設省	道路整備 事業	直轄道路新設及び改築事業 既定	315,599,000	平成 4 年度	平成 4 年度以内	
	追加定資	68,714,000	同	平成 4 年度及び平成 5 年度	一般国道広島 2号三原第 3高架橋ほか 202箇所の新設及び改築工事には、多くの日数を要するものがあるため	
	追加定資	384,313,000	—	—	—	
直轄道路共同溝事業 既定	直轄道路共同溝事業 既定	21,134,000	平成 4 年度	平成 4 年度以内	一般国道神奈川 1号共同溝ほか 8箇所の共同溝工事には、多くの日数を要するものがあるため	
	追加定資	3,100,000	同	平成 4 年度及び平成 5 年度	一般国道神奈川 1号共同溝ほか 8箇所の共同溝工事には、多くの日数を要するものがあるため	
	追加定資	24,234,000	—	—	—	
直轄道路修繕事業 既定	直轄道路修繕事業 既定	12,117,000	平成 4 年度	平成 4 年度及び平成 5 年度	直轄道路修繕工事のうち一般国道青森 4号浪打修繕ほか 84箇所の修繕工事には、多くの日数を要するため	
	追加定資	9,000,000	同	同	—	
		21,117,000	—	—	—	

(号外) 報 告

一般国道改修費補助	既定	44,391,000	平成 4 年度	平成 4 年度以内 降5箇年度以内	
	追加	35,184,900	同	同	
	改定	79,575,900	—	—	
地方道改修費補助					
既定					
追加		21,554,000	平成 4 年度	平成 4 年度以内 降5箇年度以内	
改定		42,954,000	同	同	
		64,508,000	—	—	
直轄道路交通安全施設等整備事業					
既定					
追加		5,956,000	平成 4 年度	平成 4 年度及 び平成 5 年度	
改定		1,970,000	同	同	
交通安全部門等整備事業費補助					
既定		7,926,000	—	—	
追加		4,354,000	平成 4 年度	平成 4 年度及 び平成 5 年度	直轄道路交通安全施設等整備工事のうち一般国道宮城 4 号線地下 横断歩道ほか 14箇所の交通安全施設等整備工事には、多くの日数を 要するため
改定		508,000	同	—	
北海道直轄道路改築事業					
既定		4,862,000	—	—	交通安全施設等整備事業には、その事業を円滑に実施するため、 あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要す るものがあるため
		24,444,000	平成 4 年度	平成 4 年度以 降5箇年度以内	一般国道 5 号相浜橋ほか 129 箇所及び道道島牧美利河線第 4 部内 橋ほか 17箇所の改築工事には、多くの日数を要するものがあるため
		51,912,000	同	—	

(外) 報 告

改 定	76,586,000	一	一
既 定	2,000,000	平成 4 年度	平成 4 年度 及 び平成 5 年度
追 改	4,640,000	同	同
加 定	6,640,000	一	一
北海道直轄道路修繕事業補助			
既 定	2,286,000	平成 4 年度	平成 4 年度以 降 5 餘年度以内
追 改	7,842,000	同	平成 4 年度及 び平成 5 年度
加 定	9,625,000	一	一
北海道直轄道路交通安全施設等整備事業			
既 定	1,223,000	平成 4 年度	道路事業には、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその 事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するものがあるた め
追 改	144,000	同	
加 定	1,372,000	一	
土地区画整理事業費補助			
既 定	10,285,000	平成 4 年度	平成 5 年度以 降 4 餘年度以内
追 改	6,804,000	同	平成 4 年度以 降 5 餘年度以内
加 定	17,089,000	一	一
街路事業費補助			
既 定	27,011,000	平成 4 年度	平成 4 年度以 降 5 餘年度以内

土地区画整理事業には、その事業を円滑に実施するため、あらか
じめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するもの
があるため

(外) 報 告

追 加	40,857,000	平成 4 年度	平成 4 年度以降 5箇年度以内	街路事業には、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するものがあるため
改 定	67,668,000	—	—	土地区画整理事業には、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するものがあるため
北海道地区画整理事業費補助	569,000	平成 4 年度	平成 4 年度及び平成 5 年度	街路事業には、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するものがあるため
北海道街路事業費補助	4,020,000	平成 4 年度	平成 4 年度及び平成 5 年度	街路事業には、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するものがあるため
離島道路事業費補助	2,415,000	平成 4 年度	平成 4 年度及び平成 5 年度	街路事業には、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するものがあるため
追 加	3,501,500	同	平成 4 年度以降 5箇年度以内	街路事業には、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するものがあるため
改 定	5,916,500	—	—	街路事業には、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するものがあるため
離島街路事業費補助	240,000	平成 4 年度	平成 4 年度及び平成 5 年度	街路事業には、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するものがあるため
沖縄直轄道路改築事業	6,366,000	平成 4 年度	平成 4 年度以降 5箇年度以内	一般国道58号与那国はか4箇所の改築工事には、多くの日数を要するため
追 加	8,240,000	同	平成 4 年度及び平成 5 年度	一般国道58号与那国はか4箇所の改築工事には、多くの日数を要するため
改 定	9,606,000	—	—	道路事業には、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するものがあるため
沖縄一般国道改修費補助	369,000	平成 4 年度	平成 5 年度	道路事業には、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するものがあるため
沖縄地方道改修費補助	1,170,000	平成 4 年度	平成 4 年度及び平成 5 年度	道路事業には、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するものがあるため

(外) 報 告

		平成 5 年度	
		追加定	追加定
沖縄街路事業費補助	267,000	平成 4 年度	平成 5 年度
治水			
直轄河川改修事業	1,774,000 2,944,000	同	—
既定	103,118,000	平成 4 年度	平成 4 年度以内 降 5 間年度以内
追加定	35,281,000	同	同
追加定	138,399,000	—	—
直轄河川激甚災害対策特別緊急事業	8,173,000	平成 4 年度	平成 4 年度以内 降 4 間年度以内
既定	1,150,000	同	平成 5 年度以内 降 3 間年度以内
追加定	9,323,000	—	—
直轄河川環境整備事業	987,000	平成 4 年度	吉井川の激甚災害対策特別緊急事業に必要な用地の取得には、多くの日数を要するため
既定	2,223,000	同	阿武隈川ほか 7 河川の改修事業及び荒川の激甚災害対策特別緊急事業には、多くの日数を要するため
追加定	3,210,000	—	—
河川改修費補助	6,101,000	平成 4 年度	平成 4 年度以内 降 5 間年度以内
既定	14,884,350	同	米代川ほか 7 河川の浄化事業及び阿武隈川ほか 8 河川の河川利用推進事業には、多くの日数を要するため
追加定	20,985,350	—	河川改修事業には、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するものがあるため

(号外) 載面

都市河川改修費補助 既 定	17,296,850	平成 4 年度	平成 4 年度以降 5箇年度以内	
追 加 改 定	19,914,200 37,201,050	同 —	同 —	
準用河川改修費補助 既 定	109,000	平成 4 年度	平成 5 年度以降 4箇年度以内	
追 加 改 定	693,000 892,000	同 —	平成 4 年度以降 5箇年度以内	
北海道直轄河川改修事業 既 定	5,110,000	平成 4 年度	平成 4 年度以降 3箇年度以内	
追 加 改 定	8,432,000 13,542,000	同 —	平成 4 年度及び平成 5 年度	石狩川はか12河川の改修工事及びこれらに附帯する工事には、多くの日数を要するものがあるため
北海道直轄河川環境整備事業 助 扶	572,000	平成 4 年度	平成 5 年度	石狩川の浄化事業及び石狩川ほか1河川の河川利用推進事業には、多くの日数を要するものがあるため
北海道河川改修費補助	2,807,000	平成 4 年度	平成 4 年度及び平成 5 年度	河川改修事業には、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するものがあるため
北海道都市河川改修費補助	818,800	平成 4 年度	平成 4 年度及び平成 5 年度	河川改修事業には、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するものがあるため
北海道準用河川改修費補助	30,000	平成 4 年度	平成 4 年度及び平成 5 年度	河川改修事業には、その事業を円滑に実施するため、あらかじめかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するため
離島河川改修費補助	219,000	平成 4 年度	平成 4 年度及び平成 5 年度	河川改修事業には、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するものがあるため

官 報 (号 外)

沖縄河川改修費補助	441,000	平成 4 年度	平成 4 年度及び平成 5 年度	河川改修事業には、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行ふことを要するものがあるため
直轄流域調整河川事業	30,000	平成 4 年度	平成 5 年度	河川改修事業には、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行ふことを要するものがあるため
既 定	26,610,000	平成 4 年度	平成 4 年度以内 降 4箇年度以内	利根川広域導水路ほか導水路の建設工事には、多くの日数を要するものがあるため
追 加	4,300,000	同	平成 4 年度及 び平成 5 年度	するものがあるため
改 定	30,910,000	—	—	—
冲縄直轄河川総合開発事業	既 定	1,287,000	平成 4 年度	河川改修事業には、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行ふことを要するものがあるため
追 加	920,000	同	平成 4 年度及 び平成 5 年度	河川改修事業には、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行ふことを要するものがあるため
改 定	2,207,000	—	平成 5 年度	河川改修事業には、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行ふことを要するものがあるため
河川総合開発事業費補助	既 定	9,074,000	平成 4 年度	河川改修事業には、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行ふことを要するものがあるため
追 加	3,241,395	同	平成 5 年度以 降 4箇年度以内	河川改修事業には、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行ふことを要するものがあるため
改 定	12,315,395	—	平成 5 年度	河川改修事業には、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行ふことを要するものがあるため
治水ダム建設事業費補助	既 定	6,730,000	平成 4 年度	河川改修事業には、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行ふことを要するものがあるため
追 改	2,175,343	同	平成 5 年度以 降 4箇年度以内	治水ダム建設事業には、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行ふことを要するものがあるため
改 定	8,905,343	—	平成 5 年度	治水ダム建設事業には、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行ふことを要するものがあるため

(外) 報 告

北海道河川総合開発事業費補助	34,313	平成 4 年度	平成 5 年度	
北海道治水ダム建設事業費補助	22,000	平成 4 年度	平成 5 年度	
離島河川総合開発事業費補助	145,800	平成 4 年度	平成 5 年度	
直轄砂防事業定め	8,209,000	平成 4 年度	平成 4 年度以内 降3箇年度以内	
追 加	5,701,000	同	平成 4 年度以内 降5箇年度以内	
改 定	13,910,000	—	—	
直轄地すべり対策事業既定	2,010,000	平成 4 年度	平成 4 年度以内 降3箇年度以内	
追 加	485,000	同	平成 4 年度及び 平成 5 年度	
改 定	2,495,000	—	—	
砂防事業費補助既定	2,175,000	平成 4 年度	平成 4 年度以内 降3箇年度以内	
追 加	8,676,150	同	平成 4 年度及び 平成 5 年度	
改 定	10,851,150	—	—	
地すべり対策事業費補助既定	324,500	平成 4 年度及び 平成 5 年度		

河川総合開発事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するため、治水ダム建設事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するため、河川総合開発事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するため

最上川水系ほか23水系の砂防工事及びこれらに附帯する工事並びに阿武隈川水系ほか1水系の砂防事業に必要な用地の取得には、多くの日数を要するものがあるため

最上川黒淵地区ほか6地区の地すべり対策工事には、多くの日数を要するものがあるため

(外) 報 告

北海道直轄砂防事業 既 定	1,683,550 2,008,050	同 —	同 —	地すべり対策事業には、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するものがあるため
北海道直轄砂防事業 追 加 既 定	460,000	平成 4 年度	平成 5 年度以降 4箇年度以内	石狩川水系の砂防工事には、多くの日数を要するものがあるため
北海道直轄砂防事業 追 加 既 定	323,000	同	平成 4 年度及び平成 5 年度	
北海道砂防事業費補助 既 定	783,000	—	—	
離島砂防事業費補助 既 定	137,500	平成 4 年度	平成 4 年度及び平成 5 年度	
離島砂防事業費補助 追 加 既 定	894,850 1,032,450	同 —	同 —	砂防事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するため
北海道地すべり対策事業費補助 既 定	32,000	平成 4 年度	平成 5 年度	地すべり対策事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するため
沖縄砂防事業費補助 既 定	446,850	平成 4 年度	平成 4 年度及び平成 5 年度	砂防事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するため
沖縄地すべり対策事業費補助 既 定	135,000	平成 4 年度	平成 4 年度及び平成 5 年度	砂防事業には、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するものがあるため
特定多目的ダム建設事業 既 定	30,000	平成 4 年度	平成 5 年度	地すべり対策事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するため
多目的ダム建設事業 既 定	1,900,000	平成 4 年度	平成 4 年度及び平成 5 年度	

(外) 報 告

追 加	800,000	平成 4 年度					
改 定	2,700,000	—					
相模川宮ヶ瀬ダム 建設工事	既 定	64,031,000	平成 4 年度	平成 4 年度以 降 4 節年度以内	球磨川河川ダムの建設工事及びこれに附帯する工事には、多く の日数を要するものがあるため		
追 加	600,000	同	平成 4 年度及 び平成 5 年度	平成 4 年度及 び平成 5 年度	相模川宮ヶ瀬ダムの建設工事及びこれに附帯する工事には、多く の日数を要するものがあるため		
改 定	64,631,000	—	—	—	—		
阿武隈川三春ダム 建設工事	既 定	1,682,000	平成 4 年度	平成 4 年度以 降 3 節年度以内	阿武隈川三春ダムの建設工事及びこれに附帯する工事には、多く の日数を要するものがあるため		
追 加	2,540,000	同	平成 4 年度及 び平成 5 年度	平成 4 年度及 び平成 5 年度	阿武隈川三春ダムの建設工事及びこれに附帯する工事には、多く の日数を要するものがあるため		
改 定	4,222,000	—	—	—	—		
芦田川八田原ダム 建設工事	既 定	2,419,000	平成 4 年度	平成 4 年度及 び平成 5 年度	芦田川八田原ダムの建設工事及びこれに附帯する工事には、多く の日数を要するものがあるため		
追 加	2,280,000	平成 4 年度	平成 4 年度及 び平成 5 年度	平成 4 年度及 び平成 5 年度	芦田川八田原ダムの建設工事及びこれに附帯する工事には、多く の日数を要するものがあるため		
改 定	4,699,000	—	—	—	—		
太田川温井ダム 建設工事	既 定	9,305,000	平成 4 年度	平成 4 年度以 降 3 節年度以内	太田川温井ダムの建設工事及びこれに附帯する工事には、多くの 日数を要するものがあるため		
追 加	2,040,000	同	平成 5 年度	平成 5 年度	太田川温井ダムの建設工事及びこれに附帯する工事には、多くの 日数を要するものがあるため		
改 定	11,345,000	—	—	—	—		
黒部川宇奈月ダム 建設工事	既 定	17,658,000	平成 4 年度	平成 4 年度以 降 5 節年度以内	—		

(外) 報 告

追 改	600,000	同	平成 5 年度	黒部川宇奈月ダムの建設工事及びこれに附帯する工事には、多くの日数を要するものがあるため
赤川月山ダム建設工事既定	1,659,000	平成 4 年度	平成 4 年度及び平成 5 年度	
追 改	500,000	同	平成 5 年度	赤川月山ダムの建設工事及びこれに附帯する工事には、多くの日数を要するものがあるため
渡川中筋川総合開発建設工事既定	2,159,000	—	—	
追 改	2,776,000	平成 4 年度	平成 4 年度及び平成 5 年度	
最上川長井ダム建設工事既定	1,450,000	平成 4 年度	平成 4 年度及び平成 5 年度	渡川中筋川総合開発の建設工事及びこれに附帯する工事には、多くの日数を要するものがあるため
追 改	4,226,000	—	—	
米代川森吉山ダム建設工事既定	1,760,000	平成 4 年度	平成 4 年度以降 3 箇年度以内	最上川長井ダムの建設工事及びこれに附帯する工事には、多くの日数を要するものがあるため
追 改	220,000	同	平成 5 年度	
米代川森吉山ダム建設工事既定	1,980,000	—	—	
追 改	14,500,000	平成 4 年度	平成 5 年度以降 4 箇年度以内	最上川長井ダムの建設工事及びこれに附帯する工事並びに建設
北上川胆沢ダム建設工事既定	480,000	同	平成 4 年度以降 3 箇年度以内	に必要な用地の取得には、多くの日数を要するものがあるため
追 改	14,980,000	—	—	
北上川胆沢ダム建設工事既定	7,320,000	平成 4 年度	平成 5 年度以降 4 箇年度以内	

外号(報)

追加	1,861,000	平成 4 年度	平成 5 年度以降 4箇年度以内	北上川胆沢ダムの建設に必要な用地の取得には、多くの日数を要するものがあるため
改定	9,181,000	—	—	—
江の川灰堀ダム建設工事	既定	14,000,000	平成 4 年度	平成 5 年度以降 4箇年度以内
追加	450,000	同	平成 4 年度及び平成 5 年度	江の川灰堀ダムの建設工事及びこれに附帯する工事には、多くの日数を要するため
改定	14,450,000	—	—	—
荒川横川ダム建設工事	既定	3,000,000	平成 4 年度	平成 5 年度以降 4箇年度以内
追加	350,000	同	平成 4 年度及び平成 5 年度	荒川横川ダムの建設工事及びこれに附帯する工事には、多くの日数を要するものがあるため
改定	3,350,000	—	—	—
九頭竜川鳴鹿大堰建設工事	既定	760,000	平成 4 年度	平成 4 年度及び平成 5 年度
追加	360,000	同	平成 5 年度及び平成 6 年度	九頭竜川鳴鹿大堰の建設に必要な用地の取得には、多くの日数を要するものがあるため
改定	1,120,000	—	—	—
北海道多目的ダム建設事業	沙流川総合開発建設工事	既定	2,290,000	平成 4 年度
追加	910,000	同	平成 4 年度以降 3箇年度以内	沙流川総合開発の建設工事及びこれに附帯する工事には、多くの日数を要するものがあるため
改定	3,200,000	—	平成 4 年度及び平成 5 年度	—

(外) 報 告

石狩川滝里ダム建設工事	既定	4,300,000	平成 4 年度	平成 4 年度以内 降 3箇年度以内
	追加	1,000,000	同	石狩川滝里ダムの建設工事及びこれに附帯する工事には、多くの日数を要するものがあるため
	定	5,300,000	—	—
石狩川忠別ダム建設工事	既定	1,570,000	平成 4 年度	平成 4 年度以内 降 3箇年度以内
	追加	870,000	同	石狩川忠別ダムの建設工事及びこれに附帯する工事には、多くの日数を要するものがあるため
	定	2,440,000	—	—
十勝川札内川ダム建設工事	既定	4,910,000	平成 4 年度	平成 4 年度及び平成 5 年度
	追加	1,400,000	平成 4 年度	十勝川札内川ダムの建設工事及びこれに附帯する工事には、多くの日数を要するものがあるため
	定	6,310,000	—	—
沖繩多目的ダム建設事業	既定	2,000,000	平成 4 年度	平成 4 年度及び平成 5 年度
羽地大川羽地ダム建設工事	既定	80,000	同	羽地大川羽地ダムの建設工事及びこれに附帯する工事には、多くの日数を要するものがあるため
	追加	2,080,000	—	—
	定	—	—	—

平成四年十一月一日 総議院会議録第五号(二) 平成四年度特別会計補正予算(特第一号)及び同報告書

平成四年度特別会計補正予算(特第一号)に関する報告書

補正予算の要旨

本補正予算是、一般会計予算補正等に関連して、国債整理基金特別会計、道路整備特別会計等二十特別会計について所要の補正措置を講ずるものである。

なお、特定国有財産整備特別会計等十二特別会計においては、所要の国庫債務負担行為の追加を行うこととしている。

主な特別会計補正予算の概要是次のとおりである。(原則として単位未満四捨五入)

1 交付税及び譲与税配付金特別会計

歳 入(百万円) 歳 出(百万円)

交付税及び譲与税配付金勘定

当初	一八、五七一、七六八	一八、二八一、四六八
補正追加	一、六二一、四〇〇	○
修正減少	△ 一、六二一、四〇〇	△
計	一八、五七一、七六八	一八、二八一、四四八

2 国債整理基金特別会計

歳 入(百万円) 歳 出(百万円)

国債整理基金特別会計

当初	四五、七五一、五〇四	四五、七五一、五〇四
補正追加	九五七、一二九	五〇、八四二
修正減少	△ 二、七六一、七五二	△ 一、八五五、四六五
計	四五、九四七、八八一	四五、九四七、八八一

3 産業投資特別会計

歳 入(百万円) 歳 出(百万円)

産業投資勘定

当初	五九、三九三	五九、三九三
補正追加	一五、〇五一	一五、〇五一

4 特定国有財産整備特別会計
歳 入(百万円) 歳 出(百万円)
七四、四四五 七四、四四三

補正追加
修正減少
△ 一〇五、九七二 一〇六、四二一
△ 一 一 △
△ 三四三、一二一八 三四三、一二一八

計
当初
補正追加
修正減少
△ 一〇五、九七二 一〇六、四二一
△ 一 一 △
△ 三四三、一二一八 三四三、一二一八

5 国首土地改良事業特別会計

歳 入(百万円) 歳 出(百万円)

当初	四八四、八二一	四八四、八二一
補正追加	四〇、二二一	四〇、二二四
修正減少	△ 三一	△ 四四
計	五二五、〇〇一	五二五、〇〇一

6 郵便貯金特別会計

歳 入(百万円) 歳 出(百万円)

郵便貯金特別会計

① 一般勘定 当初	一一、四四〇、九三一	九、五一七、八二四
補正追加	○	一〇、一九三
修正減少	△ 一、八五五、四六五	△ 一、八五五、四六五
計	一一、四四〇、九三一	九、五三八、〇一七

(2) 金融自由化対策特別勘定

当初	五、七九九、三五三	五、七九一、九七三
補正追加	六五〇、〇〇〇	六五〇、〇〇〇
修正減少	○	○

平成4年度政府関係機関予算補正予算

予算総則補正

第1条 次に掲げる各政府関係機関の平成4年度収入支出予算補正是、「甲号収入支出予算補正」に掲げるとおりとする。

国民金融公庫	借入金	283,300,000千円
中小企業金融公庫		
中小企業信用保険公庫		

環境衛生金融公庫	借入金	333,300,000千円
沖縄振興開発金融公庫		
沖縄振興開発金融公庫		

第2条 平成4年度政府関係機関予算総則第2条第1項の各公庫の借入金等の限度額の表中

国民金融公庫	借入金	2,459,000,000千円
国民金融公庫	借入金	2,809,000,000千円

国民金融公庫	借入金	225,300,000千円
国民金融公庫	政府以外の者からの借入金	2,500,000千円

国民金融公庫	借入金	1,883,300,000千円
国民金融公庫	中小企業債券	258,200,000千円

国民金融公庫	借入金	39,400,000千円
国民金融公庫	政府からの借入金	39,400,000千円

中小企業金融公庫	借入金	1,983,300,000千円
中小企業金融公庫	中小企業債券	258,200,000千円

中小企業金融公庫	借入金	418,200,000千円
中小企業金融公庫	政府からの借入金	418,200,000千円

甲号 収入支出予算補正

政府関係機関	款	項	補正額		
			追加額(千円)	修正減少額(千円)	差引額(千円)
国民金融公庫	事業益金	0	△ 5,782,251	△ 5,782,251	△ 5,782,251
国民金融公庫	事業益金	142,771	△ 5,782,251	△ 5,782,251	△ 5,782,251
国民金融公庫	一般会計より受入	0	△ 739,862	△ 597,091	△ 1,062
国民金融公庫	一般会計より受入	0	△ 1,062	△ 1,062	△ 1,062
国民金融公庫	運用収入	0	△ 738,800	△ 738,800	△ 738,800

官 報 (号 外)

支							
中小企業金融公庫	入	出					
取							
事業益	金	入	事業収	事業益	金	入	事業益
金	入	出	収	金	入	出	収
入	出		事業益	金	入	出	事業益
取	補正額	損金	金	入	出		取
支	△ 6,522,113	△ 22,605,562	△ 6,379,342	△ 22,605,562	△ 142,771	△ 142,771	支
中小企業金融公庫	入	出					
取							
事業益	金	入	事業収	事業益	金	入	事業益
金	入	出	収	金	入	出	収
入	出		事業益	金	入	出	事業益
取	補正額	損金	金	入	出		取
支	△ 29,700	△ 29,700	△ 345,923	△ 345,923	0	0	支
中小企業信用保険公庫	入	出					
取							
事業益	金	入	事業収	事業益	金	入	事業収
金	入	出	収	金	入	出	収
入	出		事業益	金	入	出	事業益
取	補正額	損金	金	入	出		取
支	△ 24,017,268	△ 24,017,268	△ 16,714,025	△ 16,714,025	0	0	支
中小企業信用保険公庫	入	出					
取							
事業益	金	入	事業収	事業益	金	入	事業収
金	入	出	収	金	入	出	収
入	出		事業益	金	入	出	事業益
取	補正額	損金	金	入	出		取
支	△ 1,153,720	△ 1,153,720	△ 1,153,720	△ 1,153,720	0	0	支
中小企業信用保険公庫	入	出					
取							
事業益	金	入	事業収	事業益	金	入	事業収
金	入	出	収	金	入	出	収
入	出		事業益	金	入	出	事業益
取	補正額	損金	金	入	出		取
支	△ 392,948	△ 392,948	△ 392,948	△ 392,948	0	0	支
中小企業信用保険公庫	入	出					
取							
事業益	金	入	事業収	事業益	金	入	事業収
金	入	出	収	金	入	出	収
入	出		事業益	金	入	出	事業益
取	補正額	損金	金	入	出		取
支	△ 1,390	△ 1,390	△ 1,390	△ 1,390	0	0	支
中小企業信用保険公庫	入	出					
取							
事業益	金	入	事業収	事業益	金	入	事業収
金	入	出	収	金	入	出	収
入	出		事業益	金	入	出	事業益
取	補正額	損金	金	入	出		取
支	△ 2,813,881	△ 2,813,881	△ 2,813,881	△ 2,813,881	0	0	支
中小企業信用保険公庫	入	出					
取							
事業益	金	入	事業収	事業益	金	入	事業収
金	入	出	収	金	入	出	収
入	出		事業益	金	入	出	事業益
取	補正額	損金	金	入	出		取
支	△ 29,700	△ 29,700	△ 29,700	△ 29,700	0	0	支

(外) 備考

環境衛生金融公庫	支	保	26,670,229	26,640,529
	出	支	26,670,229	26,640,529
		入	0	0
		事	1,366,248	1,366,248
		業	1,366,248	1,366,248
		益	0	0
		金	0	0
		事	55,004	55,004
		業	55,004	55,004
		益	0	0
		金	0	0
		事	1,421,252	1,421,252
		業	1,421,252	1,421,252
		益	0	0
		金	0	0
		事	165,642	165,642
		業	165,642	165,642
		益	0	0
		金	0	0
		事	165,642	165,642
		業	165,642	165,642
		益	0	0
		金	0	0
沖縄振興開発金融公庫	支	事	0	0
	出	業	0	0
		益	0	0
		金	0	0
		事	500,637	500,637
		業	500,637	500,637
		益	0	0
		金	0	0
		事	500,637	500,637
		業	500,637	500,637
		益	0	0
		金	0	0
		事	58,310	58,310
		業	58,310	58,310
		益	0	0
		金	0	0
		事	5,317	5,317
		業	5,317	5,317
		益	0	0
		金	0	0
		事	2,475	2,475
		業	2,475	2,475
		益	0	0
		金	0	0
		事	799	799
		業	799	799
		益	0	0
		金	0	0
		事	66,969	66,969
		業	66,969	66,969
		益	0	0
		金	0	0
		事	0	0
		業	0	0
		益	0	0
		金	0	0
		事	1,628,156	1,628,156
		業	1,628,156	1,628,156
		益	0	0
		金	0	0
		事	1,628,156	1,628,156
		業	1,628,156	1,628,156
		益	0	0
		金	0	0

官報(号外)

平成四年度政府関係機関補正予算(機第1号)に関する報告書

一 極正予算の要旨

本補正予算は、国民金融公庫等五政府関係機関について所要の補正措置を講ずるものである。

政府関係機関補正予算の概要は次のとおりである。(原則として単位未満四捨五入)

1 国民金融公庫

収入(百万円)

支出(百万円)

五一三、五八一

五四五、四九三

補正追加

一四三

修正減少

△

計

六、五二一

一一一、六〇六

2 中小企業金融公庫

収入(百万円)

支出(百万円)

五一九、五七九

五三八、一九一

補正追加

○

修正減少

△

計

五六七、一〇一

一一一、八八七

3 中小企業信用保険公庫

収入(百万円)

支出(百万円)

一六、七一四

一一四、〇一七

補正追加

△

修正減少

△

計

五〇二、八六五

五一四、一七四

4 環境衛生金融公庫

収入(百万円)

支出(百万円)

当初

五四、三七六

五五、五九三

補正追加

一、四二一

一、六六六

修正減少

○

一、六〇〇

計

△

五四、一五九

5 沖縄振興開発金融公庫

収入(百万円)

支出(百万円)

七〇、二七三

七五、〇九三

当初

△

六八

補正追加

○

一、六二八

修正減少

△

七三、四六五

計

六九、八三一

一、六二八

二 極正予算の可決理由

本補正予算は、当初予算作成後に生じた事由に基づき、特に緊要となつた事項について補正措置を講じたものであり、妥当なものと認め、可決すべきものと議決した次第である。

なお、日本共産党の児玉健次君外一名提出の「平成四年度一般会計補正予算(第1号)」、平成四年度特別会計補正予算(特第1号)及び平成四年度政府関係機関補正予算(機第1号)につき撤回のうえ編成替えを求める動議」は否決された。

右報告する。

平成四年十一月一日

予算委員長 高島 修

衆議院議長 櫻内 義雄殿

大阪湾臨海地域開発整備法案

右の議案を提出する。

平成四年十一月二十六日

提出者

建設委員長 古賀 誠

大阪湾臨海地域開発整備法

(目的)

第一条 この法律は、大阪湾臨海地域における近年の産業構造の変動等経済的・社会的環境の変化に対処して、世界都市にふさわしい機能と住民の良好な居住環境等を備えた地域としての当該地域の整備等に関する総合的な計画を策定し、その実施を促進することにより、当該地域及びその周辺の地域における活力の向上を図り、もつて東京圏への諸機能の一極集中の是正並びに世界及び我が国の経済、文化等の発展に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「大阪湾臨海地域」とは、大阪湾及びこれに隣接する水域を地先水面とする市町村の区域並びにその区域と接する市町村の区域のうち、前条に規定する整備等を促進すべき地域で第四条第一項の規定により指定されたものをいう。

2 この法律において「関連整備地域」とは、大阪湾臨海地域の周辺の地域のうち、大阪湾臨海地域における前条に規定する整備等と関連して必要となる整備等を促進すべき地域で第四条第一項の規定により指定されたものをいう。

3 この法律において「開発地区」とは、大阪湾臨海地域のうち次に掲げる要件を備えた地区であつて、第八条第一項の整備計画に定められたものをいう。

一 大阪湾臨海地域の中核として特に開発を行うことが適当と認められる地区であること。
二 中核的施設並びに公共施設及び公益的施設の整備の用に供する土地の確保が容易であること。

(地域の指定)

第四条 大阪湾臨海地域及び関連整備地域は、主務大臣が、府県知事の申請に基づき、関係行政

」こと。

三 高速自動車国道、空港その他の高速輸送に係る施設の利用が容易であり、又は容易となることが確実と見込まれること。

4 この法律において「中核的施設」とは、研究施設、展示施設、会議場施設、業務施設、教養文化施設その他の施設であつて、開発地区を整備する上で中核となるものをいう。

(施策における配慮)

第三条 国及び地方公共団体は、この法律に規定する大阪湾臨海地域及び関連整備地域の整備等に関する施策の策定及び実施に当たっては、次に掲げる事項について配慮しなければならない。

一 適正かつ合理的な土地利用の確保、国土の保全及び災害の防止を図るよう努めること。

二 濑戸内海の自然環境等の重要性にかんがみ、広域的な観点から総合的に環境の保全を図るよう努めること。

三 地域における創意工夫を尊重するとともに、地域住民、民間事業者等の理解と協力を得るよう努めること。

四 大阪湾臨海地域の周辺の地域における活力の向上に寄与するよう努めること。

五 大阪湾臨海地域及びその周辺の地域における有機的かつ効率的な交通網、通信網等の形成を図るとともに、世界及び我が国各地域との経済、文化等の交流を促進するよう努めること。

第六条 基本方針には、大阪湾臨海地域について、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 整備等の目標

二 開発地区的設定及び中核的施設の整備に関する基本的事項

三 公共施設、公益的施設、住宅施設その他の施設の整備に関する基本的事項

機関の長に協議して指定するものとする。

2 府県知事は、前項の申請をしようとするときは、あらかじめ関係市町村長に協議しなければならない。

3 第一項の申請及び協議は、国土庁長官を通じて行うものとする。

4 主務大臣は、第一項の指定をしたときは、その旨及びその区域を公示しなければならない。

5 前各項の規定は、大阪湾臨海地域及び関連整備地域の指定を変更する場合について準用する。

(基本方針の決定及び変更)

第六条 主務大臣は、大阪湾臨海地域及び関連整備地域の整備等に関する基本方針(以下「基本方針」という。)を決定しなければならない。

2 主務大臣は、前項の決定をしようとするときは、国土庁長官を通じて、関係府県知事の意見を聴くとともに、関係行政機関の長に協議しなければならない。

3 主務大臣は、基本方針を決定したときは、遅滞なく、これを公表するとともに、関係府県知事に通知しなければならない。

4 前三項の規定は、基本方針を変更する場合について準用する。

(基本方針の内容)

第七条 関係府県知事は、基本方針に基づき、関係市町村長、財團法人大阪湾ベイエリア開発推進機構(以下「機構」という。)その他必要と認められる学識経験のある者の意見を聴いて、当該府県の区域内の大坂湾臨海地域又は関連整備地域について大阪湾臨海地域又は関連整備地域の整備等に関する計画(以下「整備計画」という。)を作成し、国土庁長官を通じて主務大臣の承認を申請することができる。

2 主務大臣は、整備計画を承認しようとするときは、国土庁長官を通じて、関係行政機関の長に協議しなければならない。

四 産業構造の高度化に関する基本的事項

五 環境の保全に関する基本的事項

六 國際交流、教養文化活動等の活動に関する基本的事項

七 地価の安定、災害の防止その他大阪湾臨海地域の整備に際し配慮すべき重要な事項

2 基本方針には、関連整備地域について、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 整備等の目標

二 大阪湾臨海地域との有機的かつ効率的な連携に関する基本的事項

三 公共施設、公益的施設、住宅施設その他の施設の整備に関する基本的事項

四 産業構造の高度化に関する基本的事項

五 環境の保全に関する基本的事項

六 國際交流、教養文化活動等の活動に関する基本的事項

七 地価の安定、災害の防止その他関連整備地域の整備に際し配慮すべき重要な事項

(整備計画の策定)

第八条 関係府県知事は、基本方針に基づき、関係市町村長、財團法人大阪湾ベイエリア開発推進機構(以下「機構」という。)その他必要と認められる学識経験のある者の意見を聴いて、当該府県

の区域内の大坂湾臨海地域又は関連整備地域について大阪湾臨海地域又は関連整備地域の整備等に関する計画(以下「整備計画」という。)を作成し、国土庁長官を通じて主務大臣の承認を申請することができる。

官 報 (号 外)

- 4 前二項の規定は、整備計画を変更する場合について準用する。

5 大阪湾臨海地域において第二条第三項に規定する要件に該当する一団の土地を所有する者は、当該土地が所在する府県の知事に対し、当該土地が開発地区の要件に適合する旨の申出を行うことができる。

6 前項の申出を受けた府県知事は、当該申出をした者に対し、申出に係る土地の全部又は一部を開発地区として定めたときは、その旨及び申出をした者が整備計画を実施する際に配慮すべき事項を通知するものとし、申出に係る土地を開発地区として定めないこととしたときは、その旨を通知するものとする。

(整備計画の内容)

第八条 大阪湾臨海地域に係る整備計画には、次に掲げる事項を定めるものとする。

 - 一 名称及び区域
 - 二 整備等の目標
 - 三 人口の規模及び土地の利用に関する事項
 - 四 開発地区的名称及び区域並びに当該区域との整備の方針に関する事項
 - 五 開発地区において整備すべき中核的施設の種類、規模等に関する基本的な事項
 - 六 公共施設、公益的施設、住宅施設その他の施設の整備に関する事項
 - 七 産業構造の高度化に関する事項
 - 八 環境の保全に関する事項
 - 九 國際交流、教養文化活動等の活動に関する事項

- 十 地域の安定、災害の防止その他大阪湾臨海
地域の整備に際し配慮すべき事項
関連整備地域に係る整備計画には、次に掲げる
事項を定めるものとする。

- 年法律第六十七号) 第二百五十二条の十九(第二百五十二条の十九) 第二項の指定都市をいう。以下同じ。)の長(以下この条において「主務大臣等」という。)又はその指名する職員

二 主務大臣等が協議して指名する関係市町村長その他の者

前項に定めるもののほか、促進協議会の組織

- 及び運営に関する必要な事項は、促進協議会が定める。

(公共施設の整備)

第十二条 国及び地方公共団体は、整備計画を達成するために必要な公共施設の整備の促進に努めなければならない。

(地方債についての配慮)

第十三条 地方公共団体が整備計画を達成するために行なう事業に要する経費に充てるために起とす地方債については、法令の範囲内において、資金事情及び当該地方公共団体の財政状況が許す限り、特別の配慮をするものとする。
(資金の確保等)

(地方税の不均一課税に伴う措置)

第十四条 地方税法(昭和二十五年法律第二百一十六号)第六条第二項の規定により、自治区会で定める地方公共団体が、大阪湾臨海地域及び関連整備地域において中核的施設その他の施設のうち自治省令で定める施設を整備計画に従つて

- て新設し、又は増設した者について、当該施設の用に供する家屋若しくはその敷地である土地の取得に対する不動産取得税又は当該施設の用に供する償却資産若しくは家屋若しくはその敷地である土地に対する固定資産税に係る不均一の課税をした場合において、これらの措置が自治省令で定める場合に該当するものと認められるときは、地方交付税法（昭和二十五年法律第二百十一号）第十四条の規定による当該地方公共団体の各年度における基準財政収入額は、同条の規定にかかわらず、当該地方公共団体の当該各年度分の減収額（固定資産税に關することの措置による減収額にあっては、これらの措置がなされた最初の年度以降三箇年度におけるものに限る。）のうち自治省令で定めるところにより算定した額を同条の規定による当該地方公共団体の当該各年度（これらの措置が自治省令で定める日以後において行われたときは、当該減収額について当該各年度の翌年度）における基準財政収入額となるべき額から控除した額とする。

る記録媒体であつて政令で定めるものに録音又は録画を行ふ者は、用意な貢の審査会に

者に支拂わなければならぬ。

第八十六条第一項中「第三十条から第三十一条まで」を「第二十条第一項、第三十一条、第三十二条」に改め、同条第二項中「第三十条」を「第三十一条」に、「行なつた」を「行つた」に改める。

九十六條に改め奉

第九十六條第二項を削除

でを「第三十条第一項、第三十一条、第三十二
条」に、「同条第二項」を「第三十条第二項の規定
は、著作隣接権の目的となつてゐる実演又はレ
コードの利用について準用し、第四十四条第二
項」に改め、同条第四項中「第九十六条第一項」を
「第九十六条」に改め、同項第一号中「第三十条」を
「第三十一条第一項三文」。

第七章を第八章とし、第六章を第七章とし、第一項」に改める。

五章を第六章とし、第四章の次に次の二章を加える。

第五章 私的録音録画補償金

第一百四条の二 第三十条第二項（第一百二条第一項）

（二）の補償金（以下「」の章において「私的録音録画補償金」という。）を受ける権利は、私

下この章において「権利者」という。)のためにその権利を行使することを目的とする団体であつて、次に掲げる私的録音録画補償金の区分ごとに全国を通じて一個に限りその同意を得て文化庁長官が指定するもの(以下この章において「指定管理団体」という。)があるときは、それぞれ当該指定管理団体によつてのみ行使することができる。

一 私的使用を目的として行われる録音(専ら録画とともに行われるもの)を除く。以下この章において「私的録音」という。)に係る私的録音録画補償金

一 私的使用を目的として行われる録画(専ら録音とともに行われるもの)を含む。以下この章において「私的録画」という。)に係る私的録音録画補償金

前項の規定による指定がされた場合には、指定管理団体は、権利者のために自己の名をもつて私的録音録画補償金を受ける権利に関する裁判上又は裁判外の行為を行う権限を有する。
(指定の基準)

第一百四条の三 文化庁長官は、次に掲げる要件を備える団体でなければ前条第一項の規定による指定をしてはならない。

一 民法第三十四条(公益法人の設立)の規定により設立された法人であること。

二 前条第一項第一号に掲げる私的録音録画補償金に係る場合についてはイ、ハ及びニに掲げる団体を、同項第二号に掲げる私的録音録画補償金に係る場合についてはロからニまでに掲げる団体を構成員とすること。

音録画補償金

の録音録画補償金を受ける権利を有する者（以下この章において「権利者」という。）のためにその権利を行使することを目的とする団体であつて、次に掲げる私的録音録画補償金の区分ごとに全国を通じて一個に限りその同意を得て文化庁長官が指定するもの（以下この章において「指定管理団体」という。）があるときは、それぞれ当該指定管理団体によつてのみ行使することができる。

一 私的使用を目的として行われる録音（専ら録画とともに行われるもの）を除く。以下この章において「私的録音」という。）に係る私的録音録画補償金

二 私的使用を目的として行われる録画（専ら録音とともに行われるもの）を含む。以下この章において「私的録画」という。）に係る私的録音録画補償金

前項の規定による指定がされた場合には、指定管理団体は、権利者のために自己の名をもつて私的録音録画補償金を受ける権利に関する裁判上又は裁判外の行為を行う権限を有する。
(指定の基準)

第一百四条の三 文化庁長官は、次に掲げる要件を備える団体でなければ前条第一項の規定による指定をしてはならない。

イ 私的録音に係る著作物に關し第二十一条
に規定する権利を有する者を構成員とする
団体(その連合体を含む)であつて、国内
において私的録音に係る著作物に關し同条
に規定する権利を有する者の利益を代表す
ると認められるもの

ロ 私的録画に係る著作物に關し第二十一条
に規定する権利を有する者を構成員とする
団体(その連合体を含む)であつて、国内
において私的録画に係る著作物に關し同条
に規定する権利を有する者の利益を代表す
ると認められるもの

ハ 国内において実演を業とする者の相当数
を構成員とする団体(その連合体を含む)。
二 国内において商業用レコードの製作を業
とする者の相当数を構成員とする団体(そ
の連合体を含む)。

三 前号イからニまでに掲げる団体がそれぞれ
次に掲げる要件を備えるものであること。
イ 営利を目的としないこと。
ロ その構成員が任意に加入し、又は脱退す
ることができること。

ハ その構成員の議決権及び選舉権が平等で
あること。

は記録媒体（以下この章において「特定記録媒体」という。）を購入する者（当該特定機器又は特定記録媒体が小売に供された後最初に購入するものに限る。）は、その購入に当たり、指定管理団体から、当該特定機器又は特定記録媒体を用いて行う私的録音又は私的録画に係る私的録音録画補償金の一括の支払として、第二百四条の六第一項の規定により当該特定機器又は特定記録媒体について定められた額の私的録音録画補償金の支払の請求があつた場合には、当該私的録音録画補償金を支払わなければならない。

前項の規定により私的録音録画補償金を支払つた者は、指定管理団体に対し、その支払に係る特定機器又は特定記録媒体を専ら私的録音及び私的録画以外の用に供することを証明して、当該私的録音録画補償金の返還を請求することができる。

第一項の規定による支払の請求を受けて私的録音録画補償金が支払われた特定機器により同項の規定による支払の請求を受けた私的録音録画補償金が支払われた特定記録媒体に私的録音又は私的録画を行う者は、第三十条第二項の規定にかかわらず、当該私的録音又は私的録画を行うに当たり、私的録音録画補償金を支払うことを要しない。ただし、当該特定機器又は特定

卷之三

イ 私的録画に係る著作物に関する規定(第二十一条)
に規定する権利を有する者は構成員とする
団体(その連合体を含む。)であつて、国内
において私的録音に係る著作物に関する同条
に規定する権利を有する者の利益を代表す
ると認められるもの

ロ 私的録画に係る著作物に関する第二十一条
に規定する権利を有する者を構成員とする
団体(その連合体を含む。)であつて、国内
において私的録画に係る著作物に関する同条
に規定する権利を有する者の利益を代表す
ると認められるもの

ハ 国内において実演を業とする者の相当数
を構成員とする団体(その連合体を含む。)

二 国内において商業用レコードの製作を業
とする者の相当数を構成員とする団体(そ
の連合体を含む。)

三 前号イからニまでに掲げる団体がそれぞれ
次に掲げる要件を備えるものであること。
イ 普利を目的としないこと。
ロ その構成員が任意に加入し、又は脱退す
ることが能够すること。

ハ その構成員の議決権及び選挙権が平等で
あること。

四 権利者のために私的録音録画補償金を受け
る権利を行使する業務(第四百四条の八第一項
の事業に係る業務を含む。以下この章において
「補償金関係業務」という。)を的確に遂行す
るに足りる能力を有すること。

(私的録音録画補償金の支払の特例)

第百四条の五 前条第一項の規定により指定管理団体が私的録音録画補償金の支払を請求する場合には、特定機器又は特定記録媒体の製造又は

官 報 (号外)

輸入を業とする者(次条第三項において「製造業者等」という。)は、当該私的録音録画補償金の支払の請求及びその受領に關し協力しなければならない。

(私的録音録画補償金の額)

第百四条の六 第百四条の二第一項の規定により指定管理団体が私的録音録画補償金を受ける権利を行使する場合には、指定管理団体は、私的録音録画補償金の額を定め、文化庁長官の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 前項の認可があつたときは、私的録音録画補償金の額は、第三十条第二項の規定にかかわらず、その認可を受けた額とする。

3 指定管理団体は、第百四条の四第一項の規定により支払の請求をする私的録音録画補償金に係る第一項の認可の申請に際し、あらかじめ、製造業者等の団体で製造業者等の意見を代表すると認められるものの意見を聽かなければならぬ。

4 文化庁長官は、第一項の認可の申請に係る私的録音録画補償金の額が、第三十条第一項(第一項において適用する場合を含む。)及び第百四条の四第一項の規定の趣旨、録音又は録画に係る通常の使用料の額その他の事情を考慮した適正な額であると認めるときでなければ、その認可をしてはならない。

5 文化庁長官は、第一項の認可をしようとするときは、第七十一条の政令で定める審議会に諮問しなければならない。

(補償金関係業務の執行に関する規程)

第百四条の七 指定管理団体は、補償金関係業務

を開始しようとするときは、補償金関係業務の執行に関する規程を定め、文化庁長官に届け出なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 前項の規程には、私的録音録画補償金(第百四条の四第一項の規定に基づき支払を受けるものに限る。)の分配に關する事項を含むものとし、指定管理団体は、第三十条第二項の規定の趣旨を考慮して当該分配に關する事項を定めなければならない。

(著作権等の保護に関する事業等のための支出)

第百四条の八 指定管理団体は、私的録音録画補償金(第百四条の四第一項の規定に基づき支払を受けるものに限る。)の額の二割以内で政令で定める割合に相当する額を、著作権及び著作隸権の保護に関する事業並びに著作物の創作の振興及び普及に資する事業のために支出しなければならない。

2 文化庁長官は、前項の政令の制定又は改正の立案をしようとするときは、第七十一条の政令で定める審議会に諮問しなければならない。

3 文化庁長官は、第一項の事業に係る業務の適正な運営を確保するため必要があると認めるときは、指定管理団体に対し、当該業務に關し監督上必要な命令をことができる。

(報告の徵収等)

第百四条の九 文化庁長官は、指定管理団体の補償金関係業務の適正な運営を確保するため必要があると認めるときは、指定管理団体に対し、補償金関係業務に關して報告をさせ、若しくは帳簿、書類その他の資料の提出を求め、又は補償金関係業務の執行方法の改善のため必要な勧告をすることがある。

告をすることがやめる。

(著作権に関する仲介業務に關する法律の適用除外)

第百四条の十 著作権に関する仲介業務に關する法律(昭和十四年法律第六十七号)の規定は、指定管理団体が行う補償金関係業務については、適用しない。

第百四条の十一 この章に規定するものほか、指定管理団体及び補償金関係業務に關し必要な事項は、政令で定める。

附則第五条の二中「第三十条」を「第三十条第一項」に改める。

附則第十五条の次に次の二条を加える。

(レコード保護契約により保護の義務を負うレコードに係る複製権についての経過措置)

第十五条の二 新法第九十六条の規定は、専ら放送又は有線放送の目的をもつて新法第八条第四号に掲げるレコードを複製する場合には、当分の間、適用しない。

附則第十七条中「第六章」を「第七章」に改める。

1 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、目次の改正規定、第七章を第八章とし、第六章を第七章とし、第五章を第六章とし、第四章の次に一章を加える改正規定(第百四条の四、第百四条の五並びに第百四条の八)、第一項及び第三項に係る部分を除く。)及び附則第十七条の改正規定は、公布の日から施行する。

2 改正後の著作権法(以下「新法」という。)の規定は、この法律の施行の日(以下「施行日」という。)前の購入(小売に供された後の最初の購入)に限る。以下同じ。)に係る新法第百四条の四第一項の特定機器により施行日前の購入に係る同一項の特定記録媒体に行われる新法第百四条の二第一項第一号の私的録音又は同項第二号の私的録画については、適用しない。

3 施行日前の購入に係る新法第百四条の四第一項の特定機器により施行日以後の購入に係る同一項の特定記録媒体に新法第百四条の二第一項第一号の私的録音又は同項第二号の私的録画を行った場合には、当該特定機器は、新法第百四条の四第一項の規定により私的録音録画補償金が支払われたものとみなす。施行日以後の購入に係る同項の特定機器により施行日前の購入に係る同一項の特定記録媒体に新法第百四条の二第一項第一号の私的録音又は同項第二号の私的録画を行った場合には、当該特定記録媒体についても、同様の規定による。

4 第四章の規定により施行日以後の購入に係る同一項の特定機器により施行日前の購入に係る同一項の特定記録媒体に新法第百四条の二第一項第一号の私的録音又は同項第二号の私的録画を行った場合には、当該特定記録媒体についても、同様の規定による。

理由

著作権者、実演家及びレコード製作者の經濟的利益の保護に資するため、私的使用を目的として録画に關し、これらの者の補償金を受ける権利を定めるとともに、その補償金を受ける権利を行使する特定の機器により特定の記録媒体に行う録音又は録画に關し、これらの者の補償金を受ける権利を定めるとともに、その補償金を受ける権利を行使する特定の機器又は記録媒体の購入者に対する補償金の支払の請求その他その補償金を受ける権利の行使に關する事項について定める等

の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

著作権法の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

一 議案の目的及び要旨

本案は、デジタル技術の発達による私的録音・録画の実態の現状を踏まえ、著作権者等の経済的利益の保護に資するためのもので、その主要内容は次のとおりである。

1 私的使用を目的とし、政令で定めるデジタル方式の特定機器及び特定記録媒体を用いて行われる録音又は録画に關して、著作権者、実演家及びレコード製作者の補償金を受ける権利を創設すること。

2 1の補償金を受ける権利は、録音又は録画に關しそれぞれ文化庁長官が指定する権利者の団体（以下「指定管理団体」という。）を通じて行使することとともに、当該団体が請求する補償金の額については、文化庁長官の認可に係らしめることとする。

3 特定機器又は特定記録媒体の購入者は、そ

の購入に際し、指定管理団体からの請求による一括の補償金を支払わなければならないことをとするとともに、当該補償金を支払った者は、当該特定機器又は当該特定記録媒体を専ら私的使用の目的に供しないことを証明して、指定管理団体に対し、当該補償金の返還を請求することができる。

4 3により指定管理団体が補償金を請求する場合には、特定機器又は特定記録媒体の製造業者等は、その補償金の請求及び受領に関し

協力しなければならないこと。

5 指定管理団体は、補償金の一割以内で政令で定める割合に相当する額を、著作権及び著作隣接権の保護事業等のために用いなければならぬこととすること。

6 レコード保護条約により我が国が保護の義務を負うレコードについて、頒布する目的をもつて複製をする場合以外にも複製権を認めるものとすること。

7 その他関係規定の整備を行うこと。

8 この法律は、公布の日から六ヶ月以内で政令で定める日から施行すること。ただし、指定管理団体等に関する規定については、公布の日から施行すること。

二 議案の可決理由

著作権者等の経済的利益の保護に資するため、所要の措置を講ずることは妥当なものと認め、本案は、可決すべきものと議決した次第である。

なお、本案に対し、別紙のとおり附帯決議を付する」ととに決した。

右報告する。

平成四年十一月二十六日

文教委員長 伊藤 公介

衆議院議長 横内 義雄殿

〔別紙〕
著作権法の一部を改正する法律案に対する附帯決議

政府及び関係者は、文化の発展に寄与する著作権保護の重要性にかんがみ、著作権思想の一層の普及に努めるとともに、次の事項について適切な措置を講ずべきである。

一 私的録音・録画に関する補償金制度が、ユーチューバー等の信頼を得て円滑に運用されるため、指定管理団体が行う権利者への補償金の分配、私的録音・録画以外の用に供するための特定機器及び特定記録媒体を購入する者への補償金の返還及び著作権等の保護に関する事業等のための支出しが適切に行われるよう努めること。

二 録音・録画された実演の利用が多様化している等の実態を勘案して、映画監督、実演家等の権利の適切な保護等について検討すること。

三 視聴覚障害等の障害者が、公表された著作物を適切公正に利用することができる方法を検討すること。

四 レコードによる音楽の演奏権の及ぶ範囲及び写真の著作物の保護期間については、関係者による条件整備の状況等に留意しつつ、制度的対応について検討を進めること。

国会等の移転に関する法律案

右の議案を提出する。

平成四年十一月二十日

提出者

海部 俊樹

山口 鶴男

鳥居 一雄

石井 一

米沢 隆

越智 伊平

佐藤 守良

中村喜四郎

野呂田芳成

西田 司

早川 勝

武村 正義

木間 章

中沢 健次

伊藤 英成

賛成者 青木 正久外五十九名

前文

第一章 総則(第一条・第二条)

第二章 検討指針(第三条・第十一条)

第三章 国会等移転調査会(第十二条・第十九

目次

条)

附則

我が国は、国民のたゆみない努力により今次の大戦による荒廃の中から立ち上がり、かつてない経済的繁栄を築き上げてきた。そして今日、精神的充足を求める気運の増大、多様な地域文化はぐくむことや全世界との連携を強化することについての認識の高まりに見られるように、時代は大きく変わらうとしている。

しかるに、我が国の現状は、政治、経済、文化等の中核機能が東京圏に過度に集中したことにより、人口の過密、地価の高騰、生活環境の悪化、大規模災害時における危険の増大等の問題が深刻化する一方で、地方における過疎、経済的停滞、文化の画一化等の問題が生じるに至っている。これらの諸問題は、単に国土の適正な利用を図るという観点からのみでなく、時代の変化に対応した新しい社会を築く上で、大きな梗概となつている。

このような状況にかんがみ、一極集中を排除し、多極分散型国土の形成に資するとともに、地震等の大規模災害に対する脆弱性を克服するため、世界都市としての東京都の整備に配慮しつつ

官 報 (号外)

つ、国会等の東京圏外への移転の具體化について積極的に検討を進めることは、我が國が新しい社会を建設するため、極めて重要なことである。

もとより、国会等の移転のみで問題が解決するものではなく、これと併せ、地方分権その他の行財政の改革等を推進することにより、自主的で創造的な地域社会の実現を図っていくことが肝要であり、また国会等の移転をそのような改革の契機として活用していくことが重要であると確信する。

この、国会等の移転を目指して、その具體化のために積極的な検討を行なうべきことを明らかにし、そのための国の責務、検討指針、検討体制等について定めるため、この法律を制定する。

第一章 総則

(国の責務)

第一条 国は、国会並びに行政及び司法に関する機能のうち中枢的なもの（以下「国会等」といいう。）の東京圏以外の地域への移転（以下「国会等の移転」という。）の具体化に向けて積極的な検討を行う責務を有する。

(定義)

第二条 この法律において「多極分散型国土」とは、多極分散型国土形成促進法（昭和六十三年法律第八十三号）第一条に規定する多極分散型国土をいう。

2 この法律において「東京圏」とは、多極分散型国土形成促進法第二十二条第一項に規定する東京圏をいう。

第二章 検討指針

第三条 国は、国会等の移転について検討を行う

に当たっては、広く国民の意見を聴き、その合意形成を図るとともに、この章に定めるところにより、広範かつ多角的にこれを行うものとする。

第四条 地方への権限の委譲の積極的推進、国による規制の合理化等行財政の改革との関連付けるものとする。

第五条 国会等の移転と多極分散型国土の形成の促進に関する施策との一体性を確保するものとする。

第六条 経済及び文化における国際的中枢機能並びに良好な居住環境等を備える都市としての東京都の整備との調和を図るとともに、国会等の移転先（以下「移転先」という。）の新都市と東京都との機能面での連携を確保するものとする。

第七条 移転先について、災害に対する安全性、地形の良好性、水の供給の安定性、交通の利便性、土地取得の容易性等の条件を配慮するものとする。

第八条 移転先の新都市が、交通通信体系の整備等により、世界及び我が国のある各地域との交流が容易であり、かつ、良好な居住環境等を備えた都市となるようにするものとする。

第九条 国会等の移転の計画は、社会経済情勢の変化に弾力的に対応することができる段階的なものとするものとする。

第十条 移転先の新都市の整備に際し、適切な土地対策を講じるものとする。

第十一条 地震等の大規模災害に対処する上での緊急性、東京都の災害対策の充実等に配慮するものとする。

第三章 国会等移転調査会

(国会等移転調査会の設置)

第十二条 総理府に、国会等移転調査会（以下「調査会」という。）を置く。

（所掌事務等）

第十三条 調査会は、国会等の移転に関し、次に掲げる事項について調査審議し、その結果を内閣総理大臣に報告するものとする。

一 移転の対象の範囲

二 移転先の選定基準

三 移転の時期の目標

四 移転先の新都市の整備に関する基本的事項

五 移転に伴う東京都の整備に関する基本的事項

六 前各号に掲げる事項に関する事項

（幹事）

2 調査会は、前項の調査審議を行うに当たっては、行財政の改革の推進との関連に留意しなければならない。

3 内閣総理大臣は、第一項の規定による報告を受けたときは、これを国会に報告するものとする。

4 幹事は、非常勤とする。

（組織）

第十四条 調査会は、委員三十二人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者について、内閣総理大臣が任命する。

一 衆議院議員のうちから衆議院が指名する者

二 参議院議員のうちから参議院が指名する者

三 学識経験のある者

六人 八人以内

（会長）

第十五条 調査会に、会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、調査会を代表する。

3 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

（専門委員）

第十六条 調査会に、専門の事項を調査審議させるため、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、学識経験のある者のうちから、内閣総理大臣が任命する。

3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

4 専門委員は、非常勤とする。

（幹事）

第十七条 調査会に、幹事を置く。

2 幹事は、学識経験のある者及び関係機関の職員のうちから、内閣総理大臣が任命する。

3 幹事は、調査会の所掌事務について、委員を補佐する。

4 幹事は、非常勤とする。

（協力依頼等）

第十八条 調査会は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、関係機関に対しても協力を求めることができる。

2 調査会は、その所掌事務を遂行するため必要な協力を求めることができる。

3 あると認めるときは、公聴会を開くことができる。

（政令への委任）

第十九条 この法律に定めるもののほか、調査会の組織及び運営に関する事項は、政令で定める。

ものと切り離して定めることとし、現行の五百万円から一億円に引き上げる。

2 施行期日

この法律は、公布の日から起算して三十日を経過した日から施行する。

二 議案の可決理由

本案は、いわゆるカルテル等の独占禁止法違反行為に対する抑止力を強化するための措置として妥当なものと認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

なお、本案に対し、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

右報告する。

平成四年十一月二十七日

商工委員長代理 理事 和田 貞夫

衆議院議長 櫻内 義雄殿

[別紙]

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律案に対する附帯決議

政府は、本法施行に当たり、独占禁止法違反防止の徹底を図る見地から、次の諸点について特段の配慮を払うべきである。

一 先の課徴金の引上げ及び今回の罰金の引上げにより独占禁止法違反行為に対する抑止力を強化したところであるが、今後ともカルテル等の情報収集等に努め、独占禁止法の厳正な運用を図ること。

二 刑事告発の権限がもっぱら公正取引委員会に属していることにかんがみ、独占禁止法違反の疑いのある事案に対し厳正かつ十分な事実関係の調査を行う一方、検察当局との間で一層の連

携強化を図るとともに審査方法等の検討を行ふこと。

三

罰金刑の適用に当たっては、事案の性格、違反事業者の事業規模等諸般の情状を適切に勘案し、事案に応じた妥当な運用を行うよう努力すること。

四

公正取引委員会の期待される役割が的確に遂行されるよう、引き続き適切な委員長及び委員の選舉を行うとともに、事務局の情報収集体制の強化、審査体制の整備に努めること。

特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律案

右

平成四年六月十六日

内閣総理大臣 宮澤 喜一

特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律

(目的)

第一条 この法律は、有害廃棄物の国境を越える移動及びその処分の規制に関するバーゼル条約(以下「条約」という。)等の的確かつ円滑な実施を確保するため、特定有害廃棄物等の輸出、輸入、運搬及び処分の規制に関する措置を講じ、

又は該地域を原産地、船積地域若しくは経由地とする輸入に係るものとして総理府令、厚生省令、通商産業省令で定めるものによる。

第二条 この法律において「特定有害廃棄物等」とは、次に掲げる物(船舶の航行に伴い生ずる廃棄物であつて政令で定めるもの並びに放射性物質であつて政令で定めるもの)をいう。

(定義)

第三条 主務大臣は、条約及び条約以外の協定等(以下「条約等」という。)の的確かつ円滑な実施の移動書類及びこれに類する書類であつて条約以外の協定等に規定するものをいう。

質及びこれによって汚染された物を除く。)をいふ。

一 条約附属書Ⅰに掲げる処分作業(以下「処分」という。)を行うために輸出され、又は輸入される物であつて、次のいずれかに該当するもの

1 又は2の規定により我が国が条約の事務局へ通報した物
ハ 政令で定めるところにより、条約第三条から通報された物であつて、当該通報に係る地域を仕向地若しくは経由地とする輸出又は該地域を原産地、船積地域若しくは経由地とする輸入に係るものとして総理府令、厚生省令、通商産業省令で定めるものによる。

二

条約第三条の規定により条約の事務局から通報された物であつて、当該通報に係る地域を仕向地若しくは経由地とする輸出又は該地域を原産地、船積地域若しくは経由地とする輸入に係るものとして総理府令、厚生省令、通商産業省令で定めるものによる。

三

条約第三条の規定により条約の事務局から通報された物であつて、当該通報に係る地域を仕向地若しくは経由地とする輸出又は該地域を原産地、船積地域若しくは経由地とする輸入に係るものとして総理府令、厚生省令、通商産業省令で定めるものによる。

四

条約第三条の規定により条約の事務局から通報された物であつて、当該通報に係る地域を仕向地若しくは経由地とする輸出又は該地域を原産地、船積地域若しくは経由地とする輸入に係るものとして総理府令、厚生省令、通商産業省令で定めるものによる。

五

条約第三条の規定により条約の事務局から通報された物であつて、当該通報に係る地域を仕向地若しくは経由地とする輸出又は該地域を原産地、船積地域若しくは経由地とする輸入に係るものとして総理府令、厚生省令、通商産業省令で定めるものによる。

六

条約第三条の規定により条約の事務局から通報された物であつて、当該通報に係る地域を仕向地若しくは経由地とする輸出又は該地域を原産地、船積地域若しくは経由地とする輸入に係るものとして総理府令、厚生省令、通商産業省令で定めるものによる。

七

条約第三条の規定により条約の事務局から通報された物であつて、当該通報に係る地域を仕向地若しくは経由地とする輸出又は該地域を原産地、船積地域若しくは経由地とする輸入に係るものとして総理府令、厚生省令、通商産業省令で定めるものによる。

八

条約第三条の規定により条約の事務局から通報された物であつて、当該通報に係る地域を仕向地若しくは経由地とする輸出又は該地域を原産地、船積地域若しくは経由地とする輸入に係るものとして総理府令、厚生省令、通商産業省令で定めるものによる。

九

条約第三条の規定により条約の事務局から通報された物であつて、当該通報に係る地域を仕向地若しくは経由地とする輸出又は該地域を原産地、船積地域若しくは経由地とする輸入に係るものとして総理府令、厚生省令、通商産業省令で定めるものによる。

十

条約第三条の規定により条約の事務局から通報された物であつて、当該通報に係る地域を仕向地若しくは経由地とする輸出又は該地域を原産地、船積地域若しくは経由地とする輸入に係るものとして総理府令、厚生省令、通商産業省令で定めるものによる。

十一

条約第三条の規定により条約の事務局から通報された物であつて、当該通報に係る地域を仕向地若しくは経由地とする輸出又は該地域を原産地、船積地域若しくは経由地とする輸入に係るものとして総理府令、厚生省令、通商産業省令で定めるものによる。

を図るため、次に掲げる事項を定めて公表するものとする。これを変更したときも、同様とする。

一

特定有害廃棄物等の輸出、輸入、運搬及び処分に伴つて生ずるおそれのある人の健康又は生活環境に係る被害を防止するための施策の実施に関する基本的な事項

二

特定有害廃棄物等の輸出、輸入、運搬及び処分の事業を行う者がその事業を適正に行うために配慮しなければならない基本的な事項

三

特定有害廃棄物等の発生の抑制及び適正化の実施に関する基本的な事項

四

特定有害廃棄物等の輸出、輸入、運搬及び処分が行われることを確保するために国民が配慮しなければならない基本的な事項

五

特定有害廃棄物等の輸出、輸入、運搬及び処分の事業を行う者がその事業を適正に行うために配慮しなければならない基本的な事項

六

特定有害廃棄物等の輸出、輸入、運搬及び処分が行われることを確保するために重要な事項

七

特定有害廃棄物等の輸出、輸入、運搬及び処分が行われることを確保するための重要な事項

八

特定有害廃棄物等の輸出、輸入、運搬及び処分が行われることを確保するための重要な事項

九

特定有害廃棄物等の輸出、輸入、運搬及び処分が行われることを確保するための重要な事項

十

特定有害廃棄物等の輸出、輸入、運搬及び処分が行われることを確保するための重要な事項

十一

特定有害廃棄物等の輸出、輸入、運搬及び処分が行われることを確保するための重要な事項

十二

特定有害廃棄物等の輸出、輸入、運搬及び処分が行われることを確保するための重要な事項

の送付があったときは、その申請書に係る特定有害廃棄物等の処分について環境の汚染を防止するためには必要な措置が講じられているかどうかを確認し、その結果を通商産業大臣に通知するものとする。

通商産業大臣は、前項の規定により環境の汚染を防止するため必要な措置が講じられる旨の環境庁長官の通知を受けた後でなければ、第一項の輸出の承認をしてはならない。

(輸出移動書類の交付等)
第五条 通商産業大臣は、前条第一項の輸出の承認をしたときは、速やかに、その承認を受けた者に対し、当該特定有害廃棄物等に係る移動書類(以下「輸出移動書類」という。)を交付しなければならない。

2 通商産業大臣は、前項の規定により輸出移動

書類を交付したときは、当該輸出移動書類の写

しを環境庁長官（当該輸出移動書類に係る特定有害廃棄物等が廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第二百三十七号）第一条第一項の廃棄物（以下単に「廃棄物」という。）に該当する場合にあっては、環境庁長官及び厚生大臣）に送付するものとする。

第一項の規定により輸出移動書類の交付を受けた者は、当該輸出移動書類が毀損され、又は失われたときは、通商産業省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を通商産業大臣に届け出なければならない。この場合において、当

該輸出移動書類の交付を受けた者は、通商産業省令で定めるところにより、通商産業大臣に申請し、その再交付を受けることができる。

けた者は、前項後段の規定により輸出移動書類の再交付を受けた場合において、その失われた輸出移動書類を回復するに至ったときは、通商産業省令で定めるところにより、当該輸出移動書類添付して、遅滞なく、その旨を通商産業大臣に届け出なければならない。

5 輸出移動書類の様式は、通商産業省令で定める。

(輸出特定有害廃棄物等の運搬)

第六条 前条第一項の規定により輸出移動書類が交付された特定有害廃棄物等(税法(昭和二十九年法律第六十一号)第六十七条の規定による輸出の許可を受けたものに限る。以下「輸出特定有害廃棄物等」という。)の運搬を行う場合は、当該輸出移動書類を携帯してしなければならない。

2 前項の規定により輸出移動書類を携帯して運搬を行う者は、当該輸出移動書類にその輸出特定有害廃棄物等の引渡しを受けた日付その他の総理府令、厚生省令、通商産業省令で定める事項を記載し、かつ、署名しなければならない。

3 輸出特定有害廃棄物等の運搬を行う場合は、当該輸出特定有害廃棄物等に係る輸出移動書類に記載された内容に従ってしなければならない。ただし、当該輸出特定有害廃棄物等の運搬について第十四条第一項の規定又は同項ただし書の政令で定める法律の政令で定める規定による命令がされた場合は、この限りでない。

(輸出移動書類に係る届出)

第七条 第五条第一項の規定により輸出移動書類の交付を受けた者は、次に掲げる場合は、主務省令で定めるところにより、当該輸出移動書類

（輸入の承認）

二 輸出移動書類に係る輸出特定有害廃棄物等を失つたとき。

一 輸出移動書類に係る輸出特定有害廃棄物等の輸出又は運搬を行わないととなつたとけ出なければならない。

等を譲り受け、若しくはその引渡しを受けた者（以下「輸入移動書類の交付を受けた者等」という。）が当該輸入移動書類を汚損し、又は失ったときは、通商産業省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を通商産業大臣に届け出なければならない。この場合において、当該輸入移動書類に対する記載事項は、通商産業省令で

第八条 特定有害廢棄物等を輸入しようとする者は、外國為替及び外國貿易管理法第五十二条の規定により、輸入の承認を受ける義務を課せられるものとする。

対し、必要な説明を求める、及び意見を述べること

とがやれる。

(輸入移動書類の交付等)

第九条 通商産業大臣は、前条第一項の輸入の承

認をした場合において、その承認を受けた者が

ら当該特定有害廃棄物等に係る移動書類の提出

を受けたときは、該移動書類が、該特定有害廃棄物等に関する規則第六条第一項の適用

原物等に關し第6条の規定はより適用された内容（同條2又は4の規定により条件を

付して同意した場合にあつては、その条件を付

したもの)と一致することを確認の上、速やかに

に、その承認を受けた者に対し、その旨を証明

する文書（以下「輸入移動書類」という。）を交付

しなければならない。

2 前項の規定により輸入移動書類の交付を受け

ともに当該輸入移動書類に係る特定有害廃棄物

平成四年十一月一日 衆議院会議録第五号】 特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律案及び同報告書

一一八

した者又は輸入された特定有害廃棄物等の運搬ししなければならない。

若しくは処分を行う者の事務所その他の事業所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させ、関係者に質問させ、又は検査のために必要な最小限度の分量に限り当該特定有害廃棄物等を取去させることができる。

3 前二項の規定により職員が立ち入るときは、

その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

4 第一項又は第二項の規定による立入検査、質問及び取去の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(手数料)

第十七条 次に掲げる者は、実費を勘案して政令で定める額の手数料を納めなければならない。

一 輸出移動書類の交付を受けようとする者

二 輸出移動書類の再交付を受けようとする者

三 輸入移動書類の交付を受けようとする者

四 輸入移動書類の再交付を受けようとする者

五 輸入移動書類の交付を受けようとする者（不服申立ての手続における聴聞）

第十八条 第十四条の規定による命令についての審査請求又は異議申立てに対する裁決又は決定（却下の裁決又は決定を除く。）は、審査請求人又は異議申立て人に対し、相当な期間をおいて予告をした上、公開による聴聞を行った後にしなければならない。

2 前項の予告においては、期日、場所及び事案

の内容を示さなければならない。

3 聽聞に際しては、審査請求人又は異議申立て及び利害関係人に対し、当該事案について証拠を提出し、意見を述べる機会を与えるべきである。

（主務大臣等）

第十九条 この法律における主務大臣は、次のとおりとする。

一 第三条の規定による公表並びに第七条の規定による届出の受理、第十四条第一項の規定による命令、第十五条第一項の規定による報告の徵収及び第十六条第一項の規定による立

入検査（当該届出、命令、報告の徵収又は立入検査に係る特定有害廃棄物等が廃棄物に該当する場合に限る。）に関する事項については、厚生大臣が環境庁長官である場合にあっては、内閣総理大臣の発する命令とする。

（経過措置）

第二十条 この法律の規定に基づき命令を制定し、又は改廃する場合においては、その命令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）を定めることができる。

2 前項に規定するもののほか、条約附屬書Ⅰ若しくは条約附屬書Ⅱに掲げる物、条約附屬書Ⅲに掲げる特性又は处分が条約の定める手続により変更された場合の経過措置その他の条約等の実施に伴い必要とされる事項については、政令で必要な規定（罰則に関する経過措置を含む。）を設けることができる。

3 第六条第二項又は第十条第二項の規定に違反して、輸出移動書類又は輸入移動書類に、

4 第十五条第二項に規定する事項の記載をせず、若しくは虚偽の記載をして、又は署名をせず、若しくは虚偽の署名をした者

5 第十六条第一項又は第二項の規定による検査若しくは取去を拒み、妨げ、若しくは忌避

し、又はこれららの規定による質問に対しても答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者

6 第二十二条 この法律又はこの法律に基づく命令の規定により通商産業大臣の権限に属する事項

7 第二十三条 次の各号の一に該当する者は、五十万円以下の罰金に処する。

8 第二十四条 次の各号の一に該当する者は、五十万円以下の罰金に処する。

9 第二十五条 第十四条の規定による命令に違反し、又は輸入移動書類を添付せず、若しくは虚偽の届出をし、又は輸出移動書類若しくは

出に係る特定有害廃棄物等が廃棄物に該当する場合に限る。）に関する事項については、厚生大臣が環境庁長官である場合にあっては、内閣総理大臣の発する命令とする。

2 この法律における主務省令は、主務大臣（主務大臣が環境庁長官である場合にあっては、内閣総理大臣）の発する命令とする。

一 第五条第三項前段又は第九条第二項前段の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をし、又はこれを併科する。

2 第二十三条 次の各号の一に該当する者は、六月以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

3 第六条第二項又は第十条第二項の規定に違反し、若しくは第三項又は第十一項の規定に違反した者

4 第十五条第二項又は第二項の規定による検査若しくは虚偽の記載をして、又は署名をせず、若しくは虚偽の署名をした者

5 第十六条第一項又は第二項の規定による検査若しくは取去を拒み、妨げ、若しくは忌避

し、又はこれららの規定による質問に対しても答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者

6 第二十二条 この法律又はこの法律に基づく命令の規定により通商産業大臣の権限に属する事項

7 第二十三条 次の各号の一に該当する者は、五十万円以下の罰金に処する。

8 第二十四条 次の各号の一に該当する者は、五十万円以下の罰金に処する。

9 第二十五条 第十四条の規定による命令に違反し、又は輸入移動書類を添付せず、若しくは虚偽の届出をし、又は輸出移動書類若しくは

（手数料）

三 第十二条の規定による届出の受理（当該届出

（産業大臣）

三 第十二条の規定による届出の受理（当該届出

官報(号外)

出移動書類若しくは虚偽の輸入移動書類を添付した者
二 第十条第四項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者
三 第十三条の規定による通知をせず、又は虚偽の通知をした者

第二十五条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前三条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に對して各本条の罰金刑を科する。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、条約が日本国について効力を生ずる日から施行する。

(環境庁設置法の一部改正)

第二条 環境庁設置法(昭和四十六年法律第八十一条)の一部を次のように改正する。

(環境庁設置法の一部改正)

第四条 第十五条中「及び湖沼水質保全特別措

置法(昭和五十九年法律第六十一号)」を「湖沼水質保全特別措置法(昭和五十九年法律第六十一号)」及び特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に關する法律(平成四年法律第一号)に改める。

(厚生省設置法の一部改正)

第三条 厚生省設置法(昭和二十四年法律第一百五十一号)の一部を次のように改正する。

(第五条第二十八号中「及び産業廃棄物の処理

に係る特定施設の整備の促進に関する法律(平成四年法律第六十二号)」を「産業廃棄物の処理に係る特定施設の整備の促進に関する法律(平成四年法律第六十二号)」及び特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に關する法律(平成四年法律第一号)」に改める。

(通商産業省設置法の一部改正)

第四条 通商産業省設置法(昭和二十七年法律第二百七十五号)の一部を次のように改正する。

第四条中第十五号を第十五号の二とし、同号の前に次の一号を加える。

十五 特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に關する法律(平成四年法律第一号)の施行

第一項に次の一號を加える。

十五 特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に關する法律(平成四年法律第一号)の施行

一 議案の目的及び要旨

本案は、有害廃棄物の国境を越える移動及びその処分の規制に関するバーゼル条約(以下「条約」という。)等の実施を確保するため、特定有害廃棄物等の輸出、輸入、運搬及び処分の規制に関する措置を講じようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

(一) 環境庁長官は、〔一〕により環境の汚染を防止するために必要な措置が講じられていない旨の環境庁長官の通知を受けた後でなければ、〔一〕の承認をしてはならない。

業大臣に通知する。

(二) 環境庁長官は、〔一〕により環境の汚染を

防止するために必要な措置が講じられていない旨の環境庁長官の通知を受けた後でなければ、〔一〕の承認をしてはならない。

業大臣に通知する。

(三) 環境庁長官は、〔一〕により環境の汚染を

防止するために必要な措置が講じられていない旨の環境庁長官の通知を受けた後でなければ、〔一〕の承認をしてはならない。

業大臣に通知する。

(四) 環境庁長官は、〔一〕により環境の汚染を

防止するために必要な措置が講じられていない旨の環境庁長官の通知を受けた後でなければ、〔一〕の承認をしてはならない。

業大臣に通知する。

(五) 環境庁長官は、〔一〕により環境の汚染を

防止するために必要な措置が講じられていない旨の環境庁長官の通知を受けた後でなければ、〔一〕の承認をしてはならない。

業大臣に通知する。

(六) 環境庁長官は、〔一〕により環境の汚染を

防止するために必要な措置が講じられていない旨の環境庁長官の通知を受けた後でなければ、〔一〕の承認をしてはならない。

業大臣に通知する。

(七) 環境庁長官は、〔一〕により環境の汚染を

防止するために必要な措置が講じられていない旨の環境庁長官の通知を受けた後でなければ、〔一〕の承認をしてはならない。

業大臣に通知する。

(八) 環境庁長官は、〔一〕により環境の汚染を

防止するために必要な措置が講じられていない旨の環境庁長官の通知を受けた後でなければ、〔一〕の承認をしてはならない。

業大臣に通知する。

(九) 環境庁長官は、〔一〕により環境の汚染を

防止するために必要な措置が講じられていない旨の環境庁長官の通知を受けた後でなければ、〔一〕の承認をしてはならない。

業大臣に通知する。

の申請書の写しを環境庁長官に送付する。

(一) 環境庁長官は、〔一〕により申請書の写しの送付があったときは、その申請書に係る特定有害廃棄物等の処分について環境の汚染を防止するため必要な措置が講じられているかどうかを確認し、その結果を通商産業大臣に通知する。

(二) 環境庁長官は、〔一〕により申請書の写しの送付があったときは、その申請書に係る特定有害廃棄物等の処分について環境の汚染を防止するため必要な措置が講じられて

いるかどうかを確認し、その結果を通商産業大臣に通知する。

(三) 環境庁長官は、〔一〕により申請書の写しの送付があったときは、その申請書に係る特定有害廃棄物等の処分について環境の汚染を

防止するため必要な措置が講じられて

いるかどうかを確認し、その結果を通商産業大臣に通知する。

(四) 環境庁長官は、〔一〕により申請書の写しの送付があったときは、その申請書に係る特定有害廃棄物等の処分について環境の汚染を

防止するため必要な措置が講じられて

いるかどうかを確認し、その結果を通商産業大臣に通知する。

(五) 環境庁長官は、〔一〕により申請書の写しの送付があったときは、その申請書に係る特定有害廃棄物等の処分について環境の汚染を

防止するため必要な措置が講じられて

いるかどうかを確認し、その結果を通商産業大臣に通知する。

(六) 環境庁長官は、〔一〕により申請書の写しの送付があったときは、その申請書に係る特定有害廃棄物等の処分について環境の汚染を

防止するため必要な措置が講じられて

いるかどうかを確認し、その結果を通商産業大臣に通知する。

(七) 環境庁長官は、〔一〕により申請書の写しの送付があったときは、その申請書に係る特定有害廃棄物等の処分について環境の汚染を

防止するため必要な措置が講じられて

いるかどうかを確認し、その結果を通商産業大臣に通知する。

(八) 環境庁長官は、〔一〕により申請書の写しの送付があったときは、その申請書に係る特定有害廃棄物等の処分について環境の汚染を

防止するため必要な措置が講じられて

いるかどうかを確認し、その結果を通商産業大臣に通知する。

(九) 環境庁長官は、〔一〕により申請書の写しの送付があったときは、その申請書に係る特定有害廃棄物等の処分について環境の汚染を

防止するため必要な措置が講じられて

いるかどうかを確認し、その結果を通商産業大臣に通知する。

(十) 環境庁長官は、〔一〕により申請書の写しの送付があったときは、その申請書に係る特定有害廃棄物等の処分について環境の汚染を

防止するため必要な措置が講じられて

いるかどうかを確認し、その結果を通商産業大臣に通知する。

(十一) 環境庁長官は、〔一〕により申請書の写しの送付があったときは、その申請書に係る特定有害廃棄物等の処分について環境の汚染を

防止するため必要な措置が講じられて

いるかどうかを確認し、その結果を通商産業大臣に通知する。

(十二) 環境庁長官は、〔一〕により申請書の写しの送付があったときは、その申請書に係る特定有害廃棄物等の処分について環境の汚染を

防止するため必要な措置が講じられて

いるかどうかを確認し、その結果を通商産業大臣に通知する。

(十三) 環境庁長官は、〔一〕により申請書の写しの送付があったときは、その申請書に係る特定有害廃棄物等の処分について環境の汚染を

防止するため必要な措置が講じられて

いるかどうかを確認し、その結果を通商産業大臣に通知する。

(十四) 環境庁長官は、〔一〕により申請書の写しの送付があったときは、その申請書に係る特定有害廃棄物等の処分について環境の汚染を

防止するため必要な措置が講じられて

いるかどうかを確認し、その結果を通商産業大臣に通知する。

(十五) 環境庁長官は、〔一〕により申請書の写しの送付があったときは、その申請書に係る特定有害廃棄物等の処分について環境の汚染を

防止するため必要な措置が講じられて

いるかどうかを確認し、その結果を通商産業大臣に通知する。

(十六) 環境庁長官は、〔一〕により申請書の写しの送付があったときは、その申請書に係る特定有害廃棄物等の処分について環境の汚染を

防止するため必要な措置が講じられて

いるかどうかを確認し、その結果を通商産業大臣に通知する。

(十七) 環境庁長官は、〔一〕により申請書の写しの送付があったときは、その申請書に係る特定有害廃棄物等の処分について環境の汚染を

防止するため必要な措置が講じられて

いるかどうかを確認し、その結果を通商産業大臣に通知する。

(十八) 環境庁長官は、〔一〕により申請書の写しの送付があったときは、その申請書に係る特定有害廃棄物等の処分について環境の汚染を

防止するため必要な措置が講じられて

いるかどうかを確認し、その結果を通商産業大臣に通知する。

(二) 特定有害廃棄物等の運搬又は処分を行う場合は、移動書類を携帯し、かつ、移動書類に記載された内容に従つてしなければならない。

(三) 特定有害廃棄物等の引渡しを受けた者は、その日付等を移動書類に記載し、署名する。

(四) 輸入特定有害廃棄物等の処分を行ったときは等には、その旨を輸入の相手方、輸出国等に通知しなければならない。

6 指置命令

(一) 環境庁長官及び通商産業大臣(廃棄物にあつては、環境庁長官、厚生大臣及び通商産業大臣)は、特定有害廃棄物等の輸出、運搬又は処分が適正に行われない場合において、人の健康又は生活環境に係る被害を防止するため特に必要があると認めるときは、当該特定有害廃棄物等を輸出した者又はその運搬を行う者若しくはその排出者等であつてその責めに帰する事由があるものに対し、当該特定有害廃棄物等の回収又は適正な処分のための措置その他の必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(二) 環境庁長官及び通商産業大臣は、特定有害廃棄物等(廃棄物に該当するものを除く)の輸入等について、「と同様の措置をとることができる。

7 その他

報告徵取、立入検査、経過措置、罰則等所要の規定を整備する。

8 施行期日

この法律は、条約が日本国について効力を生ずる日から施行する。

二 議案の可決理由

本案は、有害廃棄物の国境を越える移動及びその処分の規制に関するバーゼル条約等的かつ円滑な実施を確保するための措置として妥当なものと認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

なお、本案に対し、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

右報告する。

平成四年十一月三十日

商工委員長代理 理事 和田 貞夫

衆議院議長 櫻内 義雄殿

[別紙]

特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律案に対する附帯決議

政府は、本法施行に当たり、関係省庁間の連

係者に周知する等の適切な措置を講じ、特定有害

廃棄物の越境移動についての条約等国際的な取組の遵守並びに本法の的確かつ円滑な実施が確保されるよう万全を期すべきである。

第十二条の七第一項第一号中「一万千円」を「一萬一千円」に改め、同項第二項第一号中「二万五千円」を「二万三千円」に、「一万千円」を「一万五千円」に、「一万千円」を「二万三千円」に、「一万千円」を「二万三千円」に改める。

第十三条の三第一項第一号中「二十七万六千円」を「二十八万五千円」に改め、同項第二号中「四万八千五百円」を「四万九千五百円」に改める。

第十四条の三第一項第一号中「一千九百円」を「三千一百円」に、「一万三千円」を「一万四千円」に、「五千五百円」を「五千六百円」に、「四千三百五十円」を「四千八百円」に、「一万九千五百円」を「二万千元」に、「七千六百五十円」を「八千四百円」に改め、同条第二項第二号及び第四号中「満十八歳」を「満二十二歳」に改める。

第十五条の三第一項第一号中「百分の十」を「百分の十二」に改める。

第十六条の三第一項第一号中「三千一百円」を「三千五百円」に、「一万三千円」を「一万五千円」に、「五千五百円」を「五千六百円」に、「四千三百五十円」を「四千八百円」に、「一万九千五百円」を「二万千元」に、「七千六百五十円」を「八千四百円」に改め、同条第二項第一号中「三万五千八百円」を「三万六千八百円」に改める。

第十七条の三第一項第一号中「三千五百円」を「三千五百円」に、「一万三千円」を「一万五千円」に、「五千五百円」を「五千六百円」に、「四千三百五十円」を「四千八百円」に、「一万九千五百円」を「二万千元」に、「七千六百五十円」を「八千四百円」に改め、同条第二項第一号中「三万五千八百円」を「三万六千八百円」に改める。

第十八条の三第一項第一号中「三千五百円」を「三千五百円」に、「一万三千円」を「一万五千円」に、「五千五百円」を「五千六百円」に、「四千三百五十円」を「四千八百円」に、「一万九千五百円」を「二万千元」に、「七千六百五十円」を「八千四百円」に改め、同条第二項第一号中「三万五千八百円」を「三万六千八百円」に改める。

第十九条の二第一項中「一千九百円」を「三千五百円」に、「一万三千円」を「一万四千円」に、「五千五百円」を「五千六百円」に、「四千三百五十円」を「四千八百円」に、「一万九千五百円」を「二万千元」に、「七千六百五十円」を「八千四百円」に改め、同条第二項第一号中「三万五千八百円」を「三万六千八百円」に改める。

第二十条の三第一項第一号中「三千五百円」を「三千五百円」に、「一万三千円」を「一万五千円」に、「五千五百円」を「五千六百円」に、「四千三百五十円」を「四千八百円」に、「一万九千五百円」を「二万千元」に、「七千六百五十円」を「八千四百円」に改め、同条第二項第一号中「三万五千八百円」を「三万六千八百円」に改める。

第二十一条の三第一項第一号中「三千五百円」を「三千五百円」に、「一万三千円」を「一万五千円」に、「五千五百円」を「五千六百円」に、「四千三百五十円」を「四千八百円」に、「一万九千五百円」を「二万千元」に、「七千六百五十円」を「八千四百円」に改め、同条第二項第一号中「三万五千八百円」を「三万六千八百円」に改める。

第二十二条の三第一項第一号中「三千五百円」を「三千五百円」に、「一万三千円」を「一万五千円」に、「五千五百円」を「五千六百円」に、「四千三百五十円」を「四千八百円」に、「一万九千五百円」を「二万千元」に、「七千六百五十円」を「八千四百円」に改め、同条第二項第一号中「三万五千八百円」を「三万六千八百円」に改める。

第二十三条の三第一項第一号中「三千五百円」を「三千五百円」に、「一万三千円」を「一万五千円」に、「五千五百円」を「五千六百円」に、「四千三百五十円」を「四千八百円」に、「一万九千五百円」を「二万千元」に、「七千六百五十円」を「八千四百円」に改め、同条第二項第一号中「三万五千八百円」を「三万六千八百円」に改める。

第二十四条の三第一項第一号中「三千五百円」を「三千五百円」に、「一万三千円」を「一万五千円」に、「五千五百円」を「五千六百円」に、「四千三百五十円」を「四千八百円」に、「一万九千五百円」を「二万千元」に、「七千六百五十円」を「八千四百円」に改め、同条第二項第一号中「三万五千八百円」を「三万六千八百円」に改める。

第二十五条の三第一項第一号中「三千五百円」を「三千五百円」に、「一万三千円」を「一万五千円」に、「五千五百円」を「五千六百円」に、「四千三百五十円」を「四千八百円」に、「一万九千五百円」を「二万千元」に、「七千六百五十円」を「八千四百円」に改め、同条第二項第一号中「三万五千八百円」を「三万六千八百円」に改める。

第二十六条の三第一項第一号中「三千五百円」を「三千五百円」に、「一万三千円」を「一万五千円」に、「五千五百円」を「五千六百円」に、「四千三百五十円」を「四千八百円」に、「一万九千五百円」を「二万千元」に、「七千六百五十円」を「八千四百円」に改め、同条第二項第一号中「三万五千八百円」を「三万六千八百円」に改める。

第二十七条の三第一項第一号中「三千五百円」を「三千五百円」に、「一万三千円」を「一万五千円」に、「五千五百円」を「五千六百円」に、「四千三百五十円」を「四千八百円」に、「一万九千五百円」を「二万千元」に、「七千六百五十円」を「八千四百円」に改め、同条第二項第一号中「三万五千八百円」を「三万六千八百円」に改める。

第二十八条の三第一項第一号中「三千五百円」を「三千五百円」に、「一万三千円」を「一万五千円」に、「五千五百円」を「五千六百円」に、「四千三百五十円」を「四千八百円」に、「一万九千五百円」を「二万千元」に、「七千六百五十円」を「八千四百円」に改め、同条第二項第一号中「三万五千八百円」を「三万六千八百円」に改める。

第二十九条の三第一項第一号中「三千五百円」を「三千五百円」に、「一万三千円」を「一万五千円」に、「五千五百円」を「五千六百円」に、「四千三百五十円」を「四千八百円」に、「一万九千五百円」を「二万千元」に、「七千六百五十円」を「八千四百円」に改め、同条第二項第一号中「三万五千八百円」を「三万六千八百円」に改める。

第三十条の三第一項第一号中「三千五百円」を「三千五百円」に、「一万三千円」を「一万五千円」に、「五千五百円」を「五千六百円」に、「四千三百五十円」を「四千八百円」に、「一万九千五百円」を「二万千元」に、「七千六百五十円」を「八千四百円」に改め、同条第二項第一号中「三万五千八百円」を「三万六千八百円」に改める。

外 報 号

別表第一 行政職俸給表(第六条関係)

イ 行政職俸給表(一)

職位の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級	10 級	11 級
号俸	俸給月額										
1	—	—	176,300	205,000	221,700	240,900	256,200	273,500	312,500	356,700	390,200
2	127,800	161,400	181,200	212,800	230,000	248,400	265,000	288,900	324,900	365,000	413,300
3	181,900	167,800	187,300	220,700	228,500	246,700	267,900	298,500	336,000	375,500	428,800
4	136,200	174,600	188,600	228,000	246,700	266,500	286,200	308,500	347,800	388,000	443,700
5	141,000	180,100	200,300	227,400	254,800	275,200	295,500	318,600	359,600	400,700	458,700
6	146,600	184,700	207,800	245,600	262,800	283,900	304,900	328,600	371,500	413,900	473,700
7	182,300	189,800	215,000	253,500	271,100	292,700	314,600	338,700	383,700	425,900	469,000
8	157,900	183,800	222,100	261,400	279,200	301,900	324,800	348,800	395,900	438,300	504,500
9	162,100	188,000	228,200	268,200	287,300	311,100	334,100	358,800	408,000	450,800	519,700
10	165,400	202,200	234,200	277,000	285,400	320,700	343,900	368,600	419,600	468,300	534,800
11	168,200	206,500	240,100	284,700	303,500	330,500	353,600	378,900	430,900	474,300	546,700
12	170,300	210,700	245,800	292,300	311,400	340,200	362,900	388,800	441,900	484,500	554,600
13	173,800	214,900	251,300	298,700	319,800	349,900	371,900	398,600	451,900	498,200	562,100
14	175,400	218,200	256,500	307,100	327,000	359,200	379,900	408,100	459,300	500,400	568,800
15	177,500	221,500	261,600	313,800	333,300	367,700	387,000	415,800	466,800	505,000	573,100
16	224,400	268,400	320,200	339,100	374,500	393,400	422,000	472,200	476,800	486,800	511,100
17	227,400	270,900	324,900	344,400	381,000	399,000	427,800	476,800	486,800	511,100	536,700
18	230,200	274,800	329,000	348,800	385,600	403,900	428,400	481,100	496,800	521,100	546,700
19	278,400	333,100	362,900	380,100	408,500	436,800	456,800	486,800	511,100	536,700	561,100
20	281,300	336,100	366,700	384,500	412,900	440,700	467,800	496,800	521,100	546,700	571,100
21	284,100	389,000	360,000	388,900	416,800	444,500	462,900	496,800	521,100	546,700	571,100
22	286,800	341,800	363,300	408,000	420,500	444,500	462,900	496,800	521,100	546,700	571,100
23	289,500	344,800	366,700	408,700	426,700	444,500	462,900	496,800	521,100	546,700	571,100
24	292,000	347,900	370,000	410,300	432,900	450,700	468,800	496,800	521,100	546,700	571,100
25	294,500	350,800	372,800	412,900	434,500	452,900	470,700	496,800	521,100	546,700	571,100
26	296,900	353,600	375,600	415,600	436,300	454,500	472,900	496,800	521,100	546,700	571,100
27	299,300	356,000	378,400	418,700	438,700	456,800	475,100	496,800	521,100	546,700	571,100
28	301,700	358,400	380,800	420,300	440,700	460,700	477,800	496,800	521,100	546,700	571,100
29	304,100	360,400	383,200	422,900	442,900	462,900	480,700	496,800	521,100	546,700	571,100
30	306,400	362,800	385,600	425,300	445,600	465,600	482,900	496,800	521,100	546,700	571,100
31	308,800	365,600	387,600	427,900	447,900	467,900	485,100	496,800	521,100	546,700	571,100
32	310,800	368,000	390,000	430,300	449,600	469,600	487,800	496,800	521,100	546,700	571,100

備考 この表は、他の俸給表の適用を受けないすべての職員に適用する。ただし、第二十二条及び附則第三項に規定する職員を除く。

別表第二 専門行政職俸給表(第六条関係)

□ 行政職俸給表(二)

職位	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
号俸	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
1	—	165,000	172,000	189,000	212,800	229,500
2	114,500	162,200	178,900	194,500	219,300	246,200
3	118,100	167,500	183,600	200,300	225,800	253,200
4	121,500	172,800	189,000	204,500	222,800	260,800
5	124,900	177,500	194,400	212,700	238,900	268,500
6	128,600	182,200	200,100	219,000	245,400	276,600
7	132,100	186,900	206,000	224,800	251,600	284,600
8	137,600	191,600	211,300	230,400	257,400	292,800
9	143,200	196,300	217,800	234,000	263,000	301,100
10	149,100	201,200	223,200	241,500	268,600	308,200
11	155,700	206,100	228,500	246,500	274,300	317,200
12	162,000	210,900	233,700	251,500	279,900	325,200
13	167,200	215,500	238,800	256,500	288,100	333,100
14	172,100	220,000	243,800	261,500	291,000	340,000
15	176,400	224,500	245,400	266,500	293,500	344,900
16	180,400	228,800	253,100	271,700	301,900	353,800
17	184,500	232,400	258,000	276,200	307,100	360,500
18	188,300	236,200	263,000	280,500	311,800	366,600
19	193,500	239,900	267,500	284,200	316,500	372,100
20	194,200	242,600	271,800	287,800	320,800	377,200
21	196,300	244,800	275,000	291,200	324,800	382,100
22	198,700	247,100	278,000	294,500	325,700	386,400
23	202,500	249,300	280,600	297,600	331,600	389,800
24	205,100	251,400	283,200	300,700	334,800	393,800
25	207,500	253,500	285,600	303,500	336,800	396,800
26	209,800	255,600	288,000	306,100	339,200	399,200
27	211,900	257,300	290,400	308,600	341,600	401,600
28	213,900	260,000	292,800	310,900	343,900	404,900
29	216,000	262,100	295,100	313,100	347,100	408,100
30	218,000	264,100	297,400	315,300	350,300	412,300
31	219,800	266,000	299,400	316,600	352,500	414,600
32	221,600	267,900	300,400	317,900	354,700	416,800
33	269,800					

備考 この表は、機器の運転操作、応答その他の業務及びこれらに準ずる業務に從事する職員で人事院規則で定めるものに適用する。

職位	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
号俸	俸給月額						
1	—	206,100	214,900	220,200	312,500	350,700	399,200
2	147,500	213,800	250,500	289,600	324,200	363,000	413,900
3	153,700	221,900	259,300	299,000	336,000	375,500	428,900
4	162,000	230,600	268,100	308,600	347,800	388,000	443,700
5	168,700	239,000	277,100	318,600	359,600	400,700	458,700
6	175,700	247,100	286,200	325,700	371,500	413,300	473,700
7	182,000	255,200	295,400	333,900	383,700	425,800	489,000
8	188,300	263,200	304,700	349,900	395,900	438,300	504,500
9	194,600	271,200	314,100	358,300	408,000	450,800	519,700
10	201,200	279,200	323,700	363,500	419,600	463,300	534,800
11	208,600	287,400	333,600	375,900	420,800	474,300	546,700
12	215,600	295,500	343,500	383,800	441,900	484,500	554,800
13	222,600	303,500	353,100	395,600	451,300	493,200	562,100
14	228,700	311,400	362,600	408,100	459,200	500,400	568,900
15	234,700	319,300	371,800	415,800	466,800	505,000	573,100
16	240,600	326,600	379,900	423,000	472,200		
17	246,100	332,100	387,000	427,800	476,900		
18	251,400	338,300	394,500	432,400	481,100		
19	256,500	340,400	395,900	436,800			
20	261,500	344,000	400,800	440,700			
21	266,400	347,500	404,700	444,500			
22	271,400	352,500	409,000	449,700			
23	276,400	358,400	413,200	454,800			
24	281,300	363,500	418,200	460,800			
25	281,300						

備考 この表は、植物防疫官、家畜防疫官、特許庁の審査官及び審判官、船舶検査官並びに航空交通管制の業務その他の専門的な知識、技術等を必要とする業務に從事する職員で人事院規則で定めるものに適用する。

別表第三 税務職俸給表(第六条関係)

号俸	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級	10 級	11 級
	俸給月額 円										
1	—	—	201,600	232,000	250,100	268,900	287,800	307,500	328,300	348,600	373,600
2	142,700	183,300	207,600	240,300	258,600	277,800	297,100	317,200	348,200	385,800	425,100
3	145,700	190,100	213,800	248,800	267,100	286,800	306,600	326,900	358,200	398,100	437,200
4	155,900	196,600	220,000	257,300	275,700	296,200	316,100	336,800	368,400	409,500	449,200
5	162,100	201,900	226,300	265,800	284,300	305,600	325,600	346,700	378,800	420,600	461,500
6	165,900	206,600	231,100	274,800	282,800	315,100	335,200	356,600	389,100	431,000	473,700
7	176,600	209,800	240,000	282,700	301,300	324,600	344,900	366,700	399,600	441,200	489,000
8	183,400	213,900	245,600	291,000	309,900	334,200	354,700	377,100	409,900	451,400	504,500
9	186,100	217,000	250,900	298,100	318,100	343,900	364,900	387,400	420,200	461,600	519,700
10	188,700	219,900	256,800	307,000	326,400	358,700	375,000	397,900	430,400	471,800	534,800
11	190,700	222,800	261,600	314,900	333,800	363,800	385,200	408,200	440,500	482,000	546,700
12	192,500	225,700	266,900	322,700	340,300	373,900	395,400	418,400	450,400	492,100	554,600
13	194,300	228,600	271,800	328,500	345,700	384,100	405,600	428,600	460,200	502,100	562,100
14	196,900	231,500	275,600	333,400	353,000	394,300	413,700	438,700	469,900	509,900	568,200
15		233,600	279,200	338,100	358,800	404,100	421,700	447,300	479,100	514,500	578,100
16			282,800	342,500	364,500	411,200	428,800	455,800	484,100		
17			285,000	346,100	369,600	418,000	434,700	460,700	488,400		
18				349,500	373,900	423,700	440,400	465,500	492,500		
19				352,600	378,100	428,300	444,900	470,200			
20				355,600	381,900	432,900	449,300	474,200			
21				358,300	384,700	437,200	453,100	478,000			
22				361,000	441,400	456,800					
23				363,400	445,000	448,600					
24											

備考 この表は、国税庁に勤務し、租税の賦課及び徴収に関する事務等に從事する職員で人事院規則で定めるものに適用する。

別表第四 公安職俸給表(第六条関係)

イ 公安職俸給表(一)

職務の種 号 標	1 級 俸給月額	2 級 俸給月額	3 級 俸給月額	4 級 俸給月額	5 級 俸給月額	6 級 俸給月額	7 級 俸給月額	8 級 俸給月額	9 級 俸給月額	10 級 俸給月額	11 級 俸給月額
1	—	—	—	217,500	250,500	268,500	287,500	307,500	328,500	348,500	373,500
2	148,500	163,500	183,000	224,500	259,200	277,800	297,100	317,500	337,200	356,200	418,100
3	165,300	170,200	195,600	232,400	267,900	286,800	306,600	326,500	346,100	365,100	425,100
4	161,800	175,200	203,200	240,900	276,500	296,200	316,100	336,800	366,400	409,500	437,200
5	168,400	187,500	210,000	249,500	285,200	305,600	325,600	346,700	378,800	409,500	449,200
6	176,300	194,800	216,300	258,100	288,700	315,100	335,200	356,600	386,100	416,700	473,700
7	184,800	201,500	222,600	268,700	302,300	324,600	344,900	366,700	399,600	421,200	489,000
8	192,200	208,200	228,900	275,300	310,500	334,200	354,700	377,100	409,900	451,400	504,500
9	198,900	214,200	236,500	288,900	318,900	343,900	364,800	387,400	420,200	461,500	519,700
10	205,600	220,200	244,000	291,900	327,500	356,700	375,000	397,800	430,400	471,500	534,800
11	211,600	226,400	251,500	299,800	335,500	363,800	385,200	408,200	440,500	482,000	546,700
12	217,600	232,700	259,000	307,900	344,500	373,900	395,400	418,400	450,400	492,100	554,600
13	228,800	240,100	266,700	316,000	362,500	384,100	405,600	428,600	460,200	502,100	562,100
14	230,100	247,400	274,100	324,100	381,900	404,300	423,700	443,700	480,500	520,900	582,300
15	237,500	254,700	281,500	331,800	389,400	404,100	421,700	447,800	478,100	514,300	573,100
16	244,700	262,100	289,300	359,600	377,500	411,200	428,800	455,800	484,100	514,100	582,300
17	251,600	268,900	297,300	347,400	385,400	418,000	434,700	460,700	488,400	520,100	590,100
18	258,100	275,800	305,400	392,500	423,700	440,400	465,500	492,500	520,100	550,100	618,100
19	264,200	282,800	313,500	382,800	393,900	425,300	444,900	470,200	497,200	524,200	592,100
20	270,600	289,500	321,200	370,100	403,400	432,800	459,300	474,200	498,100	524,200	592,100
21	277,000	296,300	329,000	377,300	407,500	437,200	463,100	488,000	514,300	544,100	614,300
22	283,800	303,100	336,700	384,400	411,400	441,400	471,200	498,000	524,200	554,200	624,200
23	289,800	309,800	344,400	390,700	415,200	445,000	470,200	497,200	524,200	554,200	624,200
24	296,100	316,500	362,100	385,000	418,900	448,600	474,200	498,100	524,200	554,200	624,200
25	302,100	323,200	386,400	398,500	422,100	452,300	478,000	498,100	524,200	554,200	624,200
26	308,200	329,900	366,600	402,500	426,100	450,000	475,200	498,100	524,200	554,200	624,200
27	314,900	343,000	378,700	393,900	419,800	445,000	470,200	497,200	524,200	554,200	624,200
28	319,500	348,600	384,100	402,800	422,100	448,600	474,200	498,100	524,200	554,200	624,200
29	324,000	353,500	388,000	406,100	425,300	452,300	478,000	498,100	524,200	554,200	624,200
30	328,300	358,500	391,600	409,700	430,700	457,200	482,000	502,100	524,200	554,200	624,200
31	332,800	363,100	395,100	412,800	432,100	459,800	484,100	502,100	524,200	554,200	624,200
32	337,200	368,500	398,500	416,100	435,800	462,100	487,200	502,100	524,200	554,200	624,200
33	342,800	373,200	401,800	419,800	440,700	467,200	492,000	512,100	532,100	562,100	632,100
34	348,500	378,500	406,100	424,100	445,300	471,200	497,200	512,100	532,100	562,100	632,100
35	353,200	383,800	410,800	428,100	450,700	476,200	502,100	522,100	542,100	572,100	642,100
36	358,800	389,500	416,100	434,400	456,100	482,100	508,000	528,100	548,100	578,100	648,100
37	364,500	395,200	421,800	440,700	460,700	487,200	512,100	532,100	552,100	582,100	652,100
38	370,200	398,500	428,100	446,100	466,100	492,100	518,000	538,100	558,100	588,100	658,100
39	375,800	404,700	434,400	452,100	472,100	498,100	523,000	543,100	563,100	593,100	663,100
40	381,500	410,800	440,700	458,100	478,100	504,100	530,000	550,100	570,100	590,100	660,100
41	387,200	416,100	446,100	464,100	484,100	510,100	536,000	556,100	576,100	596,100	666,100
42	393,800	421,800	452,100	468,100	488,100	516,100	542,000	562,100	582,100	602,100	672,100
43	399,500	428,100	458,100	474,100	494,100	520,100	546,000	566,100	586,100	606,100	682,100
44	405,200	434,400	464,100	480,100	496,100	526,100	552,000	572,100	592,100	612,100	692,100
45	411,800	440,700	470,100	486,100	506,100	532,100	558,000	578,100	598,100	618,100	702,100
46	418,500	446,100	476,100	492,100	512,100	538,100	564,000	584,100	604,100	624,100	712,100
47	425,200	452,100	482,100	508,100	528,100	554,100	580,000	600,100	620,100	640,100	722,100
48	431,800	458,100	498,100	524,100	544,100	570,100	600,000	620,100	640,100	660,100	732,100
49	438,500	464,100	504,100	530,100	550,100	576,100	606,000	626,100	646,100	666,100	742,100
50	445,200	470,100	510,100	536,100	556,100	582,100	612,000	632,100	652,100	672,100	752,100
51	451,800	476,100	516,100	542,100	562,100	588,100	618,000	638,100	658,100	678,100	762,100
52	458,500	482,100	522,100	548,100	568,100	594,100	624,000	644,100	664,100	684,100	772,100
53	465,200	488,100	528,100	554,100	574,100	600,100	630,000	650,100	670,100	690,100	782,100
54	471,800	494,100	534,100	560,100	580,100	606,100	636,000	656,100	676,100	696,100	792,100
55	478,500	500,100	540,100	566,100	586,100	612,100	642,000	662,100	682,100	702,100	802,100
56	485,200	506,100	546,100	572,100	592,100	618,100	648,000	668,100	688,100	708,100	812,100
57	491,800	512,100	552,100	578,100	598,100	624,100	654,000	674,100	694,100	714,100	822,100
58	498,500	518,100	558,100	584,100	604,100	630,100	660,000	680,100	700,100	720,100	832,100
59	505,200	524,100	564,100	590,100	610,100	636,100	666,000	686,100	706,100	726,100	842,100
60	511,800	530,100	570,100	596,100	616,100	642,100	672,000	692,100	712,100	732,100	852,100
61	518,500	536,100	576,100	602,100	622,100	648,100	678,000	698,100	718,100	738,100	862,100
62	525,200	542,100	582,100	608,100	628,100	654,100	684,000	704,100	724,100	744,100	872,100
63	531,800	548,100	588,100	614,100	634,100	660,100	690,000	710,100	730,100	750,100	882,100
64	538,500	554,100	594,100	620,100	640,100	666,100	696,000	716,100	736,100	756,100	892,100
65	545,200	560,100	600,100	626,100	646,100	672,100	702,000	722,100	742,100	762,100	902,100
66	551,800	566,100	606,100	632,100	652,100	678,100	708,000	728,100	748,100	768,100	912,100
67	558,500	572,100	612,100	638,100	658,100	684,100	714,000	734,100	754,100	774,100	922,100
68	565,200	578,100	618,100	644,100	664,100	690,100	720,000	740,100	760,100	780,100	932,100
69	571,800	584,100	624,100	650,100	670,100	696,100	726,000	746,100	766,100	786,100	942,100
70	578,500	590,100	630,100	656,100	676,100	702,100	732,000	752,100	772,100	792,100	952,100
71	585,200	596,100	636,100	662,100	682,100	708,100	738,000	758,100	778,100	798,100	962,100
72	591,800	602,100	642,100	668,100	688,100	714,100	744,000	764,100	784,100	804,100	972,100
73	598,500	608,100	648,100								

外(号)報面

「公安職俸給表(二)

号俸	俸給月額										
	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級	11級
1	—	—	201,600	222,000	250,100	268,900	287,600	307,500	333,300	373,600	413,100
2	142,700	183,300	207,600	240,300	258,600	277,800	297,100	317,200	342,200	365,800	425,100
3	148,900	190,100	213,900	248,800	267,100	286,800	306,600	326,900	353,200	388,100	437,200
4	156,000	196,600	221,000	257,300	275,700	296,200	316,100	336,900	368,400	409,500	449,200
5	163,400	201,900	228,200	265,800	284,300	305,600	325,600	346,700	378,800	420,600	461,500
6	170,700	206,900	233,100	274,800	292,800	315,100	335,200	356,600	388,100	431,000	473,700
7	177,100	211,500	240,000	282,700	301,300	324,600	344,900	366,700	399,600	441,200	489,000
8	183,400	216,000	246,300	291,000	309,800	334,200	354,700	377,100	409,800	451,400	504,500
9	187,700	220,200	252,400	298,100	318,100	343,800	364,800	387,400	420,200	461,600	519,700
10	191,600	224,400	258,600	307,000	326,400	353,700	375,000	397,900	430,400	471,800	534,800
11	195,500	228,000	264,600	314,900	334,400	363,800	385,200	408,200	440,600	482,000	546,700
12	198,800	234,000	270,300	322,700	341,900	373,900	395,400	418,400	450,400	492,100	554,600
13	202,900	239,100	276,800	329,500	349,300	384,100	405,600	428,600	460,200	502,100	562,100
14	206,100	244,000	281,400	335,400	356,700	384,300	413,700	438,700	469,900	508,800	568,300
15	209,800	248,400	287,100	341,000	363,100	404,100	421,700	447,800	479,100	514,300	573,100
16	212,500	252,500	291,900	346,100	369,300	411,200	428,800	455,800	484,100	521,100	581,000
17	215,500	256,200	296,700	350,100	375,200	418,000	434,700	460,700	488,400	526,500	591,500
18	218,000	259,900	301,400	358,600	379,700	423,700	440,400	465,500	492,500	530,500	598,500
19	220,500	262,000	304,700	365,800	384,100	428,300	444,800	470,200	497,200	537,500	605,500
20	222,600	307,300	360,000	388,100	432,900	449,800	474,200	498,800	525,500	563,500	631,500
21	224,600	309,600	363,200	391,700	437,200	453,100	478,000	498,000	528,000	568,000	631,000
22	312,500	366,000	441,400	466,800	486,800	511,200	536,800	562,200	588,200	624,200	691,200
23	315,100	368,700	445,000	468,600	488,600	514,200	539,800	565,200	591,200	627,200	694,200
24	317,700	371,100	448,600	471,800	498,800	517,200	542,800	568,200	594,200	634,200	701,200
25	320,900	374,500	452,400	475,800	498,800	521,200	546,800	572,200	598,200	638,200	708,200
26	322,500										

備考 この表は、検察庁、公安調査庁、少年院、海上保安庁等に勤務する職員で人事院規則で定めるものに適用する。

別表第五 海事職俸給表(第六条関係)

1 海事職俸給表(一)

職位	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
	俸給月額 円						
1	—	—	236,300	275,500	308,900	343,500	428,000
2	153,400	202,600	244,200	286,200	318,900	356,100	428,100
3	162,300	210,800	252,200	295,700	329,600	368,900	452,000
4	171,800	218,900	261,800	307,200	340,100	381,400	464,900
5	180,600	226,100	271,200	317,500	360,600	394,000	477,500
6	180,300	228,800	280,600	327,700	361,100	408,600	490,000
7	189,200	238,900	289,700	337,600	371,900	412,100	502,400
8	205,500	245,100	298,500	347,100	381,500	431,600	514,100
9	211,200	252,300	305,600	356,500	391,500	443,600	524,900
10	215,400	258,900	314,500	365,400	401,400	455,000	534,000
11	218,700	265,500	322,400	374,000	411,200	468,400	542,900
12	221,500	271,300	330,100	383,200	420,800	477,500	551,200
13	224,900	276,800	337,700	392,300	429,900	487,400	563,700
14	228,000	282,100	345,300	401,300	438,900	496,100	584,500
15	231,100	288,800	352,900	409,200	446,300	504,100	588,100
16	234,200	291,400	360,300	417,100	452,800	511,500	597,800
17	237,300	295,900	367,500	424,900	458,800	518,300	607,700
18	240,400	298,200	374,100	430,700	464,500	523,400	618,600
19	242,500	—	—	—	—	—	—
20	—	—	378,200	425,400	470,000	528,400	600,000
21	—	—	382,100	440,100	475,400	532,500	628,400
22	—	—	386,000	444,700	480,000	536,700	632,800
23	—	—	389,800	449,100	484,100	541,600	636,800
24	—	—	393,600	453,400	488,000	547,600	642,800
25	—	—	400,800	461,400	—	—	648,800
26	—	—	404,800	465,100	—	—	652,800
27	—	—	407,700	—	—	—	656,800

備考 この表は、遠洋区域又は近海区域を航行区域とする船舶その他の人事院の指定期間内に就業する船員(海事職俸給表(一))の適用を受けたる者を除くものに適用する。

2 海事職俸給表(二)

職位	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
	俸給月額 円	俸給月額 円	俸給月額 円	俸給月額 円	俸給月額 円	俸給月額 円
1	—	—	191,200	215,500	244,700	275,300
2	130,000	162,900	197,400	222,100	252,400	282,500
3	133,600	170,200	208,000	229,000	260,200	290,400
4	138,100	178,100	209,000	235,600	267,500	298,100
5	143,400	184,900	215,400	244,400	274,300	305,900
6	149,000	190,800	222,000	251,900	280,600	314,100
7	155,500	196,600	228,900	259,200	286,500	322,300
8	162,500	201,400	236,400	265,600	292,900	330,500
9	169,300	206,900	244,000	271,700	298,900	338,800
10	176,900	212,400	251,300	277,900	304,800	347,100
11	183,600	218,000	258,800	283,600	316,800	355,400
12	189,400	223,800	264,400	289,000	322,700	372,300
13	195,100	229,800	270,400	294,200	322,700	379,200
14	199,900	235,000	276,300	299,200	328,500	380,200
15	204,800	240,600	281,700	304,100	334,300	387,400
16	209,200	246,200	287,000	308,800	339,300	394,500
17	213,700	251,800	291,700	313,100	344,800	401,200
18	217,900	255,700	296,400	317,200	349,600	407,600
19	222,600	261,800	301,000	321,400	356,100	413,700
20	226,600	266,300	304,800	324,800	356,600	419,400
21	229,400	270,100	308,400	328,300	360,000	424,600
22	232,200	273,200	311,500	331,400	363,400	429,100
23	234,200	276,200	314,600	334,200	366,800	432,800
24	238,900	278,900	317,300	337,000	370,100	437,100
25	241,400	281,400	319,700	339,700	373,100	440,400
26	244,700	284,700	322,100	342,200	376,000	443,700
27	248,000	286,000	324,700	344,700	378,900	446,400
28	251,300	288,100	327,200	347,200	381,600	449,100
29	254,600	291,700	331,900	351,900	384,300	451,800

備考 この表は、船舶に就業する船員(海事職俸給表(一))の適用を受けたる者を除くものに適用する。

官報(号外)

別表第六 教育職俸給表(第六条関係)

イ 教育職俸給表(一)

職位	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
	円	円	円	円	円
1	—	—	284,800	267,500	286,400
2	182,700	191,900	243,200	278,100	348,100
3	160,800	200,000	251,800	288,700	368,900
4	169,600	208,200	260,600	299,300	371,700
5	178,200	216,500	270,000	310,000	383,600
6	186,500	224,900	279,600	320,900	386,500
7	193,600	238,800	289,400	381,700	407,400
8	201,600	241,600	299,400	342,200	419,300
9	208,100	250,000	309,000	388,200	421,000
10	216,500	258,400	318,600	388,800	448,100
11	222,800	267,100	323,100	374,200	455,100
12	230,700	275,600	337,600	388,700	467,300
13	238,200	284,000	347,100	388,000	479,500
14	245,400	291,500	356,600	402,200	482,800
15	252,900	298,900	366,100	411,000	504,300
16	259,500	305,700	375,100	419,400	516,500
17	264,600	312,100	388,800	427,600	527,200
18	270,700	318,700	392,200	435,700	538,100
19	276,800	325,200	400,400	443,500	548,700
20	282,700	331,500	408,400	451,100	568,700
21	288,400	337,200	416,100	468,600	567,800
22	294,400	344,100	423,700	486,100	574,700
23	299,000	350,300	430,500	472,000	579,800
24	304,100	356,400	437,200	478,500	584,600
25	308,200	362,400	442,000	485,500	
26	312,300	367,700	445,800	489,700	
27	316,100	371,300	449,700	488,200	
28	320,500	375,500	453,600	492,000	
29	322,600	379,100	456,800	497,200	
30	325,800	382,700	460,100		
31	328,000	386,300			
32	330,700	389,900			
33	333,400	393,500			
34	335,900	396,600			
35	338,500	398,700			
36	341,000	402,700			
37	343,200				
38	345,700				
39	347,300				
40	350,100				

ロ 教育職俸給表(二)

職位	1 級	2 級	3 級	4 級
	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
	円	円	円	円
1	—	—	—	257,400
2	139,900	180,300	207,200	384,700
3	145,100	187,200	208,900	394,700
4	152,700	193,300	216,200	404,700
5	160,200	200,500	225,900	414,700
6	168,600	207,200	235,600	424,800
7	177,400	214,200	245,200	434,800
8	183,900	221,200	255,100	445,100
9	190,100	228,200	264,900	455,900
10	196,400	235,200	274,900	465,600
11	202,800	244,200	284,900	476,100
12	209,200	253,200	294,600	486,800
13	215,900	262,400	305,900	495,900
14	222,800	271,500	315,300	504,300
15	229,900	280,700	327,400	512,300
16	237,100	289,900	339,900	516,600
17	244,100	298,100	350,100	440,800
18	251,200	308,300	360,100	450,100
19	258,900	318,500	370,100	459,300
20	264,600	327,400	387,400	467,700
21	270,900	336,300	398,900	475,900
22	276,600	346,200	408,900	485,700
23	282,300	355,300	420,100	490,600
24	288,700	364,400	373,300	490,600
25	294,600	373,300		
26	300,500	382,900		
27	306,400	392,200		
28	312,100	388,100		
29	317,500	405,700		
30	321,600	413,300		
31	326,500	420,300		
32	329,200	426,300		
33	332,600	431,300		
34	335,400	436,700		
35	338,100	441,200		
36	340,700	444,200		
37	343,200			
38	345,700			
39	347,300			
40	350,100			

備考 この表は、大学及びこれに準ずるもので人事院の指定するものに該当する教官、助教授、講師、助手その他の職員で人事院規則で定めるものに適用する。

備考 この表は、高等学校及びこれに準ずるもので人事院の指定するものに該当する校長、教頭、教諭、差置教諭、助教諭、実習助手その他の職員で人事院規則で定めるものに適用する。

官 報 (号外)

八 教育職俸給表(三)

職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
号 標	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
1	—	—	240,100	380,400	431,100
2	139,900	154,800	389,300	443,000	443,000
3	146,100	162,700	398,200	454,800	454,800
4	152,700	171,100	277,700	407,100	466,900
5	160,200	180,800	287,400	415,100	479,000
6	168,600	187,800	297,000	425,200	491,400
7	177,400	198,800	306,500	434,300	508,900
8	188,800	206,500	316,200	443,100	516,200
9	190,000	207,300	325,800	451,200	527,000
10	196,200	214,200	335,600	459,200	537,800
11	202,200	221,200	345,100	466,700	557,500
12	208,200	228,500	354,100	474,100	574,500
13	214,300	236,300	362,900	480,400	587,800
14	220,800	244,300	371,700	485,600	597,800
15	227,100	253,300	380,500	493,700	604,600
16	233,900	262,400	388,900	498,700	619,400
17	239,400	271,500	397,200	505,000	634,400
18	245,400	280,700	405,600	511,200	647,000
19	251,300	289,800	414,000	517,400	667,500
20	257,300	298,100	422,200	523,700	684,000
21	262,300	308,600	430,000	530,600	691,500
22	267,500	317,900	436,800	537,600	702,400
23	272,300	327,200	443,200	543,100	719,100
24	276,900	336,500	448,500	549,400	736,700
25	280,700	345,000	452,900	556,000	753,700
26	284,400	353,300	456,700	563,500	770,500
27	287,700	361,500	460,300	570,800	787,800
28	290,500	369,400	463,200	578,300	804,600
29	293,200	377,000	468,500	585,200	821,500
30	295,700	384,000	475,100	592,300	838,600
31	298,000	390,900	482,300	599,500	855,700
32	300,400	397,600	489,300	606,300	872,500
33	302,500	403,800	496,200	613,200	889,400
34	309,900	409,900	503,500	620,400	906,500
35	315,200	415,200	510,700	627,300	923,600
36	319,800	421,900	517,500	634,300	940,500
37	324,200	428,000	524,200	641,500	957,400
38	328,600	434,600	530,700	647,500	974,300
39	333,800	440,100	537,700	654,800	991,200

備考 この表は、中学校、小学校、幼稚園及びこれらに準ずるもので人事院の指定するものに定するものに勤務する校長、園長、教頭、教諭、差論、差議教諭、助教諭その他の職員で人事院規則で定めるものに適用する。

九 教育職俸給表(四)

職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
号 標	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
1	—	192,900	284,800	388,700	487,100
2	161,000	200,600	243,200	329,300	443,000
3	171,300	208,500	251,800	340,900	454,800
4	181,700	216,700	260,600	320,900	466,900
5	191,900	225,000	270,000	331,700	479,000
6	198,400	228,300	279,500	342,500	491,400
7	205,100	241,600	289,800	353,200	508,900
8	212,400	250,000	300,200	363,800	516,200
9	219,100	258,400	311,000	374,200	527,000
10	226,400	267,100	321,800	384,800	537,800
11	233,400	276,800	332,500	395,500	548,400
12	241,200	285,000	343,200	407,400	558,400
13	248,500	294,400	353,700	419,800	567,500
14	255,500	303,900	364,000	431,200	574,500
15	262,500	313,200	374,300	443,100	587,600
16	269,300	322,400	384,100	455,000	594,400
17	275,900	331,400	393,600	467,000	607,500
18	282,300	340,200	402,600	479,100	619,400
19	288,500	349,000	411,200	491,500	631,200
20	294,200	357,600	419,400	502,400	643,100
21	299,500	366,100	427,300	513,700	653,700
22	305,000	374,600	436,000	523,700	667,500
23	310,400	383,100	442,200	532,700	681,200
24	315,400	391,500	449,400	540,600	691,500
25	318,900	399,600	456,300	548,300	702,400
26	324,400	407,400	463,300	551,500	719,100
27	327,700	415,100	468,200	556,800	736,700
28	331,100	422,300	472,600	562,400	753,700
29	334,300	429,400	476,300	569,500	770,500
30	337,700	435,700	483,700	574,800	787,800
31	341,100	441,600	489,100	581,500	804,600
32	344,100	447,500	495,400	588,300	821,500
33	347,100	451,400	501,700	595,200	838,600
34	350,000	454,800	508,100	601,500	855,700
35	353,000	458,100	514,400	608,300	872,400

備考 この表は、高等学校、中学校及びこれに準ずるもので人事院の指定するものに勤務する校長、教諭、助教諭、講師、助手その他の職員で人事院規則で定めるものに適用する。

外 報 号

別表第七 研究職俸給表(第六条関係)

号 俸	1 級 俸給月額	2 級 俸給月額	3 級 俸給月額	4 級 俸給月額	5 級 俸給月額
1	—	—	288,700	277,900	261,200
2	127,900	178,100	248,000	267,700	303,000
3	182,000	182,500	257,300	267,700	344,900
4	136,900	190,600	266,700	307,800	356,900
5	142,700	198,800	276,100	318,000	368,900
6	150,100	207,200	285,300	328,100	382,000
7	157,800	214,900	295,700	337,900	385,300
8	165,500	222,500	305,600	347,700	409,100
9	173,200	230,200	315,400	357,400	422,800
10	180,100	237,900	325,000	367,100	436,500
11	186,900	245,000	338,900	376,700	450,200
12	193,700	252,000	342,600	386,300	463,800
13	200,500	258,800	350,800	395,800	477,300
14	207,400	265,600	358,300	405,200	490,600
15	215,000	272,400	365,400	414,600	503,900
16	222,600	279,100	372,400	428,800	517,000
17	229,600	285,900	379,200	438,200	520,100
18	234,500	292,700	385,600	442,400	541,400
19	240,100	299,700	392,600	451,500	549,900
20	245,700	306,700	398,700	459,200	557,400
21	251,800	313,600	404,500	466,900	563,500
22	256,900	320,500	410,400	472,400	568,900
23	262,200	327,400	415,100	477,100	573,100
24	267,500	332,900	419,600	481,100	581,100
25	272,500	338,200	423,800		
26	278,600	342,300	427,300		
27	280,600	346,200	430,800		
28	283,700	350,100			
29	286,800	353,900			
30	289,700	357,700			
31	292,400	360,900			
32	294,900				

備考 この表は、試験所、研究所等で人事院の指定するものに勤務し、試験研究又は調査研究業務に従事する職員で人事院規則で定めるものに適用する。

別表第八 医療職俸給表(第六条関係)

号 俸	1 級 俸給月額	2 級 俸給月額	3 級 俸給月額	4 級 俸給月額
1	—	278,000	314,600	403,300
2	222,800	289,500	329,200	415,600
3	232,000	301,000	358,100	427,300
4	242,100	312,500	360,000	438,800
5	252,300	324,000	361,900	451,800
6	263,400	335,800	373,800	463,800
7	274,700	347,600	385,000	475,400
8	286,100	359,500	388,600	486,800
9	297,400	371,400	410,300	488,200
10	308,400	383,500	423,000	500,800
11	317,900	394,400	435,000	520,400
12	329,900	404,700	446,600	531,000
13	335,900	414,800	458,100	541,600
14	344,900	424,600	469,400	552,200
15	353,800	434,400	480,600	562,100
16	362,700	444,000	491,600	571,500
17	371,500	453,600	502,200	583,200
18	379,500	463,200	512,700	597,200
19	384,900	470,800	523,000	602,400
20	390,300	478,000	531,100	597,200
21	393,400	484,500	538,900	
22		489,200	544,300	
23		493,900	549,600	
24		498,400	554,700	
25		502,800	559,200	
26		506,500	563,500	

備考 この表は、病院、療養所、診療所等に勤務する医師及び歯科医師で人事院規則で定めるものに適用する。

外(外)号報

医療職俸給表(二)

職務の級 号 標	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級
	円	円	円	円	円	円	円	円
1	—	—	193,100	214,900	249,300	288,800	322,500	388,000
2	182,100	186,300	198,500	222,600	258,200	288,300	384,200	400,500
3	137,300	172,200	206,300	230,400	267,200	308,000	346,000	413,200
4	145,700	175,200	213,800	238,400	276,300	317,700	357,800	426,200
5	150,100	184,200	221,400	246,500	285,300	327,400	369,600	439,300
6	157,100	190,200	229,100	254,600	294,300	337,300	381,600	452,400
7	164,000	196,200	237,000	262,700	303,600	347,300	394,000	466,200
8	169,800	202,200	244,900	271,000	313,100	357,800	406,400	480,300
9	175,500	208,700	252,800	279,200	322,600	367,500	418,500	494,000
10	180,400	215,600	260,700	287,500	332,200	377,800	420,100	507,300
11	185,200	222,400	268,600	286,800	342,000	358,000	441,600	515,300
12	189,800	228,600	275,500	304,100	351,300	388,000	451,300	522,500
13	194,200	234,700	284,300	312,300	360,300	407,700	459,200	552,500
14	198,200	240,800	292,100	320,300	368,300	415,600	466,900	538,100
15	202,400	246,500	299,800	328,300	375,900	422,900	474,900	541,500
16	206,700	252,000	307,400	334,900	382,700	427,800	478,800	546,000
17	210,900	257,200	314,500	340,600	388,600	432,400	483,100	552,500
18	215,100	262,300	321,300	346,500	394,200	436,300	491,400	558,100
19	218,500	267,100	326,300	350,800	398,900	440,700	496,000	563,300
20	221,500	271,800	331,000	355,000	403,300	444,500	497,500	568,100
21	224,400	275,400	335,000	359,100	407,600	447,300	499,400	573,600
22	228,800	278,200	338,200	362,800	411,300	451,300	501,400	580,500
23	228,800	281,000	341,200	366,300	414,900	454,900	504,500	584,500
24	228,800	284,100	349,500	375,000	423,300	444,500	497,500	588,100
25	228,800	287,000	347,400	372,400	420,400	443,100	494,500	589,700
26	228,800	289,800	351,200	386,300	424,900	454,900	504,500	591,200
27	228,800	302,600	358,000	395,000	434,900	464,900	507,800	594,500
28	228,800	305,100	361,000	397,600	437,000	467,300	511,400	597,300
29	228,800	307,500	363,000	399,500	439,500	469,500	513,800	599,500
30	228,800	310,000	365,000	401,000	441,500	471,500	516,100	601,500
31	228,800	312,400	366,300	402,400	443,100	472,400	517,500	602,800
32	228,800	314,800	368,000	404,800	445,500	474,800	519,800	604,800
33	228,800	317,200	370,000	407,200	448,000	477,200	521,200	607,200
34	228,800	319,600	371,800	409,600	450,500	478,600	523,600	609,600
35	228,800	322,000	373,500	412,000	453,000	481,000	526,000	612,000
36	228,800	324,400	375,200	414,400	455,500	483,500	528,500	614,400
37	228,800	326,800	376,800	416,800	458,000	486,000	531,000	616,800
38	228,800	329,200	378,500	419,200	460,500	488,500	533,500	619,200

医療職俸給表(三)

職務の級 号 標	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
	円	円	円	円	円	円	円
1	—	—	144,500	170,100	207,900	228,100	257,900
2	—	—	144,500	170,100	207,900	228,100	257,900
3	149,800	177,900	220,700	242,000	274,100	311,200	348,400
4	155,500	183,000	227,600	249,000	282,200	321,100	358,200
5	161,200	191,300	234,400	256,000	290,200	331,100	371,700
6	166,100	196,600	241,200	258,200	298,300	341,100	383,900
7	176,900	201,900	248,000	270,500	308,400	351,200	398,200
8	184,700	207,400	254,900	277,800	314,400	361,300	408,500
9	189,400	213,100	261,800	285,200	322,300	371,500	420,800
10	194,100	219,700	268,300	292,800	330,300	382,600	432,600
11	198,800	226,400	275,900	300,300	388,800	444,500	489,500
12	203,600	233,100	283,100	308,700	387,400	452,900	495,400
13	208,400	239,800	290,300	315,300	395,400	464,700	508,900
14	213,200	246,400	297,600	322,800	392,700	473,700	523,000
15	218,400	253,000	304,800	330,200	397,900	482,100	532,700
16	223,800	259,600	312,100	337,400	397,200	441,700	489,500
17	229,100	266,100	318,100	344,700	397,000	450,400	494,500
18	234,400	272,500	326,000	351,900	398,900	458,600	498,900
19	239,600	278,500	332,800	359,000	399,400	465,900	502,800
20	244,700	284,500	339,500	365,200	404,500	470,700	507,800
21	249,900	290,300	345,300	371,000	409,500	474,900	511,500
22	254,500	295,900	352,500	376,700	413,600	478,600	515,200
23	259,000	301,400	358,000	381,100	417,100	482,700	519,200
24	263,300	306,800	363,300	388,200	418,500	487,500	523,500
25	267,500	312,200	368,100	388,900	423,200	492,500	528,100
26	271,700	317,400	371,900	392,400	427,700	497,100	532,700
27	275,500	321,900	375,700	397,400	432,500	501,500	537,100
28	279,100	326,300	378,800	397,900	437,200	506,200	541,800
29	282,000	330,500	381,800	398,500	441,500	510,500	546,500
30	284,800	333,300	384,500	399,700	445,200	514,200	550,200
31	287,500	336,100	386,100	400,300	448,500	517,500	553,500
32	290,200	338,800	388,800	402,000	451,200	521,200	557,200
33	292,000	341,400	390,500	403,700	453,500	523,500	559,500
34	295,300	344,000	393,800	406,500	456,200	526,200	562,200
35	297,800	346,400	396,400	408,200	458,500	528,500	564,500
36	299,900	348,800	398,800	410,500	460,500	530,500	566,500
37	302,400	351,200	401,200	412,500	462,500	532,500	568,500
38	304,800	353,600	403,600	414,500	464,500	534,500	570,500

備考 この表は、病院、療養所、診療所等に勤務する薬剤師、看護師、その他の職員で人事院規則で定めるものに適用する。

備考 この表は、病院、療養所、診療所等に勤務する保健師、助産師、看護師、准看護師その他の職員で人事院規則で定めるものに適用する。

官 報 (号外)

別表第九 指定職俸給表(第六条関係)

号俸	俸給月額
1	円 557,000
2	617,000
3	686,000
4	761,000
5	820,000
6	881,000
7	961,000
8	1,040,000
9	1,117,000
10	1,195,000
11	1,266,000
12	1,292,000

備考 この表は、事務次官、外局の長、大学の学長、試験所又は研究所の長、病院又は療養所の長その他の官職を占める職員で人事院規則で定めるものに適用する。

附則
(施行期日等)

1. この法律は、公布の日から施行する。ただし、第十九条の二第一項及び第二項の改正規定は平成五年一月一日から、第十一条の三第二項第十項の規定は同年四月一日から施行する。

2. この法律(前項ただし書に規定する改正規定を除く。附則第四項及び第十一項において同じ。)による改正後の一般職の職員の給与等に関する法律(以下「改正後の法」という。)の規定は、平成四年四月一日から適用する。

(最高号俸等の切替え等)

3. 平成四年四月一日(以下「切替日」という。)の前日において職務の級における最高の号俸又は最高の号俸を超える俸給月額を受けていた職員の切替日における号俸又は俸給月額及びこれらを受ける期間に通算されることとなる期間は、人事院規則で定める。

(切替期間における異動者の号俸等)

4. 切替日からこの法律の施行の日(以下「施行日」という。)の前日までの間(以下「切替期間」という。)において、この法律による改正前の一般職の職員の給与等に関する法律(以下「改正前の法」という。)の規定により、新たに俸給表の適用を受けることとなった職員及びその属する職務の級又はその受ける号俸若しくは俸給月額に異動のあった職員のうち、人事院の定める職員の、改正後の法の規定による当該適用の日又は異動の日における号俸又は俸給月額及びこれらを受けることとなる期間は、人事院の定めるところによる。

(切替日前の異動者の号俸等の調整)

5. 切替日前に職務の級を異にして異動した職員及び人事院の定めるこれに準ずる職員の切替日における号俸又は俸給月額及びこれらを受けることとなる期間については、その者が切替日ににおいて職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度にお

いて、人事院の定めるところにより、必要な調整を行なうことができる。

(職員が受けた号俸等の基礎)

6. 前項の規定の適用については、職員が属していた職務の級及びその者が受けた号俸又は俸給月額は、改正前の法及びこれに基づく人事院規則の規定に従って定められたものでなければならない。

(扶養手当に関する経過措置)

7. 次の各号の一に該当する者は、速やかにその旨(第一号に該当する者についてはその者が職員となつた日ににおいて、第二号に該当する者については切替日において、第三号に該当する者においては切替日において、第五号に該当する者においてはその者が同号に該当する者となつた日ににおいて、これらの者に配偶者(届出をしないが事實上婚姻關係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)がなく、かつ、改正前の法第十一条第二項第二号から第五号までの扶養親族がないが事実上婚姻關係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)がなく、かつ、改正前の法第十一条第二項第二号から第五号までの扶養親族がなかつたときは、配偶者がなかつた旨を含む。)を改正後の法第七条に規定する各庁の長又はその委任を受けた者に届け出なければならない。

一 切替期間において新たに職員となつた者であつて、その者が職員となつた日に、昭和四十九年四月一日以前に生まれた者で改正後の法第十一条第二号又は第四号の扶養親族たる要件を具備するもの(以下「新規扶養親族たる子等」という。)を有していたもの

二 切替日において、その前日から引き続き、新規扶養親族たる子等がある職員であつた者

三 切替期間において、新たに新規扶養親族たる子等を有する職員となつた者

8.

前項の規定による届出を行つた者に対する改正後の法第十一条の二第二項及び第三項の規定による届出だ」とあるのは「同項又は一般職の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律(平成四年法律第二号。以下「改正法」という。)附則第七項の規定による届出だ」とあるのは「同項又は一般職の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律(平成四年法律第二号。以下「改正法」という。)附則第七項の規定による届出だ」と、「同項第一号」とあるのは「前項第一号」と、「届出が、これを係る事実の生じた日から十五日を経過した後にされたときは、その」とあるのは「届出がこれに係る事実の生じた日から三十日を経過した後にされたとき、又は改正法附則第七項の規定による届出が改正法の施行の日から三十一日を経過した後にされたときは、それぞれその」とし、同条第三項中「扶養親族で同項」とあるのは「扶養親族で同項又は改正法附則第七項」

で扶養親族たる要件を欠くと至ったものがある職員であった者

五 新規扶養親族たる子等があり、かつ、配偶者がなかつた職員であつて、切替期間において扶養親族でない配偶者がある職員となり、かつ、その配偶者がある職員となつた日に改正前の法第十一条第二項第二号から第五号までの扶養親族がなかつたもの

六 新規扶養親族たる子等があり、かつ、配偶者がなかつた職員であつて、切替期間において扶養親族でない配偶者がある職員となり、かつ、その配偶者がある職員となつた日に改正前の法第十一条第二項第二号から第五号までの扶養親族がなかつたもの

と、「同項第二号」とあるのは「第一項第二号」と、「扶養親族たる子、父母等で同項」とあるのは「扶養親族たる子、父母等で同項又は改正法附則第七項」と、「のうち扶養親族たる子、父母等で同項」とあるのは「のうち扶養親族たる子、父母等で第一項又は改正法附則第七項」とする。

9 職員に次の各号の一に該当する事実が生じた場合に関する改正後の法第十二条の二第二項ただし書(同条第三項において準用する場合を含む。)の規定の適用については、同条第一項ただし書中「これに係る事実の生じた日から十五日」とあるのは、「一般職の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律(平成四年法律第号)の施行の日から三十日」とする。

一 施行日から十五日以内に新たに職員となつた者に新規扶養親族たる子等がある場合

二 施行日から十五日以内に新たに新規扶養親族たる子等を有するに至った場合

三 施行日から十五日以内に新規扶養親族たる子等がある職員が配偶者のない職員となり、かつ、その配偶者のない職員となつた日に改正前の法第十二条第二号から第五号までの扶養親族がない場合

(調整手当に関する暫定措置)

10 平成五年四月一日から平成六年三月三十一日までの間においては、この法律による改正後の一般職の職員の給与等に関する法律第十二条の

三第二項第一号中「百分の十二」とあるのは、

「百分の十一」とする。

(住居手当に関する経過措置)

11 切替期間において、改正前の法第十二条の七の規定により住居手当を支給されていた期間のうちに、改正後の法第十二条の七の規定による住居手当を支給されないこととなる期間又は同

条の規定による住居手当の額が改正前の法第十二条の七の規定による住居手当の額に達しないこととなる期間がある職員のそれぞれその支給されないこととなる期間又は達しないこととなる期間の住居手当については、改正後の法第十二条の七の規定にかかわらず、なお従前の例によ

る。この法律の施行の際改正前の法第十二条の七の規定により施行日を含む引き続いた期間

の七の規定による住居手当にかかる期間の住居手当を支給することとされていた職員の

人事院の国会及び内閣に対する平成四年八月七日付けの給与改定に関する勧告にかんがみ、一般

職の国家公務員の俸給月額、初任給調整手当、住居手当、通勤手当及び宿泊直手当の額を改定する

とともに、扶養手当の支給要件である扶養親族の範囲を広げ、民間賃金等の極めて高い地域に係る

医療職俸給表(以外の俸給表の適用を受けたる医師及び歯科医師のうち、医学又は歯学に関する専門的知識を必要とする官職を占める職員に対する支給月額の限度額を、四万八千五百円から四万九千五百円に引き上げること。

(二) 扶養手当について、子、孫及び弟姉に係る扶養親族の要件を、満二十二歳(現行満十八歳)に達する日以後の最初の三月三十日までとすること。

(三) 調整手当について、民間における賃金、物価及び生計費が極めて高い地域に勤務する職員に対する支給割合を百分の十二とする

こと。ただし、平成五年四月一日から六年三月三十日までは百分の十一とする。

一 調整手当の支給割合を改める等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

一般職の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

(切替日から平成四年四月三十日までの間の非常勤職員の給与)

12 改正後の法第二十二条第一項の規定の切替日から平成四年四月三十日までの間における適用

については、同項中「三万六千八百円」とあるのは、「三万三千六百円」とする。

(給与の内払)

13 改正後の法の規定を適用する場合においては、改正前の法の規定に基づいて支給された給与は、改正後の法の規定による給与の内払とみなす。

(人事院規則への委任)

14 附則第三項から前項までに定めるものは、この法律の施行に関する必要な事項は、人事院規則で定める。

理由

するもので、その要旨は次のとおりである。

1 債給表の改定

全俸給表の全俸給月額を改め、六千百円ないし三万五千円引き上げた額とする。

2 諸手当の改定

(一) 初任給調整手当について、医療職俸給表の適用を受ける医師及び歯科医師に対する支給月額の限度額を、二十七万六千円から二十八万五千円に引き上げるとともに、医療職俸給表(以外の俸給表の適用を受けたる医師及び歯科医師のうち、医学又は歯学に関する専門的知識を必要とする官職を占める職員に対する支給月額の限度額を、四万八千五百円から四万九千五百円に引き上げること。

(二) 扶養手当について、子、孫及び弟姉に係る扶養親族の要件を、満二十二歳(現行満十八歳)に達する日以後の最初の三月三十日までとすること。

(三) 調整手当について、民間における賃金、物価及び生計費が極めて高い地域に勤務する職員に対する支給割合を百分の十二とする

こと。ただし、平成五年四月一日から六年三月三十日までは百分の十一とする。

(四) 住居手当について、月額一万二千円(現行一万円)を超える家賃を支払っている職員に同手当を支給することに改め、その支給月額は、二万三千円(現行二万円)以

本案は、平成四年八月七日付けの給与改定に関する人事院勧告を、勧告どおり実施しようとの

官 報 (号 外)

下の家賃を支払つてゐる職員にあつては家賃の月額から一万二千円(現行一万千円)を控除した額とし、月額二万三千円を超える家賃を支払つてゐる職員にあつてはその超える額の二分の一を一万五千円(現行一万三千円)を限度として一千円(現行一万円)に加算した額に引き上げること。

十キロメートル以上十五キロメートル未満の職員は六千二百円から六千五百円、片道十五キロメートル以上二十キロメートル未満の職員は八千三百円から八千九百円、片道二十キロメートル以上二十五キロメートル未満の職員は一万四百円から一万千三百円、片道二十五キロメートル以上三十キロメートル未満の職員は一万二千五百円から一万三千七百円、片道三十五キロメートル未満の職員は一万四千六百円から一万六千五百円、片道三十五キロメートル以上四十キロメートル未満の職員は一万六千七百円から一万八千五百円、

片道四十キロノハーモニカの賃金は一万八千八百円から二万九百円に、それを引き上げること。

病状の急変等に対処するための医師又は歯科医師の宿日直勤務は一万三千円から二千四百円に、人事院規則で定めるその他の特殊な業務を主とする宿日直勤務は五千五百円から五千六百円（執務時間が通常の執務時間の二分の一である日の退庁時から引き抜く場合は、それぞれ四千三百五十円、一千九千五百円、七千六百五十円から四千八百円、二万一千円、八千四百円）にそれぞれ引き上げ、常直勤務については月額一万四千円から一万五千円に引き上げること。
④ 非常勤の委員、顧問、参与等に支給する手当について、支給限度額を日額三万五百円から三万六千八百円に引き上げること。
⑤ この法律の施行に關し必要な経過措置を定めること。

なお、別紙のとおり附帯決議を付することに
決した。

年法律第二百五十一号) の一部を次のように改正する。

本実験に要する経費は、約千百四十億円で

平成四年十二月一日

新井 櫻井委員長 内閣委員長

列傳

一般職の職員の給与等に関する法律の一部

改正する法律案に対する附帯決議

政府は、次の事項について十分配慮すべきである。

一 人事院勧告制度の趣旨にかんがみ、公務員給

との改善を速やかに実施するよう適切な措置を

講ずるよう努めること

特別職の職員の給与に関する法律の一部を

改正する法律案

右圖

国會議員名簿

内閣總理大臣 宮澤喜一

平成四年十一月一日 衆議院会議録第五号(二)

一般職の職員の給与等に関する法律案及び同報告書

特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案及び同報告書

平成四年十一月一日 衆議院会議録第五号(二)

特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案及び同報告書

一四四

別表第三俸給月額の欄中「四七」、「九〇〇円」を

第三項の規定によりその例によることとされる場合を含む。)の平成四年四月一日から同年四月三十日までの間ににおける適用については、改正後の法第九条中「三万六千八百円」とあるのは、「三万三千六百円」とする。

内閣法制局長官等
百五十一万四千円(百四十七万四千円)
政務次官等

7 この法律は、公布の日から施行し、法第一
6 法第一条第十九号のノ(臨時監禁)を廃止
移植調査会委員)を削ること。

「三六七」三〇〇円」と、「三一九」〇〇〇円を
「三三一七」三〇〇円と、「二八六」六〇〇円を
「二九四」六〇〇円と、「二大」三〇〇円を「二一
六九」七〇〇円と、「二四」四〇〇円を「二五
〇、一〇〇円」と改める。

は、この法律による改正前の特別職の職員の給与に関する法律の規定に基づいて支給された給与は、改正後の法の規定による給与の内払となる。

百一十六万六千円(百一十三万一千円
公害等調整委員会の常勤の委員等

一 議案の可決理由

1 この法律は、公布の日から施行し、この法律

一般職の国家公務員の給与改定に伴い、特別職

職の職員の給与に関する法律（以下「改正後の法」という。）の規定は、平成四年四月一日から適用する。

特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

当する者の給与)

議案の目的及び要旨

2 改正後の法第四条第一項の規定の適用については、同項中「六万七千五百円」とあるのは、平成四年四月一日から同年四月三十日までの間においては「六万五百円」とし、同年五月一日から平成五年三月三十一日までの間においては「六万六千三百円」とし、同年四月一日から平成

本案は、特別職の職員について、一般職の職員の給与改定に併せてその俸給月額の改定等を行おうとするもので、その要旨は次のとおりである。

年三月三十一日までの間においては、六万六千九百円とする。
(平成四年四月一日から同年四月三十日までの間の日本学術会議会員等の給与)
改正後の法第九条の規定(改正後の法第四条)

一百六十六万七千円(一百十一万四千円)
國務大臣等

常勤の委員に日額の手当を支給する場合の支給限度額を、日額六万四千五百円から六万七千五百円に引き上げること。

防衛廳の職員の給与等に関する法律の一部
を改正する法律

官 報 (号 外)

第十四条第一項中「自衛官には初任給調整手当」の下に「調整手当」を、「その他、他の自衛官には」の下に「調整手当」を加え、同条第二項中「前項の場合」の下に「(自衛官(第六条の規定の適用を受ける自衛官を除く。次項において同じ。)に調整手当を支給する場合を除く。)」を加え、同條に次の一項を加える。

職俸給表〔〕の適用を受ける職員（医療業務に従事する職員で人事院の定めるものに限る。）とあるのは「医師又は歯科医師である自衛官」と、あるのは「百分の十」とあるのは「百分の一・五」と、同法第十一条の五中「第十一条の三第二項」とあるのは「第十一条の三第一項」と、「甲地に属する」とあるのは「政令で定める」と、「人事院の定める」とあるのは「總理府令の定める」と、「及び扶養手当」とあるのは「扶養手当及び常勤外手当」と、「百分の三から百分の十までの」とあるのは「百分の一・五を超えない」と、同

法第十一條の六第一項中「當該異動若しくは移転(以下「異動等」という。)の直後に在勤する地域若しくは官署に係る調整手当の支給割合(同項各号に掲げる割合をいう。)に達しないこととなるとき、又は當該異動等の直後に在勤する地域若しくは」であるのは「當該異動又は移転(以下「異動等」という。)の直後に在勤する地域又は」と、「若しくは官署に該当しない」とあるのは「又は官署に該当しない」と、「當該異動等の日の前日に在勤していた地域又は官署に係る調整手当の支給割合(第十一條の三第二項各号に掲げる割合をいう。)以上」とあるのは「百分の一・五」と、「同條第二項各号に掲げる割合をいう。以下」とあるのは「同條第一項に規定する割合をいう。以下」と、「人事院の定める」とあるのは「總理府令の定める」と、「同條第二項中「第十一條の三第一項第一号」とあるのは「第十一條の三第一項」と読み替えるものとする。

第十八條第二項中「六千三百四十円」を「五千五百七十円」に改める。

第十八條の二中「月額」の下に「及びこれに対する調整手当の月額の合計額」を加える。

第二十五條第二項中「九万千二百円」を「九万八千一百円」に改める。

別表第一 參事官等俸給表(第四条—第六条關係)

号 牌	賃料の額					号 牌	指定期
	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級		
	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額		俸給月額
1	224,900	303,600	342,600	384,700	437,900	1	507,000
2	233,400	316,900	355,600	398,200	454,000	2	617,000
3	243,200	327,500	368,500	411,900	470,200	3	688,000
4	252,300	338,400	381,500	425,600	486,700	4	761,000
5	264,200	349,400	394,500	439,600	508,100	5	820,000
6	273,600	360,500	407,500	453,400	513,600	6	881,000
7	284,300	371,600	420,900	467,100	536,400	7	951,000
8	294,100	382,600	434,300	480,800	553,400	8	1,040,000
9	304,000	393,600	447,600	494,500	571,100	9	1,117,000
10	314,000	404,600	460,300	508,200	586,700	10	1,195,000
11	324,200	415,600	472,600	520,300	599,700	11	1,286,000
12	334,500	426,500	484,800	531,500	606,400		
13	345,100	437,300	495,100	540,900	616,500		
14	355,800	447,700	508,700	548,900	623,400		
15	366,500	456,100	512,100	554,000	628,700		
16	377,300	464,000	517,600				
17	387,900	469,300	523,100				
18	398,100	474,200	528,100				
19	408,000	479,000					
20	415,800	483,400					
21	424,500	487,800					
22	431,600						
23	437,700						
24	443,100						
25	447,400						

備考 この表の指定欄の欄に定める額の俸給の支給を受ける職員は、**防衛省防衛省**の他の官職を占める者で政令で定めるものとする。

別表第二 自衛官俸給表(第四条、第五条、第六条、第二十七条の三、第二十八条の三関係)

階級 号 令 年 俸給月額	陸 海 空 将 校 准 將 將 補	陸 海 空 將 校 准 將 將 補	1 等 陸 海 空 佐 佐 佐	2 等 陸 海 空 佐 佐 佐	3 等 陸 海 空 佐 佐 佐	1 等 陸 海 空 尉 尉 尉	2 等 陸 海 空 尉 尉 尉	3 等 陸 海 空 尉 尉 尉	1 等 陸 海 空 士 士 士	2 等 陸 海 空 士 士 士	3 等 陸 海 空 士 士 士	1 等 陸 海 空 士 士 士	2 等 陸 海 空 士 士 士	3 等 陸 海 空 士 士 士
	(一)	(二)	(一)	(二)	(三)	俸給月額								
1	557,000	557,000	470,700	429,800	410,400	358,900	325,100	302,400	259,000	224,100	216,700	211,100	—	180,400
2	617,000	617,000	487,600	448,600	428,900	370,400	335,900	312,400	268,500	241,700	228,900	225,200	215,600	215,500
3	686,000	686,000	504,500	457,800	437,700	388,700	347,700	322,500	279,300	249,400	232,800	227,700	227,000	211,100
4	761,000	761,000	521,500	470,700	451,400	408,300	376,500	351,700	327,700	298,800	264,700	234,000	234,000	219,500
5	820,000	820,000	486,000	464,800	440,400	389,700	344,100	328,600	286,600	246,800	246,700	241,000	227,400	217,600
6	881,000	881,000	555,900	501,900	476,200	423,900	380,800	354,900	308,200	275,000	258,900	252,700	249,000	248,000
7	961,000	961,000	578,500	517,800	491,000	457,700	382,000	345,700	317,800	284,000	262,100	252,400	252,400	231,700
8	1,040,000	1,040,000	589,400	534,900	508,100	451,400	408,300	376,500	327,700	298,800	264,600	248,000	248,000	238,300
9	1,117,000	1,117,000	605,300	551,300	484,800	414,700	387,300	346,900	302,200	278,700	278,600	272,900	272,900	256,300
10	1,195,000	1,195,000	618,900	552,600	477,600	426,400	388,200	346,300	311,300	287,000	268,900	281,200	281,200	264,600
11	1,286,000	1,286,000	628,300	580,600	540,100	459,900	488,100	409,800	355,600	320,400	285,300	295,200	289,500	289,500
12	697,100	697,100	594,100	551,400	449,700	420,400	384,900	329,500	303,600	297,800	287,800	281,000	287,800	256,900
13	645,900	645,900	608,900	561,200	461,300	431,500	374,100	338,600	311,900	311,800	306,100	306,100	299,200	275,400
14	610,100	610,100	569,800	521,400	472,900	442,700	383,200	347,600	320,400	320,100	314,400	314,400	297,200	288,400
15	576,100	576,100	528,400	484,400	453,700	382,500	366,500	329,100	328,400	322,800	322,800	305,200	299,600	
16	580,400	580,400	535,900	495,800	461,600	401,700	365,500	337,900	337,400	331,600	331,500	313,200	286,100	
17	585,600	585,600	541,600	504,400	469,800	410,900	374,400	346,700	346,200	340,300	340,200	321,200	302,500	
18	589,800	589,800	547,900	512,700	475,800	420,000	383,300	355,100	345,600	345,700	348,600	328,200	307,800	
19	582,600	582,600	481,800	481,800	428,900	392,200	368,500	363,000	357,100	357,100	354,900	334,900	312,500	
20	587,500	587,500	524,500	487,600	463,700	401,100	371,900	371,400	365,500	365,400	344,300			
21	592,600	592,600	498,300	443,800	409,600	380,300	379,300	373,800	373,800	373,800	373,800	351,700		
22	585,800	585,800	498,000	449,700	418,100	388,700	388,200	382,300	382,300	382,300	382,300	369,000		
23	587,600	587,600	504,300	458,500	425,900	386,700	396,200	390,300	390,300	390,300	390,300	366,300		
24	546,900	546,900	460,900	438,400	404,200	378,100	398,100	378,100	398,100	398,100	373,900	373,900		
25	519,500	519,500	471,300	444,700	419,500	418,900	412,800	412,700	412,700	412,700	412,700	386,800		
26	481,200	481,200	456,900	445,800	440,900	426,700	418,600	418,500	418,500	418,500	418,500	391,300		
27	466,100	466,100	488,900	488,900	488,900	422,600	405,900	405,800	405,800	405,800	405,800	380,500		
28	465,700	465,700	441,700	441,700	440,800	434,500	434,500	434,500	434,500	434,500	434,500	393,900		
29	462,100	462,100	446,900	446,900	445,800	439,700	438,700	438,700	438,700	438,700	438,700	391,300		
30	461,500	461,500	456,800	456,800	456,700	448,600	448,600	448,600	448,600	448,600	448,600	406,400		
31	461,500	461,500	456,800	456,800	456,700	448,600	448,600	448,600	448,600	448,600	448,600	406,400		
32	461,500	461,500	456,800	456,800	456,700	448,600	448,600	448,600	448,600	448,600	448,600	406,400		
33	461,500	461,500	456,800	456,800	456,700	448,600	448,600	448,600	448,600	448,600	448,600	406,400		
34	461,500	461,500	456,800	456,800	456,700	448,600	448,600	448,600	448,600	448,600	448,600	406,400		

備考(一) 総合幕僚会議の議長その他の政令で定める官職以外の官職を占める者で陸将、海将又は空将であるものについては、この表の規定にかかわらず、陸将補、海将補及び空将補の(二)欄に定める額の俸給を支給するものとする。

(二) この表の陸将補、海将補及び空将補の(一)欄に定める額の俸給を受ける職員は、備考(一)の政令で定める官職に準ずる官職を占める者で命令で定めるものとする。

(三) この表の1等陸佐、1等海佐及び1等空佐の(一)欄又は(二)欄に定める額の俸給を受けた職員の範囲は、官職及び一般職に属する国家公務員との均衡を考慮して、命令で定まる。

第二条 防衛庁の職員の給与等に関する法律の一
部を次のように改正する。

第十四条第三項後段を次のように改める。

この場合において、これらの規定中「人事
院規則」とあるのは「政令」と、同法第十一
条の三第二項中「及び扶養手当」とあるのは「扶
養手当及び管外手当」と、「次の各号に掲げる割合」とあ
るは「政令で定める地域及び官署の区分に
応じ、百分の一・五又は百分の三・五」と、

同法第十一條の四中「前条第二項第一号」とあ
るのは「前条第一項」と、「医療職俸給表」の
適用を受ける職員及び指定職俸給表の適用を
受ける職員(医療業務に従事する職員で人事
院の定めるものに限る。)とあるのは「医師又
は歯科医師である自衛官」と、「百分の十」と
あるのは「百分の一・五」と、同法第十一條の
五中「第十一條の三第二項」とあるのは「第十
一条の三第一項」と、「甲地に属する」とある
のは「政令で定める」と、「人事院の定める」と
あるのは「総理府令の定める」と、「及び扶養手
当」とあるのは「扶養手当及び管外手当」と
「百分の三から百分の十までの」とあるのは
「百分の一・五を超えない」と、同法第十一條
の六第一項中「同条第二項各号に掲げる」とあ
るのは「同条第二項に規定する」と、「同項各
号に掲げる」とあるのは「同項に規定する」と、
「第十一條の三第二項各号に掲げる」とあるの
は「第十一條の三第二項に規定する」と、「人
事院の定める」とあるのは「総理府令の定め
る」と、同条第二項中「第十一條の三第二項各
号に掲げる」とあるのは「第十一條の三第二項

に規定する」と読み替えるものとする。

附 則

(施行期日等)

1 この法律は、公布の日から施行する。た
だし、第二条並びに附則第十項及び第十一項の規
定は、平成五年四月一日から施行する。

2 第一条の規定による改正後の防衛庁の職員の
給与等に関する法律(以下「新法」という。)の規
定は、平成四年四月一日から適用する。

(俸給の切替え)

3 平成四年四月一日(以下「切替日」という。)に
おける職員の俸給月額は、附則第五項に定める
ものを除き、切替日の前日においてその者が属
していた職務の級又は階級(当該階級が陸将、
海将又は空将である場合にあっては防衛庁の職
員の給与等に関する法律(次項において「法」と
いう。別表第一の陸将補、海将補及び空将補の
〔〕欄をいい、当該階級が一等陸佐、一等海佐又
は一等空佐である場合にあっては同表の一等陸
佐、一等海佐及び一等空佐の〔〕欄、〔〕欄又は〔〕
欄をいい。以下同じ。)におけるその者が受け
た俸給月額(以下「旧俸給月額」という。)に対
応する号俸と同一の当該職務の級又は階級にお
ける号俸による額とする。

(旧俸給月額を受けていた期間の通算)

4 前項の規定により切替日における俸給月額
(以下「新俸給月額」という。)を定められる職員
に対する切替日以後における最初の法第五条第
三項において準用する一般職の職員の給与等に
関する法律(昭和二十五年法律第九十五号。以下
「一般職俸給法」という。)第八条第六項の規定の
適用については、旧俸給月額を受けていた期間

(総理府令で定める職員にあっては、総理府令
で定める期間)を新俸給月額を受ける期間に通
算する。

(最高号俸等を受ける職員の俸給の切替え等)

5 切替日の前日において職務の級又は階級の最
高の号俸による俸給月額又はこれを超える俸給
月額を受けていた職員の新俸給月額及びこれを
受けた期間に通算されることとなる期間は、總
理府令で定める。

(切替期間における異動者の俸給月額等)

6 切替日からこの法律の施行日の前日までの
間(以下「切替期間」という。)において、第一条
の規定による改正前の防衛庁の職員の給与等に
関する法律(以下「旧法」という。)の規定により、
新たに旧法別表第一若しくは別表第二又は一般
職の職員の給与等に関する法律の一部を改正す
る法律(平成四年法律第 号。以下「一般職
給与改正法」という。)による改正前の一般職給
与法(以下「改正前の一般職給与法」という。)別
表第一若しくは別表第六(ハを除く。)から別表
第九までの適用を受けることとなつた職員及び
その属する職務の級若しくは階級又はその受け
た俸給月額に異動のあった職員のうち、総理府
令で定める職員の新法の規定による当該適用の
日又は異動の日における俸給月額及びこれを受
けることとなる期間は、総理府令で定める。

(扶養手当の経過措置の特例)

7 切替日前に職務の級又は階級を異にして異動
した職員及び総理府令で定めるこれに準ずる職
員の新俸給月額及びこれを受けることとなる期
間については、その者が切替日において職務の
級又は階級を異にする異動等をしたものとした

場合との衝突上必要と認められる限度におい
て、総理府令で定めるところにより、必要な調
整を行うことができる。

(旧俸給月額等の基礎)

8 附則第三項から前項までの規定の適用につい
ては、職員が属していた職務の級又は階級及び
その者が受けたいた俸給月額は、旧法及びこれ
に基づく命令の規定に従つて定められたもので
なければならない。

9 新法第一条に規定する防衛庁の職員に対する
新法第十二条第一項の規定の適用については、
同項の規定によりその例によることとされる一
般職給与改正法附則第九項の規定中「職員」とあ
るのは、「職員(自衛官を除く。)」とする。

10 平成五年四月一日から平成六年三月三十一日
までの間においては、第二条の規定による改正
後の防衛庁の職員の給与等に関する法律(以下
「第二条による改正後の法」という。)第十四条第
二項において準用する一般職給与改正法による
改正後の一般職給与法(以下「改正後の一般職給
与法」という。)第十二条第一項第一号中「百
分の十二」とあるのは、「百分の十一」とする。

11 平成五年四月一日から平成六年三月三十一日
までの間においては、第二条による改正後の法
第十四条第三項において準用する改正後の一般
職給与法第十二条の三第二項中「次の各号に掲
げる区分に応じて、当該各号に掲げる割合」と
あるのは、第二条による改正後の法第十四条第
三項後段の規定にかかるわらず、「政令で定める地
域及び官署の区分に応じ、百分の一・五又は百

官報(号外)

(交付税及び譲与税配付金特別会計法の一部改

正)

第二条 交付税及び譲与税配付金特別会計法(昭和二十九年法律第百三号)の一部を次のように

改正する。

附則第五条第一項中「六千百七十六億七千八百万円」を「一兆一千八百五十九億八十二万九千円」に改め、同項の表を次のように改める。

年 度	控 除	額
平成五年度		五百七十八億円
平成六年度		一千九百七十九億円
平成七年度		二千百五十二億円
平成八年度		二千三百三十五億円
平成九年度		二千五百四十九億円
平成十年度		二千七百六十四億円
平成十一年度		三千九億円
平成十二年度		三千一百六十八億三千八百万円

この法律は、公布の日から施行する。

二 議案の可決理由

地方財政の状況等にかんがみ、交付税及び譲与税配付金特別会計における借入金を増額しようとする本案は妥当と認め、可決すべきものと議決した。

三 本案施行に要する経費

平成四年度特別会計補正予算(特第1号)の交付税及び譲与税配付金特別会計の交付税及び譲与税配付金勘定の歳入において、借入金の追加額として一兆五千六百八十二億一千二百八十二万九千円が計上されている。

右報告する。

平成四年十二月一日

衆議院議長 横内 義雄殿

本案は、今回の補正予算による平成四年度の地方交付税法等の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

一 議案の目的及び要旨

さされた地方交付税の総額を確保するため、交付税及び譲与税配付金特別会計における借入金を

一兆五千六百八十二億一千二百八十二万九千円

裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案

右

国会に提出する。

平成四年十一月三十日 内閣総理大臣 宮澤 喜一

裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律 第七十五条の一部を次のように改正する。

第十五条中「百二十四万七千円」を「百二十八万三千円」に、「百一万三千円」を「百四万円」に改め

裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案

右

裁判官の報酬等に関する法律(昭和二十三年法律第七十五条)の一部を次のように改正する。

第十五条中「百二十四万七千円」を「百二十八万三千円」に、「百一万三千円」を「百四万円」に改め

別表(第二条関係)

別表を次のように改める。

裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案

右

裁判官の報酬等に関する法律(昭和二十三年法律第七十五条)の一部を次のように改正する。

右

区	分	報酬額
最高裁判所長官	二、一六七、〇〇円	一、五八一、〇〇〇円
最高裁判所判事	一、五一四、〇〇〇円	一、四〇三、〇〇〇円
東京高等裁判所長官	一、二六六、〇〇〇円	一、〇四〇、〇〇〇円
その他高等裁判所長官	一、一一七、〇〇〇円	八八一、〇〇〇円
一 号	一、一七〇、〇〇〇円	七六一、〇〇〇円
二 号	一、一七〇、〇〇〇円	六一七、〇〇〇円
三 号	一、一七〇、〇〇〇円	五六七、〇〇〇円
四 号	一、一七〇、〇〇〇円	四四四、八〇〇円
五 号	一、一七〇、〇〇〇円	四〇六、一〇〇円
六 号	一、一七〇、〇〇〇円	三七六、七〇〇円
七 号	一、一七〇、〇〇〇円	三五〇、八〇〇円
八 号	一、一七〇、〇〇〇円	三三四、一〇〇円

平成四年十二月一日 衆議院会議録第五号(二) 裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案及び同報告書

及び同報告書

一五〇

判事 補	六号	三〇六、三〇〇円
七号	二八五、八〇〇円	
八号	二七五、〇〇〇円	
九号	一一五〇、〇〇〇円	
十号	一四〇、九〇〇円	
十一号	二二六、六〇〇円	
十二号	二一八、一〇〇円	
一号	八八一、〇〇〇円	
二号	七六一、〇〇〇円	
三号	六八六、〇〇〇円	
四号	六一七、〇〇〇円	
五号	四六五、四〇〇円	
六号	四四四、八〇〇円	
七号	四〇六、一〇〇円	
八号	三七大、七〇〇円	
九号	三五〇、八〇〇円	
十号	三三四、一〇〇円	
十一号	三〇六、三〇〇円	
十二号	二八五、八〇〇円	
十三号	二七五、〇〇〇円	
十四号	一五〇、〇〇〇円	
十五号	一四〇、九〇〇円	
十六号	一一六、六〇〇円	
十七号	一一八、一〇〇円	

- 1 この法律は、公布の日から施行し、この法律による改正後の裁判官の報酬等に関する法律(以下「新法」という。)の規定は、平成四年四月一日から適用する。
- 2 新法の規定を適用する場合においては、この法律による改正前の裁判官の報酬等に関する法律の規定に基づいて支給された報酬その他の給与は、新法の規定による報酬その他の給与の内払とみなす。

理由

一般の政府職員の給与改定に伴い、裁判官の報酬額を改定する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

三 本案施行に要する経費
本案施行に要する経費は、十二億一千六百万円である。

四 右報告する。
平成四年十二月一日
法務委員長 浜田卓一郎
衆議院議長 櫻内 義雄殿

五 檢察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

一 議案の目的及び要旨
本案は、一般の政府職員の給与の改善に伴い、裁判官についても、一般の政府職員の例に準じて、その報酬額を改善する措置を講じようとするもので、その内容は次のとおりである。

1 最高裁判所長官、最高裁判所判事及び高等裁判所長官の報酬については、これに対応する内閣総理大臣その他の特別職の職員の俸給

の増額におおむね準じ、その他の裁判官の報酬については、おおむねその額においてこれに対応する一般職の職員の俸給の増額に準じて、それぞれこれを増額すること。

二 議案の可決理由
本案は、一般の政府職員の給与の改善に伴い、裁判官の報酬月額を改善する措置を講じようとするものであり、その措置は妥当なものと認め、「これを可決すべきものと議決した次第である。

右
国会に提出する。

平成四年十一月三十日

内閣総理大臣 宮澤 喜一

官 報 (号 外)

検察官の俸給等に関する法律の一部を改正

する法律

検察官の俸給等に関する法律（昭和二十二年法）に改

第九条中「六十六万六千円」を「六十八万六千円」に改める。

別表を次のように改める。

別表(第二条関係)

区	分		俸 納 額	
	事	総長	事	長
東京高等検察府検事長			一、四〇三、〇〇〇円	一、五八一、〇〇〇円
その他の検事長	一 号		一、一九二、〇〇〇円	一、一六六、〇〇〇円
	二 号		一、一七〇〇円	一、一九一、〇〇〇円
	三 号		一、〇四〇、〇〇〇円	
	四 号		八八一、〇〇〇円	
	五 号		七六一、〇〇〇円	
	六 号		六八六、〇〇〇円	
	七 号		六一七、〇〇〇円	
	八 号		五五七、〇〇〇円	
	九 号		四四四、八〇〇円	
	十 号		四〇六、一〇〇円	
	十一 号		三七六、七〇〇円	
	十二 号		三五〇、八〇〇円	
	十三 号		三三四、一〇〇円	
	十四 号		一一八五、八〇〇円	
十五 号				

1 この法律は、公布の日から施行し、この法律による改正後の検察官の俸給等に関する法律(以下「新法」という。)の規定は、平成四年四月

附
則

新法の規定を適用する場合においては、この法律による改正前の検察官の俸給等に関する法律の規定に基づいて支給された俸給その他の給

副検事															
十六号	十五号	十四号	十三号	十二号	十一号	十号	九号	八号	七号	六号	五号	四号	三号	二号	一号
一九三、一一〇円	一一〇五、〇〇〇円	一一一六、六〇〇円	一一四〇、九〇〇円	一一五〇、〇〇〇円	一一五〇、九〇〇円	一一一六、六〇〇円	一一一八、一〇〇円	一一七五、〇〇〇円	一一八号	一一九号	一一九号	一一八号	一一七号	一一六号	

与は、新法の規定による俸給その他の給与の内 払とみなす。

認め、これを可決すべきものと議決した次第で ある。

三 本案施行に要する経費

本案施行に要する経費は、九億一千万円であ る。右報告する。

平成四年十一月一日

法務委員長 浜田卓一郎

衆議院議長 櫻内 義雄殿

内閣総理大臣 宮澤 喜一

平成三年度歳入歳出の決算上の剩余金の処理

一 議案の目的及び要旨

一般的の政府職員の給与改定に伴い、検察官の俸 給月額を改定する必要がある。これが、この法律 案を提出する理由である。

検察官の俸給等に関する法律の一項を改正

二 議案(内閣提出)に関する報告書

一般的の政府職員の給与の改善に伴い、 本件を提出する理由である。

三 検察官の俸給月額を改善する措置を講じよう

て、その俸給月額を改善する措置を講じようと するもので、その内容は次のとおりである。

1 検事総長、次長検事及び検事長の俸給につ いては、これに対応する国務大臣その他の特 別職の職員の俸給については、おおむねそ の他の検察官の俸給については、おおむねそ の額においてこれに対応する一般職の職員の 俸給の増額に準じて、それぞれこれを増額す ること。

2 俸給月額の改定は、平成四年四月一日にさ かのばって行うこと。

二 議案の可決理由

本件は、一般的の政府職員の給与の改善に伴 い、検察官の俸給月額を改善する措置を講じよ うとするものであり、その措置は妥当なものと

項の規定により一般会計に帰属した借入金のうち 同項の規定により平成四年度に償還するものと されている金額並びに日本国有鉄道の経営す

る事業の運営のために昭和六十一年度に おいて緊急に講ずべき特別措置に関する法律 (昭和六十一年法律第七十六号) 第二条第一項及び日本国有鉄道清算事業団の債務の負担の軽減を図るために平成二年度において緊急に講すべき特別措置に関する法律 (平成二年法律第四十五号) 第二条第二項の規定により一般会計において承継した債務のうち平成四年度において償還すべき金額については、それぞれその償還を延期することができる。この場合において、当該延期に係る金額については、十年(五年以内の据置期間を含む)以内に償還しなければならない。

平成四年十一月三十日

内閣総理大臣 宮澤 喜一

平成三年度歳入歳出の決算上の剩余金の処理

一 議案の目的及び要旨

本件は、平成四年度において、税収が当初予 算の見積りを下回ることが避けられない見通し である一方、総合経済対策関連経費など特に緊 要になった事項について措置を講ずる必要があ るため、補正予算において既定経費の削減等を行 うこととしているが、なお財源が不足するこ とから、更に特別措置を講じようとするもの で、その内容は、次のとおりである。

1 剩余金処理の特例

歳入歳出の決算上の剩余金のうち二分の一 を下らない金額は、公債又は借入金の償還財

和七十四年度」を「平成十一年度」、「昭和七十 五年度」を「平成十二年度」に改める。

二 議案(内閣提出)に関する法律案

(一般会計における承継した債務等の償還の特 例)

第二条 政府は、地方交付税法等の一部を改正す る法律(昭和五十九年法律第三十七号)附則第三

2 条第一項の規定は、平成三年度の一般会計歳 入歳出の決算上の剩余金については、適用しな い。

1 剩余金処理の特例

歳入歳出の決算上の剩余金のうち二分の一

源に充てなければならぬと定めている財政法第六条第一項の規定は、平成三年度の剩余金については適用しないこととする。

一般会計において承継した債務等の償還の特例

交付税及び譲与税配付金特別会計における借入金のうち一般会計に帰属したもの並びに日本国有鉄道及び日本国有鉄道清算事業団の債務のうち一般会計において承継したものうち、平成四年度において償還すべき金額につきましては、それぞれその償還を延期することができることとして、当該延期に係る金額については、十年（五年以内の据置期間を含む。）以内に償還しなければならないこととする。

二 議案の可決理由

平成四年度においては、税収が当初予算を大幅に下回ることが避けられない見通しとなつてゐるため、平成三年度の決算上の剩余金の全額を補正予算の不足財源に充当すること等はやむを得ない措置であると認め、本案は可決すべきものと議決した次第である。

三 本案施行に伴う予算措置

平成三年度における財政法第六条の純剩余金約一兆五千三百十八億円については、その全額を平成四年度一般会計補正予算（第1号）において、一般財源に充当することとしている。

また、一般会計において承継した債務等のうち平成四年度に償還すべき金額の一部を延期す

ることに伴い、国債整理基金特別会計への繰入れを行わないことにより、平成四年度一般会計補正予算（第1号）において、国債費を約五千五百八十六億円減額することとしている。

右報告する。

平成四年十一月一日
大蔵委員長 太田 誠一
衆議院議長 横内 義雄殿

日本開発銀行法の一部を改正する法律案

右
国会に提出する。

平成四年十月三十日
内閣総理大臣 宮澤 喜一

一 議案の目的及び要旨

日本開発銀行法の一部を改正する法律案は、日本開発銀行の業務の円滑な運営に資するため、その借り入れ等及び債券発行の限度額を資本金及び準備金の合計額の十二倍から十四倍に引き上げるとともに、同銀行に対する政府の追加出資についての規定を整備するものである。

第四条に次の二項を加える。

三 政府は、必要があると認めるときは、予算で定める金額の範囲内において、日本開発銀行に追加して出資することができる。

三 本案施行に伴う予算措置

平成三年度における財政法第六条の純剩余金資があつたときは、その出資額により資本金を増加するものとする。

第十八条の二第一項中「第四条第一項」を「第四条に、「十二倍」を「十四倍」と改め、同条第二項中「第四条第一項」を「第四条」に改める。

二 議案の可決理由

日本開発銀行に対する資金需要の増大等に対応し、同銀行の業務の円滑な運営に資するため、その借り入れ等の限度額を引き上げる等所要の措置を講じようとする本案は、時宜に適するものと認め、可決すべきものと議決した次第である。

三 本案施行に伴う予算措置

日本開発銀行に対しては、平成四年度特別会計補正予算（特第1号）において七千五十三億円

の財政投融資の追加（資金運用部資金の追加七千億円、産業投資特別会計からの追加出資五千三億円）を行ふこととしている。

右報告する。

平成四年十一月一日
大蔵委員長 太田 誠一
衆議院議長 横内 義雄殿

廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律案

右
国会に提出する。

平成四年六月十六日
内閣総理大臣 宮澤 喜一

一 議案の目的及び要旨

日本開発銀行法の一部を改正する法律案は、日本開発銀行に対する資金需要の増大等に対応し、同銀行の業務の円滑な運営に資するため、その借り入れ等の限度額を引き上げる等所要の措置を講じようとする本案は、時宜に適するものと認め、可決すべきものと議決した次第である。

二 議案の可決理由

日本開発銀行に対する資金需要の増大等に対応し、同銀行の業務の円滑な運営に資するため、その借り入れ等の限度額を引き上げる等所要の措置を講じようとする本案は、時宜に適するものと認め、可決すべきものと議決した次第である。

三 本案施行に伴う予算措置

日本開発銀行に對する資金需要の増大等に対応し、同銀行の業務の円滑な運営に資するため、その借り入れ等の限度額を引き上げる等所要の措置を講じようとする本案は、時宜に適するものと認め、可決すべきものと議決した次第である。

四 この法律において「産業廃棄物」とは、次に掲げる廃棄物をいう。

一 事業活動に伴つて生じた廃棄物のうち、燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類その他政令で定める廃棄物

二 輸入された廃棄物（前号に掲げる廃棄物、船舶及び航空機の航行に伴い生ずる廃棄物（政令で定めるものに限る。第十五条の四の一第一項において「航行廃棄物」という。）並びに本邦に入国する者が携帯する廃棄物（政令で定めるものに限る。第十五条の四の二第一項において「携帯廃棄物」という。）を除く。）

第一条の二を第二条の三とし、第二条の次に次の二条を加える。

（国内の処理等の原則）

第二条の二 国内において生じた廃棄物は、なるべく国内において適正に処理されなければならぬ。

第二条の二 国外において生じた廃棄物は、その輸入により国内における廃棄物の適正な処理に支障が生じないよう、その輸入が抑制されなければならない。

第四条第三項中「図る」を「図り、並びに国内ににおける廃棄物の適正な処理に支障が生じないよう適切な措置を講ずる」に改める。

第二章中第九条の五の次に次の二条を加える。

（輸出の確認）

第九条の六 一般廃棄物を輸出しようとする者は、その一般廃棄物の輸出が次の各号に該当するものであることについて、厚生大臣の確認を

受けなければならない。

一 国内におけるその一般廃棄物の処理に関する設備及び技術に照らし、国内においては適正に処理されることが困難であると認められる一般廃棄物の輸出であること。

二 前号に規定する一般廃棄物以外の一般廃棄物については、国内における一般廃棄物の適正な処理に支障を及ぼさないものとして厚生省令で定める基準に適合する一般廃棄物の輸出であること。

三 その輸出に係る一般廃棄物が一般廃棄物処理基準（特別管理一般廃棄物にあつては、特別管理一般廃棄物処理基準）を下回らない方

2 前項の規定は、國その他の厚生省令で定める者には、適用しない。

3 厚生大臣は、第一項の許可の申請が次の各号に適合していると認めるときでなければ、同項の許可をしてはならない。

一 その輸入に係る廃棄物（以下「国外廃棄物」という。）が国内におけるその国外廃棄物の処理に関する設備及び技術に照らし、国内において適正に処理されると認められるものであること。

二 申請者が次のいずれかに該当する者であること。

イ 市町村

ロ その他厚生省令で定める者

2 前項の規定は、次に掲げる者には、適用しない。

イ 産業廃棄物処分業者又は特別管理産業廃棄物処分業者であつて、その国外廃棄物の処分をその事業の範囲に含むもの

ロ 産業廃棄物処理施設であつて、その国外廃棄物を処分することができるものを有する者（イに掲げるものを除く。）

ハ その他厚生省令で定める者

2 第十二条の三第一項の規定は、特別管理産業廃棄物に該当する国外廃棄物を輸入した者（その事業活動に伴い特別管理産業廃棄物を生ずる事業者であるものを除く。）について準用する。

第十八条に次の二条を加える。

2 厚生大臣は、この法律の施行に必要な限度において、国外廃棄物を輸入しようとする者若しくは輸入した者又は廃棄物を輸出しようとする者に対し、国外廃棄物の輸入又は廃棄物の輸出に關し、必要な報告を求めることができる。

第十九条第一項中「事業場又は」を「事業場若しくは」と、「処分又は」を「処分若しくは」と、「検査させる」を「検査させ、又は試験の用に供する」に改め、同条第三項中「第一項」の下に「及び第二項」を加え、同項を同条第四項とし、同

（輸入の許可）

第十五条の四の二 廃棄物（航行廃棄物及び携帯廃棄物を除く。第三項において同じ。）を輸入しようとする者は、厚生大臣の許可を受けなければならない。

業者であるものを除く。）は、第十一条第一項、第十二条第一項から第三項まで及び第十二条の二第一項から第三項までの規定の適用については、事業者とみなす。

（準用）

第十五条の四の四 第九条の六の規定は、産業廃棄物を輸出しようとする者について準用する。

この場合において、同条第一項第四号中「市町村」とあるのは、「事業者（自らその産業廃棄物を輸出するものに限る。）」と読み替えるほか、

2 前項の規定は、國その他の厚生省令で定める者には、適用しない。

3 厚生大臣は、第一項の許可の申請が次の各号に適合していると認めるときでなければ、同項の許可をしてはならない。

一 その輸入に係る廃棄物（以下「国外廃棄物」という。）が国内におけるその国外廃棄物の処理に関する設備及び技術に照らし、国内において適正に処理されると認められるものであること。

二 申請者が次のいずれかに該当する者であること。

イ 産業廃棄物処分業者又は特別管理産業廃棄物処分業者であつて、その国外廃棄物の処分をその事業の範囲に含むもの

ロ 産業廃棄物処理施設であつて、その国外廃棄物を処分することができるものを有する者（イに掲げるものを除く。）

ハ その他厚生省令で定める者

2 第十二条の三第一項の規定は、特別管理産業廃棄物に該当する国外廃棄物を輸入した者（その事業活動に伴い特別管理産業廃棄物を生ずる事業者であるものを除く。）について準用する。

第十八条に次の二条を加える。

2 厚生大臣は、この法律の施行に必要な限度において、国外廃棄物を輸入しようとする者若しくは輸入した者又は廃棄物を輸出しようとする者に対し、国外廃棄物の輸入又は廃棄物の輸出に關し、必要な報告を求めることができる。

第十九条第一項中「事業場又は」を「事業場若しくは」と、「処分又は」を「処分若しくは」と、「検査させる」を「検査させ、又は試験の用に供する」に改め、同条第三項中「第一項」の下に「及び第二項」を加え、同項を同条第四項とし、同

（国外廃棄物を輸入した者の特例）

第十五条の四の三 国外廃棄物を輸入した者（事

条第二項中「前項」を「前二項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

2 厚生大臣は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、国外廃棄物を輸入しようとする者若しくは輸入した者若しくは廃棄物を輸出しようとする者の事務所、事業場その他の場所に立ち入り、国外廃棄物の輸入若しくは廃棄物の輸出に關し、帳簿書類その他の物件を検査させ、又は試験の用に供するのに必要な限度において廃棄物を無償で取去させることができること。

第十九条の三中「特別管理産業廃棄物処分業者」の下に「(以下「この条において「事業者等」という。)並びに国外廃棄物を輸入した者(事業者等を除く。)」を加える。

第十九条の四第一項中「都道府県知事」の下に「(当該処分を行つた者が当該産業廃棄物を輸入した者である場合にあつては、厚生大臣又は都道府県知事)」を加え、同条第二項中「都道府県知事」を「厚生大臣、都道府県知事」に改める。

第四章中第二十四条の二を第二十四条の三とし、第二十四条の次に次の二条を加える。

(手数料)

第二十四条の二 第九条の六第一項(第十五条の四の四第一項において準用する場合を含む。)の確認又は第十五条の四の二第一項の許可を受けようとする者は、実費を勘案して政令で定める

額の手数料を納付しなければならない。

第二十六条中第三号を第五号とし、第一号の次に次の二号を加える。

三 第十五条の四の二第一項の規定に違反して、国外廃棄物を輸入した者

四 第十五条の四の二第四項の規定により許可に付せられた条件に違反した者

第三十条を第三十一条とし、第二十九条を第三十一条とし、第二十八条第五号中「第十五条の十三第一項」の下に「の規定による検査」を、「第十九条第一項」の下に「若しくは第二項」を、「検査」の下に「若しくは取去」を加え、同条を第二十九条とする。

第二十七条の次に次の二条を加える。

第二十八条 第九条の六第一項(第十五条の四の四第一項において準用する場合を含む。)の規定に違反して、一般廃棄物又は産業廃棄物を輸出した者は、五十万円以下の罰金に処する。

(施行期日)

附 則

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(経過措置)

第二条 この法律の施行前にした行為に対する罰

(厚生省設置法の一一部改正)

第三条 厚生省設置法(昭和二十四年法律第二百五十一号)の一部を次のように改正する。

第六条第二十七号の二中「基づき」の下に「、廃棄物の輸入の許可及び輸出の確認を行い、並びに」を加える。

2 廃棄物を輸入しようとする者は、厚生大臣の許可を受けなければならないものとし、許可の要件は、国内における処理に関する設備及び技術に照らし、国内において適正に処理されると認められること等とする。

3 廃棄物を輸入するため、廃棄物の輸入の許可制度及び廃棄物の輸出の確認制度を設ける等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

4 その他、報告の徵収、立入検査、罰則等について所要の規定の整備を行うこと。

5 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。

一 議案の目的及び要旨

本案は、有害廃棄物の国境を越える移動及びその処分に関するベーゼル条約の加入に資するため、我が国において適正に処理できない廃棄物の輸入の抑制と国内において生じた廃棄物のうち、国内において適正に処理できないものを除く廃棄物の輸出を規制し、その適正な管理の徹底を図ろうとするもので、その要旨は次のとおりである。

6 有害廃棄物の国境を越える移動及びその処分の規制に関するベーゼル条約の加入に資するため、廃棄物の輸出入に關し必要な規制を行い、その適正な管理の徹底を図ることは時宜に適するものと認め、本案は、可決すべきものと議決した。

なお、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

7 確認を受けなければならないものとし、確認の要件は、国内における処理に関する設備及び技術に照らし、国内において適正に処理

平成四年十一月一日 厚生委員長 牧野 隆守

衆議院議長 横内 義雄殿

平成四年十一月一日 衆議院会議録第五号

政治倫理の確立のための国会議員の資産等の公開に関する法律案及び同報告書

別紙

廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律案に対する附帯決議

政治倫理の確立のための国会議員の資産等の
公開等に関する法律案
右の議案を提出する。

であるものの限る。)を含む。)所在、面積及び固定資産税の課税標準額並びに相続(被相続人からの遺贈を含む。以下同じ。)により取得した場合は、その旨

除く。) 借入金の額

政府は、本法施行に当たり、次の事項につき格段の努力を払うべきである。

平成四年十一月一日

議院運營委員長 中西 啓介

政治倫理の確立のための国會議員の資産等

二 特別管理焼棄物については、パリゼル条約へ

(三)

三種物所存現可種在即第種種的諸種
票單項並以二相處二式以收得一為令其、二

(所得等報告書の提出)

の加盟の趣旨を踏まえ、同条約上の有害廃棄物を対象に検討調査を行い、必要なものについてその指定の拡大を速やかに進める。

第一條 この法律は、国会議員の資産の状況等を、国民の不斷の監視と批判の下におくため、国会議員の資産等を公開する措置を講ずること等により、政治倫理の確立を期し、もつて民主政治の健全な発達に資することを目的とする。

四 預金(当座預金及び普通預金を除く)、貯金(普通貯金を除く。)及び郵便貯金(通常郵便貯金を除く。)、預金、貯金及び郵便貯金の額
五 金銭信託 金銭信託の元本の額

（二十五号）第二条第一项及第二项二规定于

二条 国會議員は、その任期開始の日（再選議員

之に付託する事は、種類及び種類ごとの額

株券の額額(株券日本)では、株主の金額

松葉刀ひ箱と金箱の経緯

自転車 船舶 航空機及び美術工芸品（耶

得価額が百万円を超えるのに限る。」種類

及乙數量

八 エルフ場の利用に関する権利（譲渡する）

とができるものに限る）。ゴルフ場の名前

九 貸付金（生計を一にする親族に対するもの）

を除く) 貸付金の額

十 借入金（生計を一にする親族からのものを）

一 前年分の所得について同年分の所得税が課

される場合における当該所得に係る次に掲げる

衆議院政治倫理審査会規程の一部を改正する

規程案

右の議案を提出する。

平成四年十一月一日

提出者

議院運営委員長 中西 啓介

衆議院政治倫理審査会規程の一部を改正する規程

衆議院政治倫理審査会規程(昭和六十年六月二

十五日議決)の一部を次のように改正する。

第一条中「委員の申立て」の下に「又は議員の申出」を、「行為規範」の下に「その他の政治倫理の確立に資するものとして議長が定める法令(以下「行為規範等」という。)の規定」を加える。

第十二条の二 審査会に数人の幹事を置き、委員

がこれを互選する。

2 会長は、審査会の運営に關し協議するため、幹事会を開くことができる。

第十五条第一項中「第三条」を「第三条第一項」

に、「委員」を「出席委員」に改め、同項

及び前三項」を「前二項」に改め、同項を同条第三

項とする。

第十七条中「審査の申立て」を「第一条の申立て」

に改め、同条に次の二項を加える。

2 審査会は、第二条の二の申出に係る事案の審

査をしようとするときは、まず、当該申出をし

た議員に対し、弁明の機会を与えなければならぬ。

第十八条中「議員」を「議員等」に改める。

第二十一条第二項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

2 審査会は、前項の勧告を「以上併せて行う」とができる。

2 審査会は、第二条の二の申出をした議員から

参考人の出頭を求めるよう申出があつたときは、正当の理由がある場合を除き、これに応ずるものとする。

第二十二条に次の二項を加える。

4 第二項の申出をした議員は、当該申出に係る参考人に對して質疑することができる。ただし、参考人が当該議員に質疑することはできない。

第二十三条第一項中「議員のほか」を削り、同条第一項中「議員の傍聴を許さない」を「議員その他者の傍聴を許す」に改め、同条に次の二項を加える。

3 審査会は、審査の申立てをされた議員等から議員その他の者の傍聴を許す又は許さないことを求められたときは、これを尊重するものとする。

第十五条第一項中「幹事」を「幹事」に改める。

4 会議録の閲覧は、会長が指定する場所において行わなければならない。

第二十四条に「政治倫理審査会の審査を充実させる等のため、議員の傍聴を許す」に改め、同条に次の二項を加える。

3 審査会は、審査の申立てをされた議員等から議員その他の者の傍聴を許す又は許さないことを求められたときは、これを尊重するものとする。

4 会議録の閲覧は、会長が指定する場所において行わなければならない。

第二十五条第一項中「幹事」を「幹事」に改める。

4 会議録の閲覧は、会長が指定する場所において行わなければならない。

第二十六条に「政治倫理審査会の審査対象の拡大、審査開始の議

決要件の緩和、議員の申出に基づく審査制度の創設、委員数の増員、勧告要件の緩和等の措置を講

ずる必要がある。これが、この規程案を提出する理由である。

第二十七条に「政治倫理審査会の審査を充実させる等のため、議員その他の者の傍聴を許す」に改め、同条に次の二項を加える。

3 審査会は、審査の申立てをされた議員等から議員その他の者の傍聴を許す又は許さないことを求められたときは、これを尊重するものとする。

4 会議録の閲覧は、会長が指定する場所において行わなければならない。

第二十八条に「政治倫理審査会の審査を充実させる等のため、議員の傍聴を許す」に改め、同条に次の二項を加える。

3 審査会は、審査の申立てをされた議員等から議員その他の者の傍聴を許す又は許さないことを求められたときは、これを尊重するものとする。

4 会議録の閲覧は、会長が指定する場所において行わなければならない。

提出者

議院運営委員長 中西 啓介

右の議案を提出する。

平成四年十一月一日

提出者

議院運営委員長 中西 啓介

のみ傍聴を許すものとされた審査会の会議録を除く。)については、この限りでない。

前項本文の規定にかかわらず、審査会は、審査の終了していない事案に係る会議録を除き、審査を許すものとされた審査会の会議録を除く。)

その決議により会議録の閲覧を許すことができる。

官報(号外)

国会議員の秘書の給与等に関する法律の一
部を改正する法律
国会議員の秘書の給与等に関する法律(平成二
年法律第四十九号)の一部を次のように改正す
る。

附則第十三項中「一般職給与法第十二条の三第

二項第一号の人事院規則で定める地域及び官署に
係る同号に掲げる割合(以下この項において「甲地
の調整手当に係る割合」という。)を「百分の十一」
と、「甲地の調整手当に係る割合を」を「百分的
二を」に改める。

別表第一及び別表第二を次のように改める。

別表第一(第三条関係)

級	号	給	給	料	月	額
一	一			三四七、三〇〇円		
	二			三六七、三〇〇円		
	三			四二六、五〇〇円		
	四			四三七、七〇〇円		
	五			四四八、八〇〇円		
	六			四五九、九〇〇円		
	七			四五七、一〇〇円		
	八			四八二、二〇〇円		
	九			五〇〇、七〇〇円		
	十			五一八、三〇〇円		
	十一			五四〇、五〇〇円		
	十二			五四八、六〇〇円		
	十三			三四〇、一〇〇円		
	十四			二五九、九〇〇円		
	十五			二六九、七〇〇円		
	十六			三〇八、〇〇〇円		
	十七			三一六、〇〇〇円		
	十八			三一四、一〇〇円		
	十九			三一三、一〇〇円		
	二十			三一〇、一〇〇円		

別表第二(第三条関係)

級	号	給	給	料	月	額
一	一					
	二					
	三					
	四					
	五					
	六					
	七					
	八					
	九					
	十					
	十一					
	十二					
	十三					
	十四					
	十五					
	十六					
	十七					
	十八					
	十九					
	二十					

(施行期日等)

1 この法律は、公布の日から施行する。ただし、附則第十三項の改正規定及び附則第三項の規定は、平成五年四月一日から施行する。

2 この法律(前項ただし書に規定する改正規定を除く。附則第四項において同じ。)による改正後の国会議員の秘書の給与等に関する法律(以下「改正後の法」という。)の規定は、平成四年四月一日から適用する。

(給料月額の特例に関する暫定措置)

3 平成五年四月一日から平成六年三月三十一日までの間においては、この法律による改正後の

国会議員の秘書の給与等に関する法律附則第十三項中「百分の十一」とあるのは、「百分の十一」とする。

(給与の内払)

4 改正後の法の規定を適用する場合においては、この法律による改正前の国会議員の秘書の給与等に関する法律の規定に基づいて支給された給与は、改正後の法の規定による給与の内払とみなす。

理由
一般職の国家公務員の給与改定に伴い、国会議員の秘書の給料月額を改定する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

三六九、〇〇〇円
三七七、九〇〇円
三八六、八〇〇円
三九五、七〇〇円
四〇一、七〇〇円

三六九、〇〇〇円
三七七、九〇〇円
三八六、八〇〇円
三九五、七〇〇円
四〇一、七〇〇円

官 報 (号 外)

平成四年十一月一日 衆議院会議録第五号(二)

明治三十五年三月三十日
第三種郵便物認可

発行所
〒105 東京都港区虎ノ門二丁目二番四号
大藏省印刷局

電話
03 (3587) 4302

定価
本号一部
(税込五円五角五分)
配送料別